

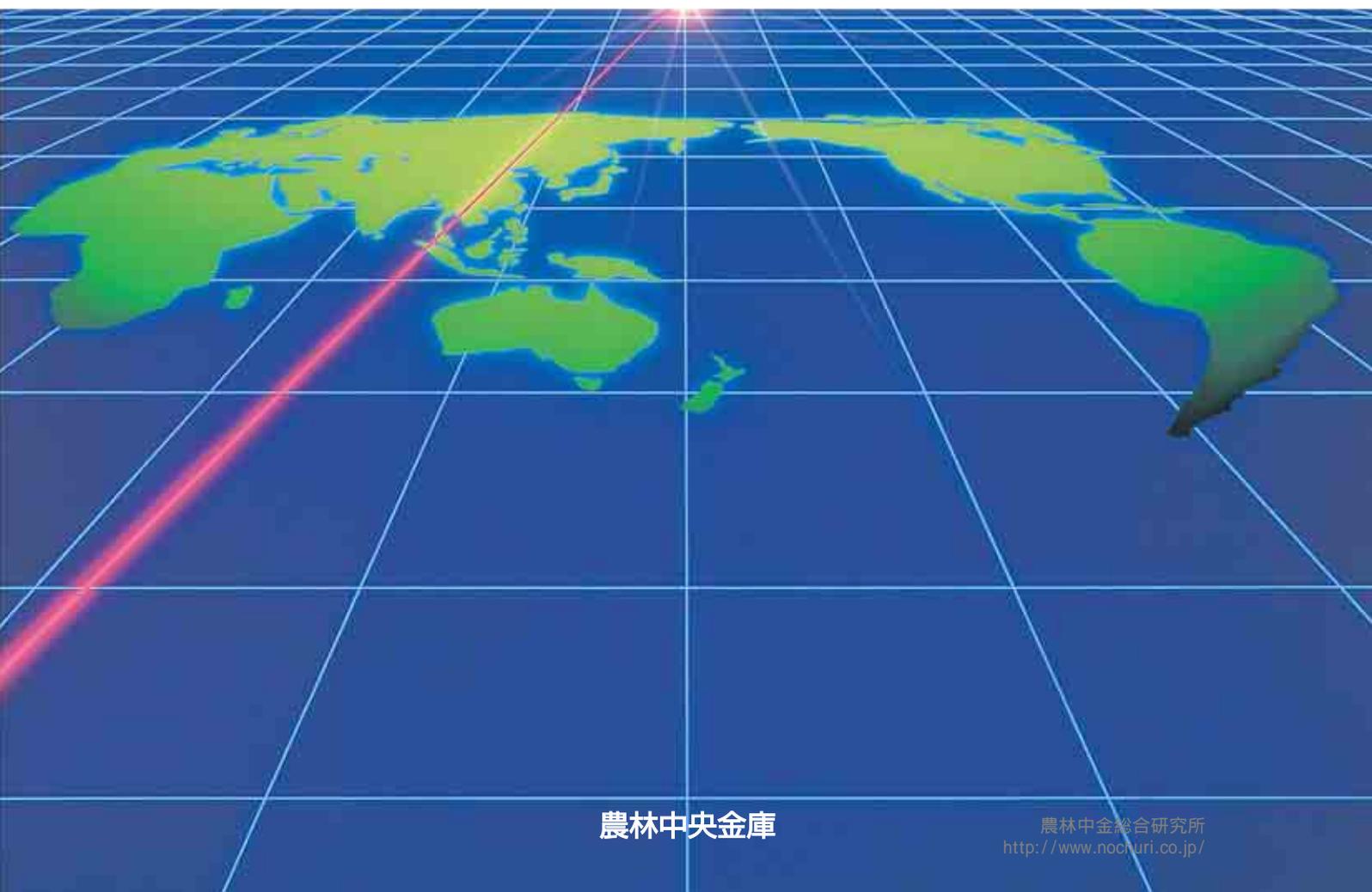
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2017 **4** APRIL

中国の農政と農村金融の改革

- 生産者補償制度に転換した中国のトウモロコシ政策
- 中国の農村信用社の組織再編成と農業融資
- 中国供銷合作社の総合改革に関する考察



農協と組合員の選択

日本農業新聞（2017年3月10日付）によれば、3月9日の参院農林水産委員会で、山本農林大臣は単位農協の信用事業譲渡・代理店化は「あくまで農協の選択に基づくべき」との認識を改めて示したという。

それでは、農協が望ましい形態を選択する基準とは何か。第1に、組合員と利用者にとって好ましい信用事業とはどのようなものか、ということであろう。

それは、農協法第7条にもあるように、農協の目的は協同組合として組合員のために最大の奉仕をすることだからである。また、ガバナンスは組合員中心で、総会や理事会だけでなく、集落座談会や部会など組合員の意見を聞き、経営に反映させる様々な機会がある。

これらを基礎に、農協は組合員と長期的で密接な関係を築き、^{ちゆうみん}稠密な店舗網も維持してきた。首都圏で、農協を貯金の最多預入機関とする人の7割は、その理由として支店が自宅の近くにあること、4割は組合員であることを選択する。協同組合性が魅力となっている。

さらに、総合事業として信用事業とそれ以外の事業を農協が行っていることで、組合員や利用者はよりよいサービスを楽しむことができ、取引費用も削減できると考えられる。このことは、営農経済事業と信用事業が連携して農業者にサービスを提供するとき、特に効果を発揮する。農協は、農業者の販売や資材購買の利用や営農指導を踏まえて、資金ニーズや経営を的確に把握し、適切な融資判断や提案、モニタリングが可能となる。

そもそも農協は、預金取扱金融機関として、組合員を中心に個人から資金を調達し、信連、農林中金とともに内外の多様な資金ニーズにこたえて効率的に運用することで、金融仲介機能を発揮し、それとともに、決済機能も有している。東日本大震災後には、協同組合と総合事業の特性を生かし、地域に密着して組合員との密接なかかわりを持つ農協だからこそ、金融機関としての機能を発揮することが確認できた。震災後に農協が迅速に店舗を再開し金融機能を提供できたのは、地域に密着し撤退の選択肢のない農協だからこそであり、また、職員が組合員や利用者との面識があったため、通帳がなくても円滑な貯金の払戻しが可能となった。生活、営農の再開の相談に幅広く応じることができた。

以上は農協信用事業の現状であり、今後も農業や地域の課題解決にはこれらの機能と対応がより必要と考えられるが、信用事業の譲渡、農協の代理店化で何が変わるのか変わらないのか、組合員、利用者にとどのような意味を持つのかを慎重に検討する必要がある。

本号の王論文は、農家等が出資し、農林畜産漁業分野への貸出を使命とする協同組織金融機関として設立された中国の農村信用社が、経営悪化のなかで中央銀行や連合会の指導によって株式会社である農村商業銀行等への組織転換を進めてきたこと、この組織転換によって経営は改善したものの、農林畜産漁業融資への取組みが弱まったことを指摘する。

中国の農村信用社と日本の農協では数多く異なる点があるが、組織転換というドラスチックな改革という点は共通する。日本の農協改革への何等かの示唆を読み取りたい。

（（株）農林中金総合研究所 常務取締役 齊藤由理子・さいとう ゆりこ）

今月のテーマ

中国の農政と農村金融の改革

今月の窓

農協と組合員の選択

(株)農林中金総合研究所 常務取締役 齊藤由理子

価格支持から直接支払いへ

生産者補償制度に転換した中国のトウモロコシ政策

阮 蔚 (Ruan Wei) — 2

農林畜産漁業貸出を対象として

中国の農村信用社の組織再編成と農業融資

王 雷軒 (Wang Leixuan) — 21

外国事情

中国供銷合作社の総合改革に関する考察

陳曉楠 (Chen Xiaonan) <西北農林科技大学経済管理学院 講師>・

高屋和子 <立命館大学経済学部国際経済学科 教授>・

若林剛志・

余勁 (Yu Jin) <西北農林科技大学経済管理学院 教授> — 37

情勢

2015年の農業経営の特徴

——水田作経営と肉用牛経営を中心に——

山田祐樹久 — 56

談話室

「あと一步の後押し」としてのみらい基金

——開発営農組合とおうみ富士農業協同組合の
農育事業への助成を例に——

(株)農林中金総合研究所 代表取締役社長 齋藤真一 — 54

統計資料 — 66

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

生産者補償制度に転換した 中国のトウモロコシ政策

—価格支持から直接支払いへ—

理事研究員 阮 蔚 (Ruan Wei)

〔要 旨〕

21世紀に入り、中国は経済体制の全面的市場化のなかで、農業と他部門の経済的均衡を図り、また食糧を増産させるために、所得移転を伴う価格支持政策を導入した。支持価格の引上げにより農家の所得増と食糧増産を同時に達成した反面、輸入穀物との価格逆転が生じた。それにWTO加盟時に約束した低関税が加わり、安い輸入品が急増し、増産した国内の穀物は売れずに政府在庫として空前の規模に膨張した。中国は2014年以降、大豆やトウモロコシにおいて価格支持から目標価格制度（不足払い）、生産者補償制度という直接支払いへと転換を始めた。すでに国産穀物の価格下落、輸入抑制等の効果が確認されたが、同時に生産者収益と国内生産量の減少ももたらされた。

本稿では中国のトウモロコシに導入された生産者補償制度について内容を紹介し、WTO農業合意の国内助成の上限との関係を分析するとともに、その政策転換が中国農業と世界の穀物市場に与える影響を検討する。

目 次

はじめに

1 トウモロコシ価格支持政策の破綻とその要因

- (1) 価格支持政策の導入
- (2) 内外価格の逆転と輸入の増加
- (3) 巨大な政府在庫
- (4) 低関税による価格支持政策の破綻

2 大豆と綿花における「目標価格制度」の試行 経験

- (1) 「目標価格制度」の模索
- (2) 目標価格制度の試行からの示唆

3 トウモロコシの「生産者補償制度」への転換

- (1) トウモロコシの価格支持政策の廃止
- (2) 「青の政策」を目指すトウモロコシの
生産者補償制度
- (3) トウモロコシ生産者補償制度の内容
- (4) 不足払い的要素を加味した直接支払い
- (5) 大豆との収益格差の解消

4 生産者補償制度の国内と世界穀物市場への 影響

はじめに

中国は2014年に「食糧の完全自給」から「輸入を食糧安全保障の柱の一つに加える」という食糧安全保障戦略上の大転換に踏み切った(阮(2014))。それとともに、食糧増産の基盤となっていた「価格支持政策」の抜本的改革に着手した。

これまで価格支持政策による生産刺激によって、国産食糧の大増産がもたらされた反面、国産品価格が輸入品の価格を上回るという史上初めての逆転状況が市場で恒常化し、15年まで政府が買い入れた穀物在庫は空前の規模に膨張した。その背景には、中国がWTO加盟時に受諾した関税等国境措置が先進国に比べても低く、事実上、国産農産物の防波堤として機能しなくなり、輸入が急増したという状況がある。なかでもトウモロコシの政府在庫は中国を除く世界の在庫の2倍以上に達し、中国農政にとっても世界の穀物市場にとっても重い負担としてのしかかっている。トウモロコシ等に関する中国の価格支持政策は実質的に破綻し、政策の転換が不可欠となっている。

米国は16年9月13日、中国をWTOに提訴した。中国は小麦やトウモロコシ、米の生産者にWTOが認める基準を1,000億ドル近く上回る補助金を支給し、これが中国の生産拡大と世界的穀物価格の低下をもたらし、米国の農家に損失を与えたと米国政府は主張している。米国の主張が事実かどうかは別として、提訴の根拠となっているの

は中国の価格支持政策であるが、米国が提訴する以前に中国政府自身はすでに価格支持政策の改革に着手したのである。

ただし、価格支持政策が転換されても、米や小麦という主食穀物のほぼ完全自給、トウモロコシ等飼料穀物の基本的自給という原則は変わらない。その原則の達成に向けた価格支持政策の改革では、まず14年から国内生産量の少ない大豆と綿花において「目標価格制度」(不足払い^(注1))への転換を模索した。その経験を踏まえて、16年にトウモロコシの価格支持政策の抜本的改革に踏み切った。中国のトウモロコシは需要量も在庫量も巨大であり、その改革の成否は世界の穀物市場にも大きな影響を及ぼすことになる。

本稿は、トウモロコシの「生産者補償制度」導入の背景とその内容を概説し、中国農業と世界穀物市場に対する影響を考察する。また、その前段として、価格支持政策が機能しなくなった要因を説明し、大豆と綿花における目標価格制度の試行結果とその問題点について指摘する。

(注1)大豆と綿花における目標価格制度は、阮(2015)では「不足払い制度」という用語を使ったが、中国では「目標価格制度」という名称を使っているため、本稿は不足払いという意味で中国の原文である「目標価格制度」という用語を用いる。

1 トウモロコシ価格支持政策の破綻とその要因

(1) 価格支持政策の導入

中国は建国直後の50年代初頭に工業化に

動き出したが、国内の資本蓄積は少なく、外資の導入もほとんどない状況の下で工業化の原資は農業部門から絞り出すしかなかった。そのために実施してきた低価格での農産物強制供出という途上国型搾取的農政が、修正・緩和しながらも20世紀最後の時期まで維持されていた。

80年からの経済改革開放政策によって外資の誘致と輸出のけん引で経済が発展し、所得も上昇してきた。それを受けて、90年代後半からようやく搾取的農政から先進国型の保護的農政に転換するようになった。搾取的農政から完全に転換したのは、53年から実施してきた食糧買付価格を低く抑える義務的供出の「食管制度」を完全に廃止した04年である。

この食管制度の廃止とともに、「市場供給を維持し農家の利益を守るため、国务院の決定により不足している重点食糧品目に対して、食糧主産地において最低買付価格を適用する」という価格支持制度を導入した。

これを受け、米（04年から）、小麦（06年から）、トウモロコシ（07年から）、大豆と菜種（08年から）、綿花と砂糖（11年から）に、段階的に、また全国的ではなくそれぞれの主要産地に限定して、価格支持政策を実施することになった。

中国は21世紀初頭に搾取的農政を脱却したものの農民の収入は世界的にみても低く、農業と他産業との所得格差が依然として大きい。また、巨大人口を養うために、依然として食糧には増産あるいは生産維持の圧力もあった。所得格差の是正、食糧生産の維持・拡大には所得移転と生産刺激の両面の効果を持つ価格支持政策が必要だったのである。

なお、中国の価格支持政策では、主食の米と小麦を対象とする「最低買付価格」政策と、それ以外の農産物を対象とする「臨時買付保管」政策という、重要度によって差をつける制度を導入している（第1表）。

07年の世界穀物市場の高騰を受けて、中

第1表 中国の食糧価格支持制度

	最低買付価格政策				臨時買付保管政策	
	米			小麦	トウモロコシ	大豆
	インディカ 早稲	インディカ 中晩稲	ジャポニカ 稲			
実施期間	04年から現在			06年から現在	07～15年 (16年から生産者補償制度)	08～13年 (14年から目標価格制度)
対象地域	安徽, 江西, 湖北, 湖南, 広西 (5省・自治区)	安徽, 江西, 湖北, 湖南, 四川, 江蘇, 河南, 広西 (8省・自治区)	吉林, 黒龍江, 遼寧 (3省)	河北, 江蘇, 安徽, 山東, 河南, 湖北 (6省)	吉林, 黒龍江, 遼寧, 内モンゴ (4省・自治区)	吉林, 黒龍江, 遼寧, 内モンゴ (4省・自治区)
価格の発表時期	播種前	播種前	播種前	播種前	収穫時期	収穫時期
買付期間	当年7月中旬～9月末	当年9月中旬～翌年1月末	当年10月中旬～翌年2月末	当年5月下旬～9月末	当年11月下旬～翌年4月末	当年11月下旬～翌年4月末

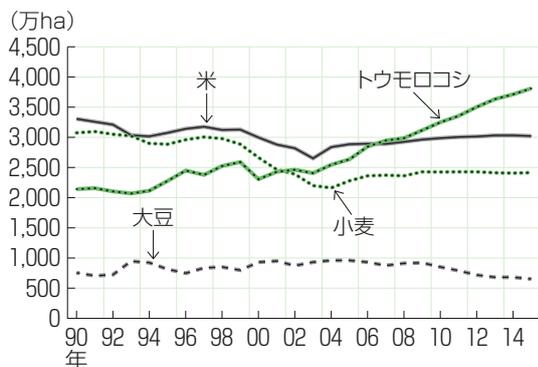
資料 国家発展改革委員会

国政府は国内増産の方針を採り、また人件費等生産コストの上昇を受けて農家の所得向上により他産業との所得格差を縮小させるため、08年から支持価格を大幅に引き上げてきた。07～14年の間に、支持価格はジャポニカ米で106.7%、小麦で71.0%、トウモロコシで60.0%、大豆で24.3%（08～13年の間）引き上げられた。

これによって穀物生産の収益性が高まり、穀物生産農家の所得が向上する一方で、穀物生産量も15年まで連続12年間の増産となった。

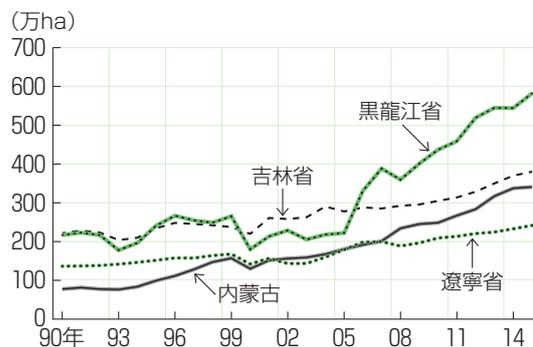
その中で、特にトウモロコシの生産量は07年の1億4,700万トンから15年の2億2,463万トンへと52.8%も増えた。作付面積をみると、トウモロコシは07～15年の間に2,948万haから3,812万haへと29.3%増え、米、小麦、トウモロコシ、大豆からなる4大食糧の作付面積全体に占めるトウモロコシの割合は32.4%から38.5%へと6.1ポイント拡大した（第1図）。そのうち、最大のトウモロコシ生産地である黒龍江省は388万haから582万haへと194万ha（49.9%）も拡大し、こ

第1図 中国の食糧作付面積



資料 『中国農村統計年鑑』各年版

第2図 東北4省・区のトウモロコシ作付面積



資料 第1図に同じ

れは日本の農産物作付延べ面積415万ha（14年）を約4割上回っている（第2図）。黒龍江省は中国でトウモロコシの生産面積が最も拡大した地域であり、また、内モンゴも201.3万haから340.7万haへと140万ha増え、2位の吉林省（380万ha）に近付こうとしている。その結果、中国のトウモロコシ作付面積に占める東北4省・区（内蒙古自治区、遼寧省、吉林省と黒龍江省、以下「4省・区」という）の割合は07～15年の間に36.5%（1,075万ha）から40.5%（1,545万ha）に4ポイント拡大した。

この4省・区の15年におけるトウモロコシ作付面積1,545万haは、EU全域のトウモロコシ作付面積957万haより61.4%も大きく、世界3位のトウモロコシ生産国ブラジル1,543万haの作付面積に匹敵する。

なお、穀物生産がもうかるため増産ブームが起き、トウモロコシ生産用の借地の地代は08～15年の間に3倍以上に値上がりし、土地を借りて生産規模を拡大した生産者にとってコスト増の大きな要因となった。

(2) 内外価格の逆転と輸入の増加

しかし、12年頃から支持価格制度の問題

点が露呈し始めた。トウモロコシの最大の需要地である広東省では、国産トウモロコシの価格は輸入価格を上回るようになったのである。その差は年々拡大し、15年に両者の差が63.3%に達し、最高関税率の65%に近づいている（第3図）。

ここで問題となったのは、中国の関税保護水準の低さである。01年の中国のWTO加盟時に交わされた農業分野の合意により、非関税措置の撤廃、重要品目の米、小麦、トウモロコシ、綿花の4品目において関税割当制を実施し、割当枠（米532万トン、小麦963.6万トン、トウモロコシ720万トン）内の関税率は1%、割当枠外の2次関税率は3種類の穀物とも65%となった。つまり、中国では輸入価格が低下しても輸入抑制の効果を持つ重量税は重要農産物にも適用できていない。そのうえに2次関税率の65%が農産物の最高税率となった。これは日本の重量税となっている米関税率341円/kg（従価税換算778%）と比べていかに低いかわかる。そのほかの関税率は、大豆3%、ソルガム2%、大麦1.5%、DDGS（乾燥したトウモロコシの蒸留かす）5%、冷凍豚肉6%、

第3図 トウモロコシの国内価格と輸入価格



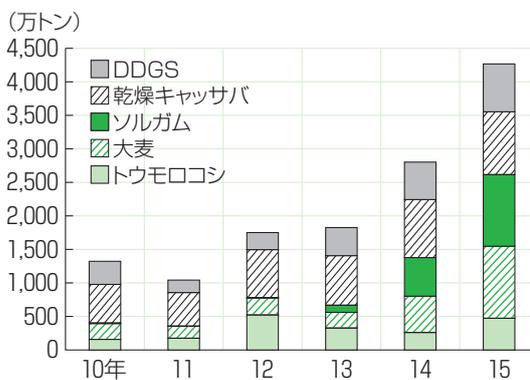
資料 中国海関統計, 国家糧油信息中心

牛肉12%と全般的に低い。

国産穀物が輸入品より高いため、国内需要者は輸入品を選び、海外からの穀物輸入は12年から急増を始めた。米、小麦、トウモロコシ、大豆の4品目を合わせた食糧の純輸入量は、11年の5,531万トンから15年の9,225万トンへと66.8%も拡大したのである。

そのうち、11年までほとんど輸入がなかったトウモロコシも、12年から輸入が一気に増加した。また、13年末に中国は認定していないトウモロコシ遺伝子組換え(GMO)品種(MIR162)の輸入の取締まりを強化したことがきっかけとなり、中国の配合飼料メーカー等需要者は、14年にトウモロコシの代替品として関税率の低い割当枠の制限もないソルガムや大麦、DDGS、キャッサバの輸入に切り替え、その輸入量は14年に前年比69.5%増の2,542万トン、15年にはさらに前年比49.3%増の3,794万トンへと拡大した(第4図)。GMO規制で国内需要者に国産トウモロコシを使わせようとしても、トウモロコシ代替品の関税率が低いことが仇となり、逆に飼料の原料範囲を広げ、トウ

第4図 中国のトウモロコシとその代替品の輸入



資料 UN Comtrade

モロコシ代替品の輸入を増やす結果となった。15年にトウモロコシの輸入量473万トンを入れると、飼料穀物の輸入量は4,267万トンに膨らみ、大豆の輸入量8,174万トンを加えると中国は1億2,441万トンもの巨大食糧輸入国となった。

このように関税の保護水準が低い状況の下で、国内価格を引き上げた価格支持政策は、意図せざる結果として輸入促進策にもなってしまったのである。

(3) 巨大な政府在庫

こうした輸入の急増により、売れなくなった国産穀物の大半は政府在庫となり、「政府のトウモロコシ在庫は2.2~2.5億トン」とする説が16年に中国のマスコミに頻繁に登場し、市場に不安を与えた。その数字が正しいければ、その規模は中国を除く世界のトウモロコシ在庫の2倍以上に当たり、一国の穀物在庫としてこれまで世界で経験したことのない量の在庫が中国に積み上げられているのではないかとみられる。

12年以降、政府の支持価格が市場価格より高くなる状況が一般化し、農家はトウモロコシの大部分を有利な支持価格で政府に売らなくなった。支持価格による政府のトウモロコシ買付量は、12年度3,083万トン、13年度6,919万トン、14年度8,279万トン、15年度1億トンになった。4年合計の買付量は2億8,281万トンに達し、その多くを売れないまま政府在庫として抱えていることになる。

一方、流通しているトウモロコシの大半

が国の買付けとなったことは、民間の食糧流通加工企業を買付市場から追い出す結果ともなり、「流通システムの多様化と食品加工業の振興」という04年の食糧流通市場化改革の目標とは正反対の結果を招来してしまった。

(4) 低関税による価格支持政策の破綻

こうして、01年のWTO農業合意で決められた低関税が、07年にスタートした中国のトウモロコシ価格支持政策をわずか7年間で破綻させてしまったのである。WTO加盟交渉の時点において中国当局者でこれほど短期間に関税という防波堤が突破され穀物が怒とうの勢いで輸入されると予想した人物はいなかっただろう。

農業と他部門の経済的均衡が達成されていない段階では、価格支持政策が所得分配効果と増産効果の高い政策であることは、中国における数年間の実施で証明された。同じことは、30年間以上にわたり高水準の価格支持政策を実施したEUでも同様の効果があった。

EUは食料の自給体制を確立するために62年（前身のEEC）に価格支持政策を中核とする域内「共通農業政策（CAP）」を導入した。支持価格は市場価格の上限に近い高水準に設定されたため、生産者の所得増と、対象となる農畜産物の全面的増産を同時にもたらした。

EUは長期的な農畜産物の供給過剰の状況に直面したが、ウルグアイラウンド前は、農業がガット交渉のテーマになっていなか

ったこともあり、「可変課徴金（可変関税と同様の効果）」という「非関税措置」によって輸入品を遮断して域内市場を守った。そのうえで輸出補助金付きで余剰農産物を国際市場向けに売却処分した。^(注2)

それに対して、中国はWTO農業合意により、非関税措置の撤廃、関税率の大幅引下げ、輸出補助金の使用禁止とされているため、輸出するどころか、大きく開放した国内市場は輸入品にとられてしまった。

EUの価格支持政策は、長期的供給過剰をもたらすと同時に巨額の輸出補助金まで必要とする段階まできたところで持続不可能となり、92年に「価格支持水準の引下げ」と生産者に対して「休耕を伴う『直接支払い』の導入」という抜本的な改革を断行した。「マクシャリー改革」である。振り返れば高水準の価格支持政策は62年から92年まで30年間も継続された。^(注3)

これに対し、一人当たりGDPが低く、農工間の所得格差も依然として大きい中国では、所得移転を伴う価格支持政策が効果を発揮する発展段階にあるが、わずか7年間で転換せざるを得なかった。WTO加盟時に約束した低関税率等により、価格支持政策が機能する前提となる国内価格が輸入価格を上回らないという条件が14年以降満たせなくなったからである。

EUに遅れて国際経済のテーブルに着いた中国は与えられた分け前がきわめて小さく、そのツケは中国農民と政府財政が負担することになったのである。

(注2) 輸出市場の奪い合いを意味する80年代の

「米・EU小麦輸出戦争」の勃発にもつながった。
(注3) EUは水準を引き下げたうえで価格支持政策を今日も維持している。

2 大豆と綿花における「目標価格制度」の試行経験

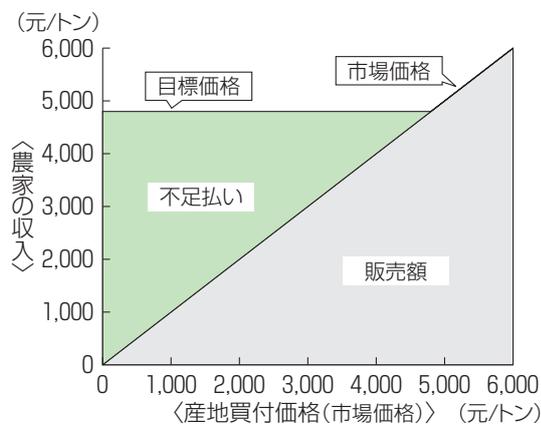
(1) 「目標価格制度」の模索

中国は14年から価格支持政策の改革に動き出した(阮(2015))。前述したように、最も問題になっているのはトウモロコシであるが、トウモロコシ生産者の数や生産量と需要量、そして改革に必要な財政資金はいずれも巨大であるため、政策転換の影響が大きく、失敗が許されない。

そのため、漸進的手法という考え方に基づき、まず、輸入量がすでに多く国内生産量が少ない大豆と綿花を対象に、14年から一部の主要産地に限って目標価格制度への転換を試行し始めた。従来は政府が「支持価格で買い入れて市況の回復・上昇を図る」仕組みであったのに対して、新制度は「買付けと価格決定は市場に任せ、政府があらかじめ設定した目標価格と現実の市場価格との差額を農家に補償する」直接支払いへの大転換であり(第5図)、目標価格は全国の平均的生産費に一定の利益を補償する水準とされる。これは米国などで用いられている不足払い型の制度であるといえることができる。

目標価格制度を選んだのは、関税による農産物保護水準が低くても「農家の所得安定」と「価格競争力の引上げによる生産量の維持」を同時に達成できることが40年以

第5図 大豆の目標価格制度のイメージ図



資料 筆者作成

上も実施してきた米国で実証されているためである。人口大国の中国は価格支持政策をやめるにしても、依然として重要農産物の高い自給率を維持する必要がある、生産量の維持が不可欠であるからである。

一方、トウモロコシの価格支持政策は15年度まで維持されたが、それまで年々引き上げられてきた支持価格は14年に前年並みに据え置かれ、15年度にトン当たり前年比10.7%引き下げられ、08年以降続いてきた買付価格の上昇は止まった。この引下げに際して生産者への補償はなく、そのことによって、農家のトウモロコシ増産意欲を抑えたく、また支持価格の引上げによって農家の所得向上を図るこれまでの農政から抜けだそうとする政府の意図が農民にも市場にも明確に示された。

(2) 目標価格制度の試行からの示唆

大豆と綿花の目標価格制度の試行期間は14～16年度の3年間であった。綿花については初年度から市場価格の大幅下落、国内

需要の国産綿花への回帰、および輸入量の減少という予定の効果が表れた。また、2年目から生産面積ではなく販売量に応じて直接支払いを行うように変更したことによって、面積の測定や確認等にかかる行政コストが軽減された。こうした効果が認められ、3年間の試行期間後、綿花は本格的に目標価格制度に転換する旨が17年2月公表の1号文件（農業政策の年度指導方針）によって示された。

ただし、成功したようにみえる綿花の目標価格制度も不安定要素をはらんでいる。これもまたWTO農業合意による制限にぶつかり、先述した低関税以外に、国内農業助成にも厳しい上限が課されているからである。

WTOルールは、先進国主導の下で生産刺激的な農業助成、いわば「黄色の政策」について実績主義を採用している。それが中国にとって不利であるのは、中国はWTO加盟まで生産刺激的な国内農業助成をとっておらず、実績がないためである。手厚い農業保護を行っていた先進国と違って、中国がWTOにおいて認められる国内農業助成の上限は、削減対象となる生産刺激的国内助成合計量（AMS）の計算から除外されるいわば「デミニマス」（最低限の助成）の範囲内だけとされてしまった。また、デミニマスの大きさも、品目別の国内助成、品目を特定しない国内総助成ともに、途上国に適用される10%ではなく、途上国と先進国の5%との間の8.5%に決められた。日本やEU、米国は早い時期から手厚い国内農

業助成を行ってきたため、これが過去実績として認められ、さらにデミニマスも使える。こうした先進国の既得権益に比べて、保護策が不可欠とも言える膨大な零細農家を抱える中国に与えられた生産刺激的国内農業助成の枠が過酷なほどに小さいことは歴然としている。

14年に綿花と大豆で試行した目標価格制度は、価格支持政策と同様にデミニマスに算入される。そして14年の綿花の不足払い額はすでにデミニマスの上限の2倍以上にもなった。トウモロコシでも同様の目標価格制度を実施すれば、綿花と同様に初年度で8.5%のデミニマス範囲を大幅に超えてしまう可能性がある。

一方、WTO農業協定においては、当面削減対象とならない品目特定の国内助成、いわゆる「青の政策」がある。生産制限計画の下で支払われる直接支払いのうち、①固定した面積と単収に基づくもの、または②基準となる生産水準の85%以下に対するものを指す。

それに対して、17年3月16日に国務院によってその転換が正式に決められた綿花の目標価格制度は、その補償方法について「補償対象数量は基準期間（12～14年）における全国平均生産量（過去実績）の85%を上回らない」と修正された。「青の政策」を（注4）目指していると考えることができよう。

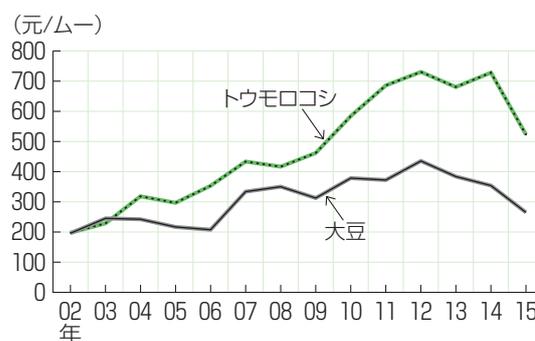
一方、大豆については、増産を狙って初年度の目標価格が前年比4.3%と高く設定されたが、予定の効果は得られなかった。例えば、吉林省の大豆作付面積は15年に前年

比24.4%も減少した。その最大の要因は、大豆の収益性がトウモロコシに比べて大幅に低かったことである。

全国平均のトウモロコシと大豆の収益を比べてみよう（第6図）。14年度の大豆の収益354元/ムーに、一番高く設定された黒龍江省の不足払い単価61元/ムーを足しても、トウモロコシの収益729元/ムーの6割にも満たない（1ha=15ムー）。大豆はトウモロコシとともに4省・区が主要産地であるが、この4省・区では気候の制約から年1作しかできず、こうした収益構造の下では生産者は当然のようにトウモロコシを選択する。すなわち、大豆の作付面積はトウモロコシに比した収益性によって変動するので、大豆生産の政策はトウモロコシと一体で考える必要があることが明らかになった。

また、零細な大豆生産者が多いため、作付面積の測定や確認、不足払い額の支払い等にかかわる行政コストが予想以上に大きな負担となることもわかった。生産者数、作付面積が大豆の数倍にもなるトウモロコシでは、面積測定など行政コストがさらに大規模になるのは確実で、もっと合理的な

第6図 トウモロコシと大豆の所得比較



資料 『全国農産品コスト収益資料編』各年版

実施方法を採る必要があることもわかったのである。

(注4) 国家発展改革委財政部(2017)「關於深化棉花目標價格改革的通知」3月16日

3 トウモロコシの「生産者補償制度」への転換

(1) トウモロコシの価格支持政策の廃止

前述した大豆と綿花に試行された目標価格制度の経験の下で、16年に中国はトウモロコシの価格支持政策の改革に踏み切った。支持価格による政府のトウモロコシ買付けを廃止し、買付けと価格形成を市場に委ねる。その代わりに、大豆と綿花のような「目標価格制度」ではなく、「生産者補償制度」を模索することとなった。

トウモロコシの生産者補償制度の構築については、中央政府は具体策を用意した大豆と綿花の目標価格制度の試行時の手法と異なり、政策の方向性と補償総額しか関与せず、具体的な制度設計(後述)は省・区の自主性に任せる形とした。

これは、トウモロコシの生産者数や作付面積等が巨大であり、畜産やコーンスターチなどトウモロコシを原料とする加工業のバリューチェーンが長く、政策変更の影響を受ける範囲が大きいためである。最初から統一的な方法を打ち出すのではなく、4省・区それぞれで現場密着型の最適制度、手法を試行し、その中から最適なものを探っていこうという発想が背景にあったと考えられる。

また、黒龍江省のトウモロコシ作付面積は、過少に見積もられている国家統計局の統計においても、15年に582万haと日本の14年の農産物作付延べ面積415万haより約4割多く、吉林省と内モンゴはその8~9割に、遼寧省もその半分以上に相当する。いわば4省・区ともトウモロコシの作付面積が一国の農産物全体の作付面積に匹敵するほど大きいこともあり、また後述の(注5)で述べている黒龍江省のように国家統計局と省統計局の統計データに大きなずれがあり、その調整に時間がかかることもあり、支払方法はそれぞれの省・区の模索に任せた方が現実的かつ賢明であるのは間違いない。

中央政府が発表したトウモロコシ価格支持政策の改革に関する主な情報は以下のようなものになる。

16年1月27日に公表された農業政策の年度指導方針、いわゆる「1号文件」にトウモロコシ価格支持制度の改革の方向性が示された。「価格形成を市場に委ね、支持価格に含まれている生産者補償を分離することを原則としてトウモロコシの買付制度の改革を進める。トウモロコシの価格は市場の需給関係を反映させると同時に、農家の合理的収益、財政の支払能力とトウモロコシ加工産業チェーンの協調的發展を総合的に検討したうえでトウモロコシ生産者補償制度を構築する」。ここでは、生産者に直接支払いを行うが、大豆と綿花に試行した目標価格制度を実施しないことが明らかになった。

(2) 「青の政策」を目指すトウモロコシの生産者補償制度

次に、16年3月28日、国家発展改革委員会、中央農村領導工作小組、財政部、農業部、国家食糧局、中国農業銀行は共同記者会見を行い、16年度からこれまで4省・区で実施してきたトウモロコシの価格支持政策を廃止し、「生産者に合理的な収益を保障する」生産者補償制度を構築すると追加的に告示された。

さらに、16年6月20日財政部のホームページでトウモロコシ生産者補償制度の実施意見の交付という情報を発表した。詳細は公表されていないが、「中央財政は食糧買付備蓄制度の改革を大いに支持する」という『中国財政報』の記事を載せる形で中身を紹介した。国は、4省・区への単位面積当たりの補償基準を同一のものにし、支払対象面積は4省・区の過去実績（14年の作付面積と生産量）を基準にして数年間固定する。補償基準は毎年決める。

ここでは、トウモロコシの生産者補償制度はWTO農業協定上の「青の政策」を目指すよう設計されていると考えることができる。前述したように、生産制限計画の下で①固定した面積と単収に基づくもの、または②基準となる生産水準の85%以下に対して支払われる直接支払いは「青の政策」となる。上述のトウモロコシ生産者補償制度への転換にあたっては、トウモロコシ作付面積の大幅削減が前提条件となっている。20年までにトウモロコシの作付面積は14年に比べて全国で少なくともその約1割に当

たる333万ha（5,000万ムー）を削減し、そのうち200万ha以上は東北地域の寒冷地および砂漠化しやすい北方の乾燥地域を対象とする（農業部（2015））。それと同時に、トウモロコシの連作から大豆等との輪作体系の構築、トウモロコシの青刈サイレージの面積拡大（20年までに167万ha〔2,500万ムー〕へ）も求められている（農業部（2016））。

次に、生産者補償の支払う対象は過去実績（14年）の生産面積と生産量に固定している。さらに対象地域は、全国生産量の約45%を占める4省・区だけであり、これは全国でみた過去実績の生産量の85%を大幅に下回っているため、「基準となる生産水準の85%以下に対するもの」という条件を満たしている。

(3) トウモロコシ生産者補償制度の内容

a 国の直接支払額

中央財政はトウモロコシ収穫前の16年8月9日に4省・区にトウモロコシ生産者補償額（直接支払い）300億元超、10月28日に追加で90億元、合わせて390億元（約6,240億円）を支払った（第2表）。そのうち、内蒙古87億元、遼寧省60億元、吉林省95億元、黒龍江省149億元となっている。単品目での助成額としては中国の農政史上最大のものとなった。

国の4省・区への単位面積当たりの支払単価は同一となっていることから、上記の中央財政の補償額を14年の4省・区の実績面積で割ると、黒龍江省を除いてほかの3省・区（内蒙古、吉林省、遼寧省）は全部171

第2表 東北4省・区のとウモロコシ生産状況と中央財政の生産者補償額

	14年 生産面積 (a)	14年 生産量 (b)	単収 (b/a)	16年 中央財政 補償額 (c)	支払単価 (c/a)	支払単価 (c/a/15)	支払単価 (c/b)
	千ha	千トン	トン/ha	億元	元/ha	元/ムー	元/トン
内蒙古	3,372	21,861	6.48	87	2,571	171	397
遼寧省	2,330	11,705	5.02	60	2,571	171	512
吉林省	3,697	27,335	7.39	95	2,571	171	348
黒龍江省	5,784	33,434	5.78	149	2,571	171	445
4省・区計 または平均	15,183	94,335	6.21	390	2,571	171	414
全国	37,123	215,646	5.81	—	—	—	—

資料 『中国統計年鑑』2015年版、本稿の参考資料
(注) 1ha=15ムー

元/ムーとなっている。ここで171元/ムーという同一の支払単価で国からの補償額を持って計算した黒龍江省の14年のとウモロコシ作付面積は578万haとなる。これは国家統計局による作付面積544万haより6.3%多^(注5)い。

しかし、具体的な支払方法は4省・区に任されており、支払いエリアや支払対象、支払基準などはそれぞれの省・区内の事情に合わせて決めることとなっている。中央政府は4省・区に対して、支払額をとウモロコシの主要産地と競争力のある産地に傾斜配分することや、支払額の10%をとウモロコシの生産調整資金に活用することを認めている。生産調整資金はとウモロコシから他の作物への転作、とウモロコシの流通・貯蔵インフラの整備、畜産、加工業等の発展促進に利用される。ここで4省・区を支払方法の特徴をみしてみる。

(注5) 黒龍江省の省統計局による黒龍江省の13年のとウモロコシ作付面積は約719万haと国家統計局の14年の統計544万haより32.1%も多い。これは、主として08年から政府のとウモロコシ支持価格の連続的な引上げによる収益性の上昇によりその作付面積が増えたのである。おそらく、

中央政府はこうした面積の一部を配慮して対象面積を578万haに引き上げて補償額を決めたのではないかと推測される。

b 省内統一支払基準の黒龍江省方式

黒龍江省の支払方法の最大の特徴は、省内統一支払単価を実施していることである。黒龍江省の確定したとウモロコシの支払面積は644万ha^(注6)となり、これは16年に大豆や雑穀、牧草等への転作を除いた面積である。

前述の(注5)のように、この支払面積は国家統計局の統計面積より多く、20年までにとウモロコシ生産を中止する予定になっている環境脆弱地なども含まれる。転作や休耕などの措置が実施されるまで、そこでとウモロコシを作っている生産者の生活がかかっているため、黒龍江省はそうした土地での耕作に対しても過渡期的措置として直接支払いを行うことにした。

この644万haの面積で中央財政からの支払額149億元を割った支払単価は154元/ムーとなり、中央財政から支払われた支払単価171元/ムーより約1割低いことになった。省内では、単収の多寡を問わず一律となっ

ている。

(注6)「農民種地損失如何補—玉米收儲制度改革系列報道之一」経済日報(16年12月19日付)

c 省・区内の主要産地に傾斜する支払方式

黒龍江省の省内統一支払単価に対して、内蒙古、吉林省と遼寧省はともに行政管轄内の市と県(行政階層は省→市→県)の過去実績(14年)の作付面積と生産量にウエートをかけて支払額を決める方法をとっている。内蒙古と吉林省は作付面積と生産量をそれぞれ50%のウエート、遼寧省は作付面積を60%、生産量を40%のウエートにしている。この場合の作付面積と生産量は3省・区とも国家統計局による14年の統計データを使うが、遼寧省の生産量だけは国家統計局の12~14年3年平均を使う。こうした配分の割合は3省・区とも16~18年までの3年間固定することになっている。最終的に県を単位として補償単価が確定され生産者へ支払うが、県内は統一支払単価となっている。

これは、単収の高い県が支払単価も高くなるという傾斜的配分となる。例えば、吉林省の最大のトウモロコシ生産県榆樹^{ゆじゆ}県の支払単価は161元/ムーと黒龍江省より高い(前掲(注5))。吉林省の支払単価を平均すると158元/ムーとなり、黒龍江省の省内統一単価154元/ムーに近い。^(注7)各種報道から遼寧省も内蒙古も平均すれば黒龍江省の支払単価に近い水準になる。^(注8)

(注7)吉林省のトン当たり平均支払単価320元と吉林省の14年のトウモロコシ単収493kg/ムーから計算した(吉林省政府ホームページ「吉林省食料局副局長楊光介紹我省糧食收購方面的相關情

況」17年1月18日)。

(注8)生産者への支払いは4省・区とも収穫前の当年の9月30日(初年度の16年は10月31日)までに完成することになっている。支払った後、県は支払対象の氏名、支払面積、支払基準、支払完了日等情報を村単位で7日間以上公示することを義務付けており、透明性重視の姿勢がうかがえる。

(4) 不足払い的要素を加味した直接支払い

前述したように、トウモロコシの生産者直接支払額390億元は、中央政府が自主的に判断して収穫前に4省・区に支払った。支払った補償金の決定根拠は示されていないものの、「生産者の合理的利益を補償する」という旨が示されたため、大豆で試行されている目標価格制度に近い考え方ではないかと推測できる。制度の概要を推測すると以下のようなになる。

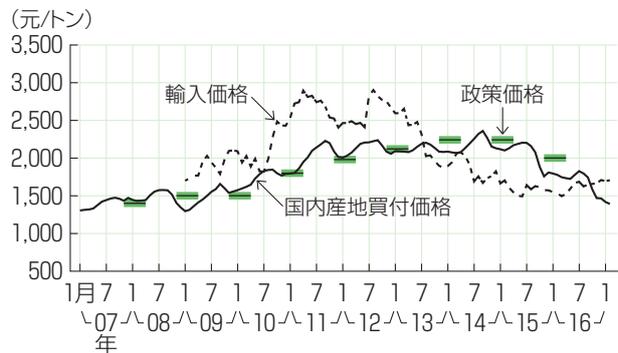
推測するには目標価格と市場価格のデータが必要である。ここで、15年の政府支持価格2,000元/トン^(注9)をトウモロコシの目標価格と仮定する。この価格は14年の政府支持価格2,240元/トンより10.7%低いが、それでも15年全国平均のトウモロコシ生産コストと家族労賃の合計額の約90%をカバーしており、生産を抑制しながら農家の基本収益は守るという視点から妥当と思われる。

市場価格には輸入価格を用いる。13年以降、国内市場価格は高い政府支持価格より一貫して輸入価格より高かったが、政府の価格支持制度を廃止したら、国内市場価格は輸入価格に近づくと考えられる。輸入価格は15年と16年はおおよそ1,500~1,700元の間にある。

中央財政の支払額は390億元であるが、それを国家統計局による4省・区の14年のトウモロコシ生産量9,434万トンで割るとトン当たり414元の支払いとなる。目標価格にしている15年の政府支持価格2,000元/トンから414元/トンの生産者支払単価を引いた1,586元/トンは市場価格となるが、これは上述した15年と16年の輸入価格に近いものである。いわば、目標価格にしている15年の政府支持価格2,000元/トンと市場価格1,586元/トンの間の差額414元/トンを生産者に直接に支払う計算になっている（第8図を参照）。つまり、中央政府は価格支持政策を廃止した場合、トウモロコシの市場価格は15年の輸入価格の1,600元/トン前後まで下落すると予想して支払額を決め、予算措置を執ったとみられる。

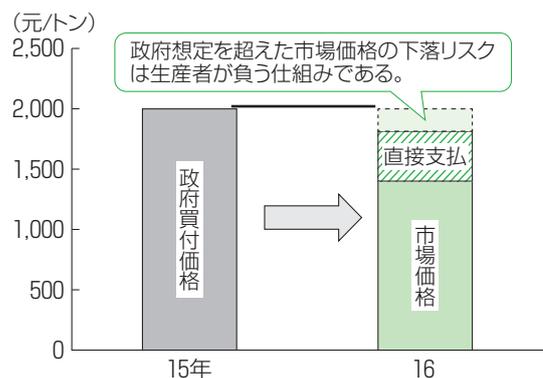
しかし、大豆と綿花で試行した不足払いは、売った後で形成された市場価格と目標価格の差額を補てんすることになっており、市場価格がどこまで下落するか、そのリスクは生産者が負わない。しかし、中国のトウモロコシの生産者補償制度は収穫する前にあらかじめ決められた補償が支払われている。また、EUのCAP改革が支持価格を大幅に引き下げたものの、低水準で価格支持制度を維持しているのに対し、トウモロコシでの改革は価格支持政策を完全に廃止し、生産者補償しか行わないものである。つまり、中国のトウモロコシ新制度では政府想定を超えた市場価格の下落リスクは生産者が負う仕組みであり、16年度は実際になってしまった。

第7図 トウモロコシの政策価格と市場価格の関係



資料 国家発展改革委員会、中国海関統計、Wind
 (注) トウモロコシの支持価格は臨時買付保管価格と言われ、実施期間は当年11月下旬から翌年4月末まで、16年度から廃止され、生産者補償制度へ。

第8図 2016年のトウモロコシ生産者補償制度転換の内容



資料 筆者作成

国家改革発展委員会が公表したトウモロコシの国内産地買付価格は16年収穫期が始まる11月にすでにトン当たり1,470元台に下がった（第7図）。その後月を追って低下し、17年2月に1,392元に下がり、これは上記の計算した市場価格1,586元/トンより12.3%低い。政府補償は目標価格にしている2,000元/トンと実際の販売額との差を100%ではなく、70%程度しか補てんしなかったことになる（第8図）。それゆえに、中国のトウモロコシ生産者補償制度は完全な不足払い制度ではなく、不足払い的要素を柱とした

直接支払いと理解する方が妥当であろう。

(5) 大豆との収益格差の解消

こうした実際の支払単価と市場価格水準は生産者の収益にどう影響し、大豆との収益の格差がどうなっているのかを大まかに計算してみる。計算の結果、16年の4省・区のトウモロコシ生産の収益は15年の全国平均収益より約4割低下したものの、トウモロコシ生産の直接的な生産費^(注9)のほかに家族労賃の約75%をカバーできている。一方、15年の大豆の直接支払額が増えたこともあり、これらによってトウモロコシと大豆の輪作体系を崩壊させた収益格差は解消されることになった。

前述したように4省・区の実際の支払単価は中央政府の171元/ムーより低く、おおよそ黒龍江省の154元/ムーの前後となっている。ここで、154元/ムーを4省・区の平均した支払単価とする。

農家の販売価格は1,400元/トンとして、4省・区の平均単収414kg/ムーをかけ合せ

た580元/ムーが面積当たりの販売額となる。それに154元/ムーの支払単価を加えた734元/ムーが生産者の面積当たりの収入となる。

ここで15年の全国平均トウモロコシ生産コスト、家族労賃および借地地代などを4省・区の16年のものと仮定して収益性を調べる(第3表)。上述した面積当たりの収入734元/ムーから生産費427元/ムーを差し引いた307元/ムーが生産者の所得となり、これは15年における家族労賃447元の68.7%、借地地代を除けば、家族労賃の75.1%をカバーしている(第9図)。いわば、4省・区では、トウモロコシ生産者の所得307元/ムーは15年の全国平均所得523元/ムーに比べて約4割低下したが、生産費を完全にカバーしたうえでそれなりの収益が確保されたとも言える。

一方、直接支払いがなければ、面積当たりの販売額580元/ムーから生産費427元/ムーを差し引いた153元/ムーが生産者の所得となり、これは家族労賃447元の34.3%に過ぎない。したがって、直接支払いの対象と

第3表 全国平均トウモロコシと大豆の生産費と収益

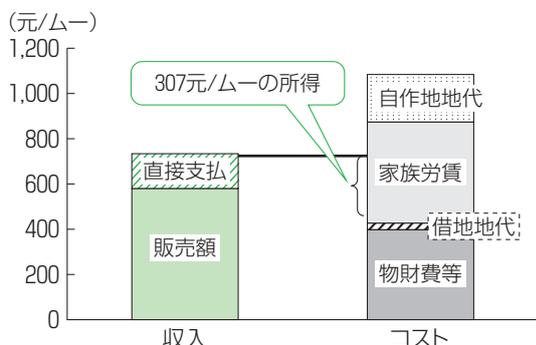
(単位 元/ムー)

	トウモロコシ					大豆				
	08年	10	12	14	15	08年	10	12	14	15
収入(販売額)	683	872	1,122	1,146	950	526	586	707	642	560
生産費	266	288	391	417	427	176	208	271	288	295
物財と作業委託等	243	261	345	365	376	154	165	205	203	202
借地地代	8	13	18	24	29	14	28	46	65	73
雇用	14	15	28	28	22	9	15	21	20	19
所得	417	584	731	729	523	350	378	435	354	265
家族労賃	163	220	370	446	447	79	101	157	197	196
自作地地代	95	124	163	200	210	92	123	150	183	184
純利益	159	240	198	82	△134	178	155	129	△26	△115

資料 第6図に同じ

(注) 生産費は物財費や借地地代、雇用労賃等の直接費用に限る。

第9図 2016年のトウモロコシの収益と生産コスト比較



資料 『全国農産品コスト収益資料編』(2016年版)ほか
 (注) 販売額580元/ムーはトウモロコシの16年度の市場販売価格を1,400元/トンとして、4省・区の平均単収414kg/ムーをかけて計算した。コストは15年度の全国平均(『全国農産品コスト収益資料編』2016年版)を使い、物財費等は雇用労賃を含むが、借地地代を含まない。

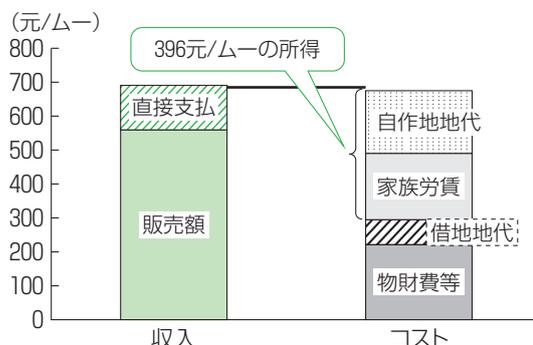
ならない4省・区以外の地域においては、トウモロコシ生産は赤字にこそなっていないものの、利益の薄い作物となったと考えられる。

また、トウモロコシの収益性が低下する一方、15年度の大豆の収益性は下述のように大幅に改善されたため、両者の収益の格差は解消された。中央財政からの大豆目標価格の支払総額は15年度に市場価格の低下により60億元へと初年度の約33億元より大幅に増えたため目標価格支払単価もその分上がった。例えば、最大産地である黒龍江省においては131元/ムーと前年度の61元/ムーより2倍以上に上がった。

ここで、15年の全国平均の大豆生産費や家族労賃、借地地代および収入と黒龍江省の大豆支払単価を使ってトウモロコシの収益と比較してみる。

15年の全国平均大豆の面積当たりの販売収入560元/ムーに黒龍江省の目標価格支払単価131元/ムーを加えた691元/ムーは生産

第10図 2015年度の大豆の収益と生産コスト比較



資料 第9図に同じ
 (注) 大豆の直接支払単価は黒龍江省の131元/ムーを使う。ほかは全部15年度の全国平均(『全国農産品コスト収益資料編』2016年版)を使い、物財費等は雇用労賃を含むが、借地地代を含まない。

者の面積当たり的大豆収入となる。この691元/ムーの収入から生産費295元/ムーを差し引いた396元/ムーが生産者の所得となり、これは家族労賃と自作地地代を完全にカバーし、また上述したトウモロコシの所得307元/ムーを上回るようになった(第10図)。

(注9) 本稿でいう生産費は、物財費や借地地代および雇用労賃等の直接費用である。

4 生産者補償制度の国内と世界穀物市場への影響

中国農業はWTO農業合意の低関税によって市場を対外的に大きく開放し、全面的にグローバル化の波に巻き込まれている。結果的に破綻してしまったトウモロコシの価格支持政策は、16年に生産者補償制度という直接支払いに転換したが、またもWTO農業合意の国内農業助成の上限にぶつかり、政策の選択肢は生産刺激的でない「青の政策」か「緑の政策」しかなかった。仮に

16年の生産者直接支払額390億元を「黄色の政策」であれば8.5%のデミニマスを大幅に超えてしまうからである。市場価格が16年より約3割高くその分生産額も高い15年のトウモロコシ生産額4,315億元に対してすら生産者直接支払額390億元はその9.0%になり、デミニマスの上限を突破してしまうのである。

現在、政策転換してまだ1年足らずで、実施方法は4省・区がなお模索している段階であり、結論を出すには早いですが、それでも以下のような効果が表れた。

第一に、トウモロコシの作付面積と生産量を削減するという所期の目標が達成できた。トウモロコシの作付面積をみると、16年に全国で前年比約3,000万ムー（200万ha）削減されたが、そのうち、黒龍江省の約1,900万ムー（唐（2017））、内蒙古の約600万ムーが含まれる（内蒙古自治区食糧局（2016））。削減面積は予定していた1,000万ムーを大幅に上回った。

その結果、16年のトウモロコシ生産量は前年比2.3%に当たる508万トン少なくなり、これによって04年から連続12年間の食糧増産トレンドによりやく終止符が打たれることとなった。

第二に、国内市場価格の低下により輸入が前年に比べて大幅に減少した。トウモロコシの市場買付価格は政府の買支えがなくなったため急落し、16年10月に3年2か月ぶりに輸入価格を下回るようになった。こうした傾向はその後も継続し、17年2月に国内市場買付価格は輸入価格を18.5%下回

るようになった。

こうした国内市場価格と輸入価格の逆転は輸入の減少に直結した。税関統計によると、16年にトウモロコシの輸入量は前年比33.0%減の317万トン、ソルガムは同37.9%減の665万トン、大麦は同53.3%減の501万トンとともに大幅に減少した。安い輸入品に頼っていた国内の飼料・畜産業界は国産トウモロコシの使用に転換したのである。

また、国内市場価格が輸入価格より2割弱低い状況が一定期間続くのであれば、理屈上はトウモロコシを輸出できる可能性すらある。現実には、北米の大寒波によって米国のトウモロコシの対日輸出量が不足する懸念が浮上した17年3月には、日本の需要家の間で中国からのトウモロコシ輸入が検討^(注10)された。

第三に、トウモロコシを原料とする加工業が活性化された。トウモロコシを原料とするコーンスターチやアルコール等加工業は高い国産トウモロコシを使って加工すると赤字になるため、大部分は生産停止か半ば停止の状態となっていた。16年に国産トウモロコシの価格低下により、これら企業は生産を再開するようになった。

国家食糧局によると、17年2月25日まで飼料メーカーや加工メーカー等企業による4省・区の16年度産トウモロコシの買付量はその生産量の7割以上に当たる7,204万トンになった。その中で、最も買付量の大きかった企業は食糧加工大手の中糧集団（COFCO）であり、16年末までに4省・区で買付総量の17%に当たる685万トンのトウモロコシ

(注11)
を買付けた。価格支持政策による買付けは全部、国家食糧備蓄総公司（SINOGRAIN）が行われることになっているが、政策転換した現在、ようやくCOFCO等企業の出番となった。

一方、これらの効果とは裏腹に、生産者の収入減と巨額の財政負担という大きな課題が中国に突き付けられている。

上述したように、直接支払いされている4省・区の生産者の収益も前年より減少したが、全国生産量の半分以上を生産しているそれ以外の生産者は直接支払いの対象になっていないため、そのトウモロコシ生産は赤字すれすれの魅力のない作物となった。こうした状況では、生産者のトウモロコシ生産意欲が大きく損なわれ、飼料穀物の基本的自給という中国の食糧安保が脅かされかねない。

もし、トウモロコシの生産を安定させたいなら、何らかの形で生産者の生産意欲を引き上げる必要があるが、上述したWTO農業合意の制約により効果的な生産刺激的措置は限られている。残されているのは、より大きな財政支出が必要な「緑の政策」である。

現段階のトウモロコシ生産者補償は「青の政策」の色合いが強い。しかし、「青の政策」はもともと「緑の政策」に転換する過渡期の政策であり、中国はいずれ「緑の政策」を目指す可能性がある。すでに大豆の目標価格制度を変更する旨は17年の1号文に示されている。3年間の試行期間を経て、この制度については数多くの零細農家

に対する大豆の生産面積測定や確認、支払い等行政コストが高すぎるとの意見が根強い。トウモロコシと大豆の助成策を一つの政策に統一する可能性が考えられる。もし、過去実績に従い、また品目特定をしないなら、それは「緑の政策」となる。

しかし、「緑の政策」は生産促進効果が薄い。生産量を維持したいなら、より多くの補助金が必要となる。高度成長が終わり、成長率が持続的に低下する中国は、今後、財政収入が伸び悩むのは確実で、累積財政赤字も警戒水準に近づいている。その中でトウモロコシの増産にどれぐらい財政資金を増やせるのかは疑問である。予算を手当てできなければトウモロコシ生産量は減少しかねない。

16年にトウモロコシおよびその代替品であるソルガムや大麦等の輸入が大幅減少したように、16年のトウモロコシの政策転換は、短期的には輸入の減少となるが、在庫消化が一服すれば再び輸入が拡大する可能性が考えられる。中国ではトウモロコシ等飼料穀物の需要は年間約2億トンになっているが、その20%が輸入に切り替わるとすれば年間4,000万トンの輸入量となる。これは現在の世界のトウモロコシ貿易量の3割以上という膨大な量ではあるが、中国が適切な価格水準で長期安定的に輸入するとの見通しを生産者が持てば、ブラジルやウクライナはじめ比較的短期間に、供給を増やせる国は少なくない。

96年以降の中国の大豆輸入は今年年間8,000万トン台に達し、米国、ブラジルの農

業に大きな利益をもたらした。今後、中国が今の制度を続ければトウモロコシの輸入増大は不可避であり、それは世界の農業にとって新たな需要創出となる。もちろん、中国には飼料穀物以外にも関税率の低い食肉の輸入増大というシナリオもある。中国の穀物政策は変更、調整の過渡期にあり、不透明な要素も多いが、世界の農業にとっては新たなチャンスとなり、同時に世界の穀物市場は新たなステージに向かうのが確実であろう。

(注10)「トウモロコシ、調達に苦戦 飼料用、米の大寒波影響 高い中国産の輸入再開か」日本経済新聞（17年3月8日付）

(注11)「玉米收儲制度改革一年回顧」农民日报（17年2月24日付）

<参考資料>

- ・ 内蒙古烏蘭察布市財政局・農牧業局（2016）「關於建立玉米生產者補貼制度的實施方案」8月23日
- ・ 內蒙古自治區食糧局（2016）「玉米收儲制度改革新聞通氣會」11月8日
- ・ 內蒙古自治區通遼市人民政府（2016）「建立玉米生產者補貼制度實施方案」8月19日
- ・ 吉林省大安市人民政府（2016）「大安市建立玉米生產者補貼制度實施方案」9月14日
- ・ 「玉米收儲制度改革系列報道：玉米收購的担子誰來扛」經濟日報（2016年12月20日付）
- ・ 「玉米補貼發放 租地農戶或仍面臨損失」【財新网】2016年11月9日
- ・ 黃季焜，王丹，胡繼亮（2015）「對實施農產品目標價格政策的思考」『中國農村經濟』5月号
- ・ 「黑龍江省玉米生產者補貼標準確定」牡丹江日報（2016年11月1日付）
- ・ 黑龍江省人民政府辦公室（2016）「2016年黑龍江省玉米生產者補貼實施方案」7月29日
- ・ 黑龍江省統計局（2015）「黑龍江省食品主導產業發

展狀況」3月18日

- ・ 黑龍江省農業委員會，黑龍江省財政局ほか（2016）「2016年黑龍江省玉米改種大豆輪作補貼試點工作實施方案」8月30日
- ・ 財政部ホームページ「中央財政大力支持糧食收儲制度改革」『中國財政報』2016年6月16日
- ・ 中共中央，國務院（2017）「中共中央 國務院關於深入推進農業供給側結構性改革加快培育農業農村發展新動能的若干意見」2月5日（2017年1号文件）
- ・ 中國網（2016）「東北三省一區取消玉米臨儲 改為『市場化收購』加『補貼』」3月28日
- ・ 張晶，王克（2016）「農產品目標價格改革試點：例証大豆產業」『改革』第7期
- ・ 陳錫文（2016）「詳解中國食糧政策走向」『中國改革』第3期
- ・ 陳菲菲ほか（2016）「大豆目標價格補貼政策效果評析」『中國物價』8月号
- ・ 唐仁健（2017）「2017年中央1号文件關於的國務院記者會見」2月6日
- ・ 杜鷹（2016）「完善農產品價格形成機制是深化農村改革當務之急」『中國經濟時報』9月12日
- ・ 農業部（2015）「農業部關於『鏟刀彎』地區玉米結構調整的指導意見」11月2日
- ・ 農業部（2016）『全國種植業構造調整計畫（2016-2020年）』4月
- ・ 遼寧省財政局，遼寧省農村經濟委員會（2016）「遼寧省玉米生產者補貼專項資金管理辦法」8月8日
- ・ 王文濤ほか（2015）「大豆目標價格補貼試點政策評估及完善措置」『觀察思考』第7期
- ・ 平澤明彦（2015）「CAPにおける價格支持制度及びカップル支払いの変更点」『農林水産省平成26年度海外農業・貿易事情調査分析事業（欧州）報告書』3月
- ・ 阮蔚（2014）「中國における食糧安全保障戰略の轉換——増大する食糧需要に増産と輸入の戰略的結合で対応——」『農林金融』2月号
- ・ 阮蔚（2015）「中國における不足払い制度の模索——綿花，大豆での試行と成果——」『農林金融』8月号

（ルアン ウエイ）

中国の農村信用社の組織再編成と農業融資

—農林畜産漁業貸出を対象として—

主事研究員 王 雷軒 (Wang Leixuan)

〔要 旨〕

2003年以降、農村金融機関である農村信用社の多くが、地域型金融機関である農村商業銀行、農村合作銀行に再編（以下「組織再編成」という）された。本稿では、このような農村信用社の組織再編成が中国の農業・農村金融に及ぼした影響を及ぼしたかを考える。

農村信用社の組織再編成や金融当局による支援の後に、農村商業銀行、農村合作銀行および農村信用社を合わせた系統金融機関の経営は大きく改善した。また、農村商業銀行の経営パフォーマンスが農村信用社より高い。

一方、系統金融機関（農村商業銀行、農村合作銀行、農村信用社）の農業融資について、農林畜産漁業貸出に焦点を当てて分析したところ、農業・農村金融における系統金融機関のシェアは高いものの、組織再編成後には農林畜産漁業貸出の貸出全体における比重が低下している。農村信用社の商業銀行化がさらに進められるなか、農業融資がいかに確保されるかが課題となる。

目 次

はじめに

1 農村信用社の変遷と最近の経営状況

- (1) 1996年以前
- (2) 1996～2002年
- (3) 2003年以降
- (4) 系統金融機関の経営状況

2 系統金融機関の農林畜産漁業貸出の低迷

- (1) 農業・農村金融に関する基本統計

(2) 金融機関全体の農林畜産漁業貸出

(3) 系統金融機関の農林畜産漁業貸出

(4) 農林畜産漁業貸出低迷の要因

3 事例に見る農村商業銀行の貸出実態

(1) 甲省の県級市の農村商業銀行

(2) 乙省の地区レベルの農村商業銀行

おわりに

はじめに

現在の中国の農村金融機関は、主に農村商業銀行、農村合作銀行および農村信用社を合わせた系統金融機関^(注1)、農業政策金融機関である農業発展銀行、国有商業銀行の中国農業銀行からなる。この構造の下、農林畜産漁業資金の大半は系統金融機関によって供給されている。

しかし、2003年から農村信用社改革が行われ、数多くの農村信用社が、金融当局である中国銀行業監督管理委員会（以下「銀监会」という）や省連合社（農村信用社の省段階の連合会）の指導により、農村商業銀行に再編された。その結果、農村信用社の社数は大きく減少し、農村信用社が存在しない地方も増えているのに対して、農村商業銀行は急増した。

今後、他の地方においても省連合社などの指導下で農村信用社を農村商業銀行に再編する動きが加速すると予想される。本稿では、このような農村信用社の組織再編成（商業銀行化）が中国の農業・農村金融にいかなる影響を及ぼしたかを考える。具体的には、『中国金融年鑑』や金融当局の公表資料、甲省および乙省でのヒアリング内容等に依拠しながら、系統金融機関による農林畜産漁業融資の変化やその要因を考察する。

本稿の構成は以下のとおりである。第1節で、農村信用社改革の流れを簡潔に整理したうえで系統金融機関の経営状況を明らかにする。第2節では、07年からの農林畜

産漁業融資の動きや変化を解明し、その変化をもたらした要因について検討する。第3節では、現地ヒアリングから得られた情報を踏まえながら、組織再編成後の農林畜産漁業融資の現状や問題点を再確認する。おわりにこれまでの考察をまとめ、今後農業・農村金融の改革において、何をどう変えるべきなのか、政策担当者が講じるべき策について触れてみたい。

(注1) ここでの「系統金融機関」は、農村商業銀行、農村合作銀行および農村信用社を合わせたもので、便宜上のための略称である。日本の系統金融機関と違って、注意が必要である。

1 農村信用社の変遷と最近の経営状況

まず、農村信用社の変遷について簡単に振り返ってみたい。

(1) 1996年以前

50年代初めに、国家銀行であった中国人民銀行・中国農業銀行の農林畜産漁業融資業務を補完・強化するため、農家や供銷合作社の出資を受けて農村地域の協同組合的金融機関である農村信用社が設立された。農家などへの貸出を行い、農村地域の高利貸しを抑制する効果があったほか、共産党政権の積極的な支援もあり、56年末には、農村信用社数は10万社以上にのぼった。この数は行政区画の末端である郷鎮数の8割に当たる。

しかし、農村信用社は、58年以降に人民公社の傘下に組み入れられるとともに、63

年から中国農業銀行による統一管理の下に置かれ、いわば中国農業銀行の末端組織となった。

80年代前半には、中国農業銀行の末端組織として預金を受け入れるだけでなく、金融機関として農業・農村への貸出という機能が一層求められるようになり、その時に農村信用社は協同組合的金融機関への復帰を試みたが、中国農業銀行からの実質的な独立は進展しなかった。

(2) 1996～2002年

96年に、国務院は「農村金融体制改革に関する決定」（以下「決定」という）を発表し、農村信用社の改革を打ち出した。この決定を受けて、農村信用社は、再び協同組合的金融機関への復帰を図り、また中国農業銀行から分離され、再び中国人民銀行の管轄となった。しかし、97年にアジア金融危機が発生し、農村信用社の改革に対する政府の姿勢が慎重になったため、改革の一環である協同組合的金融機関への復帰は進められなかった。一方、この決定では農村信用社の財産を誰が持っているかという法的地位は明確ではなかった。このことが責任の所在を不明確なものとし、農村信用社の経営状況の根本的改善を阻む要因となっていた。

加えて、農村信用社の与信審査が厳格でなかったなど放漫経営が多く見られたほか、地方政府が農村信用社に当該地の国有企業や公共団体などへの貸出を行うように干渉したことも多々あった。さらに、国から農

村信用社への政策支援がないまま、農家や農村企業への資金提供を強いるような政策も度々実施された。

その結果、農村信用社の経営は悪化し、農業や農家への貸出が停滞し、農業支援機能は十分に果たされなくなった。『中国金融年鑑2002』によれば、01年末、農村信用社の不良債権^(注2)は貸出総額の40%に当たる5,290億元となり、「逾期債権」と「呆滞債権」といった延滞債権と、貸し倒れに相当する「呆帳」の比率はそれぞれ貸出総額の31%と8%を占めていた。同年、全国の農村信用社の46%は赤字で、累積赤字は1,232億元に膨らんでいた。延滞債権の50%が貸し倒れになると仮定すると、貸し倒れ金の累計額は4,000～5,000億元になるほど巨額であった。

このため、農村信用社は、中国人民銀行の指導の下、農業支援機能を十分に果たすことを使命とし、農村信用社間の統合や資本増強を実施した。おおむね各郷鎮・各県にそれぞれ1つの農村信用社・県連合社が設立され、95年には47,302社あった農村信用社数は02年には35,622社まで減少した。なお、02年には、35,622社の農村信用社のほか、県連合社2,460社、市・地区連合社65社、省連合社が6あり、農村信用社系統の法人数^(注3)は38,153社であった。

(注2) 不良債権は、財政部（日本の財務省に相当）が88年に通達した「金融保険会社の財務制度について」において、貸出債権を「正常」、「逾期」、「呆滞」、「呆帳」に分類して、正常を除く3つの分類を不良債権とした。「逾期」とは、定められた期日までの支払いを遅延した貸出、「呆滞」は3年以上の延滞債権または延滞期間が3年未満あるいは返済期限前であっても、営業を停止した債務者への貸出や建設が中止となったプロジ

エクトへの貸出が該当する。「呆帳」は、債務者が倒産、自然災害による被害、あるいは死亡という状況に至り、債務者の資産が借入金額を弁済するに不十分な貸出を指す。

96年に発表された「貸出に関する通達」では、「逾期債権」と「呆滞債権」の期間が変更され、延滞2年以上の貸出を「呆滞債権」とした。その後、中国人民銀行が99年に公表した「貸款風險分類指導原則」（貸出のリスク分類に関する指導原則）では、国際的な慣行に従って5段階の分類を採用することにした。すなわち、「正常」、「關注」、「次級」、「可疑」、「損失」の5段階となっており、後半の3つの分類が不良債権とされている。

(注3) 阮 (2000) および河原 (2008) を参照。

(3) 2003年以降

前述のように、農村信用社の乱脈融資や経営悪化による金融システムへの悪影響が強まるなか、中国人民銀行は01年9月に江蘇省張家港、常熟、江陰の農村信用社を農村商業銀行に改組する実験を開始した。03年に國務院の「農村信用社改革試驗地方案の深化についての通知」（以下「通知」という）では、農村信用社の農村商業銀行、農村合作銀行への組織再編成を通じて、自立した経営が可能な地域型金融機関を目指す^(注4)とした。

農村信用社のうち、資産規模が大きく、経営的に健全な農村信用社は、他の信用社との統合が可能で、統合後には農村商業銀行となった。農村商業銀行は公司法に基づき設立される株式制の商業銀行であり、国有企業などの法人、自然人が大株主になり、資本の増強を図ることができる。農村商業銀行は株式会社であることから、上場が可能となっているほか、農村信用社ではこれまで制限されてきた管外での営業や営業地

域以外からの資本参加ができるようになる。そのため、商業銀行化によって農村信用社の農村地域的な属性が失われることになった。

加えて、企業が農村商業銀行の過半の株式を持ち、利潤最大化を追求する経営理念を持つようになると、農業支援機能を十分に果たすという農村信用社の使命との衝突が発生することになる。さらに、他商業銀行などとの競合が激化するなか、農林畜産漁業の資金需要を満たすことに比べ、不動産、電信、高速道路建設、消費者金融である都市住民の住宅ローンなどの生活資金により多くの資金を投入し、収益性を追求する傾向が見られた。

03年以降の農村信用社改革を経て、数多くの農村信用社が、金融当局や省連合社の指導によって農村商業銀行、農村合作銀行に轉換された。その結果、農村信用社の社数は大きく減少し、代わって農村商業銀行数が06年末の13行から16年末の1,114行へと急増した（第1表）。4つの直轄市（北京市・上海市・天津市・重慶市）と、安徽省・江蘇省・湖北省・山東省・江西省では、16年末時点で全ての農村信用社が農村商業銀行に轉換した。『銀監会年報2015年』によれば、農村商業銀行の15年末時点での従業員数は46万人超（農村信用社は約37万人）となっている。

農村信用社のうち、農村合作銀行へ轉換したのものもある。農村合作銀行とは、資本金2,000万元以上、かつ自己資本比率4%以上の条件を満たす農村信用社が轉換したも

第1表 系統金融機関数の推移

(単位 法人)

	06年末	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16
農村商業銀行	13	17	22	43	85	212	337	468	665	859	1,114
農村合作銀行	80	113	163	196	216	190	147	122	89	71	40
農村信用社	19,348	8,348	4,965	3,056	2,646	2,265	1,927	1,803	1,596	1,373	1,054
合計	19,441	8,478	5,150	3,295	2,947	2,667	2,411	2,393	2,350	2,303	2,208

資料 『中国銀行業監督管理委員会年報』各年版ほかを基に作成

(注) 16年末の法人数は『中国貨幣政策執行報告2016年第4季度』22頁による。

ので、協同組合と株式会社の性格を合わせ持つ金融機関^(注5)である。これは、農村商業銀行への転換条件を満たせない農村信用社を対象とした制度である。ちなみに農村合作銀行数は一時増加を続けたが、11年に銀監会は農村合作銀行の財産権が不明確であるため、農村信用社を農村合作銀行に再編することを停止し、既存の農村合作銀行も今後農村商業銀行に改組する方針を決定したため、農村合作銀行の数は、10年をピークに、16年末には40行へと減少した。

このように、農村信用社の組織再編成が進められたほか、地域内の農村信用社間の統合も図られ、農村信用社数は06年末の19,348社から16年末の1,054社へと急減した。これらの農村信用社は省連合社の指導のもと資本の増強を図ったほか、農林畜産漁業資金の貸出だけでなく、小額貸出や教育ローンなどの生活資金の拡大にも積極的に取り組むようになってきている。

一方、03年の通知では、中国政府は農村信用社改革の基本原則として、①市場経済の原則に基づき、農村信用社の財産権を明確化し、経営体制を健全化する点、②農業・農村・農家の「三農」に対し金融サービスを提供する点などを提示した。この基本原

則に加えて省政府（自治区・直轄市）に対し独自の改革案を打ち出すことを認めた。また、農村信用社の監督管理についても、金融当局が基本方針を定めるものの、具体的な指導などは省政府に委ねることとした。その結果、各省で農村信用社の省連合社が相次いで設立され、省連合社が省内の農村信用社系統金融機関の業務指導などを行う上級組織となるとともに、農村信用社は省政府に直接管理されることとなった^(注6)。

前述のとおり、4つの直轄市および5つの省では、農村信用社は既に存在しなくなったが、今後はその他の地域においても省連合社の指導下で農村信用社を農村商業銀行に再編する動きが加速すると考えられる。

(注4) 以下(本項(3)において)、王(2013)を加筆のうえ引用した。

(注5) 農村信用社が農村商業銀行と農村合作銀行に転換できる条件について、中国人民銀行農村金融服務研究小組(2008)を参照。

(注6) 省連合社の構造と機能については王(2014)を参照。

(4) 系統金融機関の経営状況

前述のように、系統金融機関は、組織再編成後には資本増強を実施したほか、小額貸出や生活資金の拡大への取組みを通じて業容を拡大してきた。この過程において中

国人民銀行は農村信用社への直接貸付のほか、銀行手形を発行し、手形の支払期限と支払いの前提条件を決めるなど、農村信用社が抱えた不良債権の処理に取り組むため約0.5兆元を投入した。^(注7) そのこともあり、農村信用社の商業銀行化は順調に進んでおり、系統金融機関の経営も大きく改善するようになった。

第2表で系統金融機関別の経営状況を確認してみよう。まず、系統金融機関全体の総資産は15年の24.7兆円で、銀行全体総資産に占める割合は12.4%となっている。この割合は小幅ながら上昇基調にある。系統金融機関別の総資産を見ると、農村商業銀行は14年に11.5兆元となり、農村信用社に逆転した。15年は商業銀行化の進展によって両者の資産規模の差はますます拡大した。

次に、税引後利益を見てみよう。07年以降、系統金融機関の税引後利益はいずれも黒字で推移した。最後に、組織再編成によ

る金融機関数の変化があるため、それぞれの金融機関別の総資産利益率（ROA＝税引後利益/総資産）も見ておく必要がある。農村商業銀行および農村合作銀行のROAは10年から14年にかけて銀行全体のそれを上回ったほか、農村信用社に比べても高いことが見て取れる。

ROAが高い背景には、農村商業銀行は経営ノウハウを持った大企業などが大株主となったことで、他商業銀行と同水準のリスク管理システムを構築しながら比較的収益率が高い貸出を増加させたほか、農地経営権や農機具などを担保にする新しい金融商品の創設など、他商業銀行には見られない柔軟な経営を行うようになってきていることがあると考えられる。このように、収益性を重視する経営を行い、競争力を持つ地域型金融機関が生まれたことから、組織再編成という改革は成功しているといえよう。

一方で、中国人民銀行農村金融服務研究

第2表 系統金融機関別の経営状況

	総資産① (兆元、%)						税引後利益② (億元)						総資産利益率(ROA=②/①) (%)			
	銀行 全体	系統金融機関					銀行 全体	系統金融機関				銀行 全体	系統金融機関			
		構成比	うち 農村 商業 銀行	農村 合作 銀行	農村 信用 社	うち 農村 商業 銀行		農村 合作 銀行	農村 信用 社	うち 農村 商業 銀行	農村 合作 銀行		農村 信用 社			
07年	53.1	5.6	10.5	0.6	0.6	4.3	4,467	291	43	55	193	0.84	0.52	0.70	0.84	0.45
08	63.2	7.1	11.3	0.9	1.0	5.2	5,834	396	73	104	219	0.92	0.55	0.79	1.03	0.42
09	79.5	8.6	10.9	1.9	1.3	5.5	6,684	512	149	135	228	0.84	0.59	0.80	1.05	0.41
10	95.3	10.7	11.2	2.8	1.5	6.4	8,991	692	280	179	233	0.94	0.65	1.01	1.19	0.36
11	113.3	12.9	11.4	4.3	1.4	7.2	12,519	1,225	512	182	531	1.11	0.95	1.20	1.30	0.74
12	133.6	15.5	11.6	6.3	1.3	8.0	15,116	1,609	783	172	654	1.13	1.04	1.25	1.34	0.82
13	151.4	18.3	12.1	8.5	1.2	8.6	17,445	1,961	1,070	162	729	1.15	1.07	1.26	1.32	0.85
14	172.3	21.3	12.4	11.5	1.0	8.8	19,277	2,338	1,383	126	830	1.12	1.10	1.20	1.31	0.94
15	199.3	24.7	12.4	15.2	0.8	8.7	19,738	2,234	1,487	82	664	0.99	0.91	0.98	1.08	0.77

資料 「中国銀行業監督管理委員会年報2015」

(注) 1 銀行全体は「銀行業金融機関」の略である。

2 構成比は銀行全体の総資産に占める系統金融機関の割合である。

小組(2015)によれば、農村信用社は農業・農村関連貸出にかかわる不良債権残高が比較的多い。農村信用社の不良債権比率(不良債権額/農業・農村関連貸出額)は低下傾向にあるものの、14年末(2,433億元)で7.0%と、金融機関全体の2.4%、農村商業銀行の2.1%、農村合作銀行の2.7%と比較して依然高い水準にある。

後述するように、農村信用社の組織再編成後、系統金融機関は徐々に農業・農家・農村から遠ざかる動きが強まっている。以下では、農村信用社の組織再編成後の問題点を資金の貸出動向に重点を置いて検証してみよう。

(注7) 中国人民銀行による農村信用社改革への支援内容について、張ほか(2012)を参照。

2 系統金融機関の農林畜産 漁業貸出の低迷

(1) 農業・農村金融に関する基本統計

系統金融機関の農業融資の現状を明らかにする前に、07年以来の中国の農業・農村金融に関する基本統計の概要や問題点を見よう。

中国人民銀行と銀監会が07年に共同で「涉农貸款專項統計制度」(以下「統計制度」という)を制定したが、これは農林牧(畜産)漁業向けの貸出、農家向け貸出、農村企業および各種組織向け貸出、都市企業および各種組織向け貸出を取りまとめたもの^(注8)である。

この統計制度では、「農林牧漁業貸出」(以

下「農林畜産漁業貸出」という)を①農業貸出、②林業貸出、③畜産業(牧業)貸出、④漁業貸出、⑤農林畜産漁業関連団体貸付を合わせたものとしており、農家だけではなく、企業や農業関連団体向けの貸出も含めた広い意味での貸出となっている^(注9)。

「農家貸出」には、農家の農業経営資金だけでなく、農業経営以外の第2次産業や第3次産業への運転資金や設備資金、また住宅購入や子供教育などの生活資金も含まれている。「農村貸出」は、農家のみならず、農村部に立地する農業関係企業などへの融資も含んでいる。

「涉农貸出」(以下「農業・農村関連貸出」という)は、①農林畜産漁業貸出、②農家貸出、③農村企業および各種組織貸出、④都市企業および各種組織貸出という4つの項目から構成されているが、文字どおり、農村という地域だけではなく、都市部にある農産物の加工や流通を行う企業などへの貸出も含まれている。

これらの定義によれば、農業・農村関連貸出は「農林畜産漁業貸出」+「農家貸出」+「農村貸出」にはならない点に注意する必要がある。

また、農林畜産漁業貸出である農林牧漁業貸出は、定義が比較的分かりやすいため担当者が分類しやすく、ほかの統計項目の数字より精度が高いと見てよいだろう。

しかし、これらの農業・農村金融に関する統計数値は利用価値が極めて高いが、利用にあたって留意すべき事項もある。系統金融機関はこれらの集計データを中国人民

銀行の各支店および銀監会の各支局に報告・提出するが、中国人民銀行は09年から農村金融機関（系統金融機関、農業発展銀行、中国農業銀行など）に対して「2つの要求」、すなわち①農村金融機関の農業・農村関連貸出残高の前年比伸び率を貸出残高全体の伸び率より高くする、②農業・農村関連貸出額が前年実績を上回らなければならない、を打ち出した。農村金融機関はこれを満たす数値を報告しようとする傾向があるため、統計数値が高く計上される傾向がある。

さらに中国人民銀行が「2つの要求」を出すなど農業・農村関連貸出を比較的重要視する一方、銀監会は中小企業（零細企業）貸出の動向を重視するといった立場の違いがある。そのため、銀監会が実際の銀行検査を行う際には農業・農村関連貸出の分類状況を確認するケースは少ない。中国人民銀行は金融統計集計の実施状況を検査するものの、それを定期的には行っていないという問題がある。^(注10)

以下では、農業・農村関連貸出、農家貸出、農村貸出の動きを踏まえながら農林畜産漁業貸出の実態と変化の要因について金融機関全体および系統金融機関の両面から^(注11)考察する。

(注8) 詳細な内容について中国人民銀行・銀監会(2007)を参照。

(注9) 具体的には、①は借入先が穀物・野菜・園芸・果実・種実類(ナッツ)・飲料・香辛料・漢方薬材の生産を行うための資金である。②は借入先が林木の育成や植林、木材および竹材の間伐や輸送(間伐先から木材保管場へ)、生産林からタケノコなどの採集活動を行うための資金である。なお、国家自然保護区の森林保護や管理および都市部の緑地や樹木の植栽や管理を行う

活動に必要な資金は含めない。③は借入先が各種家畜・家禽^{かきん}の飼育活動を行うための資金である。④は借入先が海洋や川での水産養殖や捕獲活動を行うための資金である。なお、観光漁業の釣りやスポーツに必要な資金は含めない。⑤は借入先が農業、林業、畜産業、漁業関連の生産活動を支えるためのサービスを提供するための資金である。なお、農林牧漁の科学技術や専門的技術の提供を行うための資金は含めない。これらの定義を見る限り、農林畜産漁業貸出の対象となるのは農林水畜産業の生産経営体の生産経営資金だけではなく、企業法人や農林水畜産関連団体への貸出金も含まれることに留意する必要がある。

(注10) 詳細な内容について劉・陳・周(2016)を参照。

(注11) 農林畜産漁業貸出について、残高(ストックベース)、貸出額(フローベース)に分けてそれぞれ求め、その変化要因を検討しなければならないが、金融機関別の貸出額などのデータは公表されていないため、残高の検証を行うのみとする。

(2) 金融機関全体の農林畜産漁業貸出

第3表のとおり、金融機関全体の農林畜産漁業貸出残高は年々増加しているものの、同貸出残高の金融機関全体の貸出総残高に占める割合は低下している。また、前年比を見ても、農林畜産漁業貸出残高は金融機関全体を下回って推移していることが特徴的である。一方、上述の「2つの要求」を受けて、金融機関全体の貸出総残高に占める農業・農村関連貸出残高、農家貸出残高、農村貸出残高の構成割合は逆に高まる基調を見せていることが特徴として指摘できる。

また、フローの貸出額とその変化についても見てみよう。農林畜産漁業貸出額は、08年以降、金額が0.3兆元程度で推移しており、金融機関全体の貸出総額に占める農林畜産漁業貸出額の割合が10年には4.3%を占めるようになった。これには08年のリーマ

第3表 金融機関全体の農林畜産漁業貸出等の残高およびフローベースの状況

(単位 兆元, %)

残高 ベース	貸出総残高		農業・農村関連貸出残高 (涉农貸出残高)			農林畜産漁業貸出残高 (農林牧漁業貸出残高)			農家貸出残高			農村貸出残高		
	残高 ①	前年 比	残高 ②	前年 比	割合 ②/①	残高 ③	前年 比	割合 ③/①	残高 ④	前年 比	割合 ④/①	残高 ⑤	前年 比	割合 ⑤/①
07年末	27.8	16.6	6.1	...	22.0	1.5	...	5.4	1.3	...	4.8	5.0	...	18.1
08	32.0	15.2	6.9	13.0	21.6	1.6	3.3	4.9	1.5	13.2	4.7	5.6	10.3	17.4
09	42.6	33.0	9.1	32.1	21.5	1.9	25.3	4.6	2.0	32.5	4.7	7.5	34.4	17.6
10	50.9	19.6	11.8	28.9	23.1	2.3	18.3	4.5	2.6	29.4	5.1	9.8	31.2	19.2
11	58.2	14.3	14.6	24.1	25.1	2.4	6.0	4.2	3.1	19.2	5.3	12.2	24.0	20.9
12	67.3	15.6	17.6	20.7	26.2	2.7	11.6	4.1	3.6	16.8	5.4	14.5	19.7	21.6
13	76.6	13.9	20.9	18.5	27.3	3.0	11.7	4.0	4.5	24.3	5.9	17.3	19.0	22.6
14	86.8	13.3	23.6	13.0	27.2	3.3	9.7	3.8	5.4	19.1	6.2	19.4	12.4	22.4
15	99.3	14.5	26.4	11.7	26.5	3.5	5.1	3.5	6.2	14.8	6.2
16	112.1	12.8	28.2	7.0	25.2	3.7	4.3	3.3	7.1	15.1	6.3

フロー ベース	貸出総額		農業・農村関連貸出額 (涉农貸出額)			農林畜産漁業貸出額 (農林牧漁業貸出額)			農家貸出額			農村貸出額		
	金額 ①	前年 比	金額 ②	前年 比	割合 ②/①	金額 ③	前年 比	割合 ③/①	金額 ④	前年 比	割合 ④/①	金額 ⑤	前年 比	割合 ⑤/①
08年	5.0	27.0	1.3	...	25.6	0.2	...	3.0	0.2	...	4.4	0.9	...	18.6
09	10.5	111.4	2.3	84.3	22.3	0.4	181.9	4.0	0.5	126.9	4.7	2.0	118.0	19.2
10	8.4	△20.5	2.6	12.2	31.5	0.4	△16.3	4.3	0.6	18.8	7.1	2.3	16.2	28.1
11	7.9	△5.7	2.7	3.5	34.6	0.3	△17.4	3.7	0.5	△14.0	6.4	2.3	△4.1	28.6
12	9.1	15.5	3.0	10.1	33.0	0.3	5.7	3.4	0.5	△1.6	5.5	2.4	6.1	26.2
13	9.3	2.6	3.4	12.9	36.3	0.3	12.1	3.7	0.9	77.5	9.5	2.9	20.8	30.9
14	10.2	8.7	3.0	△11.6	29.5	0.3	△11.9	3.0	0.9	△3.6	8.4	2.5	△15.0	24.2

資料 「中国農村金融服務報告2014(摘要)」4頁ほかを基に作成

(注) 1 15年末および16年末の残高数字は中国銀行業監督管理委員会が公表した資料による。

2 13~14年末の残高割合②/①は資料に掲載された数値と異なるが、筆者が計算したものを利用した。

3 14年以降の貸出額②、③、④、⑤はまだ発表されていない。

ンショック後に実施された超緩和的な金融政策の影響が大きいと見られる。その後、金融機関全体の貸出総額に占める農林畜産漁業貸出額の割合は3%まで低下している。

(3) 系統金融機関の農林畜産漁業貸出

前項では、金融機関全体の農林畜産漁業貸出の残高と金額構成比の低下を明らかにしたが、同貸出の伸び率が低下した要因の一つとして農村信用社の組織再編成によって農林畜産漁業資金の供給が伸び悩んだことが挙げられる。金融機関全体における系統金融機関の農林畜産漁業貸出、農業・農村関連貸出、農家貸出、農村貸出にかかる地位とその変化を確認したうえで、系統金

融機関のこれらの貸出について、系統金融機関の貸出総残高に占める構成割合とその変化を見てみよう。

第4表から金融機関全体における系統金融機関の各貸出にかかる地位を確認することができる。農業・農村関連貸出残高割合は3割程度で推移しており、系統金融機関は農業・農村金融の三大柱の一つとなっている。系統金融機関の農林畜産漁業貸出残高と農家貸出残高の金融機関全体に占める割合はさらに高く、系統金融機関がこれらの分野で圧倒的な存在であることも分かる。

しかし、金融機関全体の農林畜産漁業貸出残高に占める系統金融機関の同貸出割合は07年末の9割超から14年末の約7割へと

第4表 金融機関全体における系統金融機関の農林畜産漁業貸出残高の状況

(単位 兆元, %)

	農業・農村関連貸出残高 (涉农貸出残高)			農林畜産漁業貸出残高 (農林牧漁業貸出残高)			農家貸出残高			農村貸出残高		
	金融機 関全体 ①	系統金 融機関 ②	割合 ②/①	金融機 関全体 ③	系統金 融機関 ④	割合 ④/③	金融機 関全体 ⑤	系統金 融機関 ⑥	割合 ⑥/⑤	金融機 関全体 ⑦	系統金 融機関 ⑧	割合 ⑧/⑦
07年末	6.1	2.1	34.2	1.5	1.4	94.9	1.3	1.2	86.7	5.0	1.9	37.5
08	6.9	2.5	35.6	1.6	1.3	81.9	1.5	1.3	87.8	5.6	2.2	40.0
09	9.1	3.1	33.8	2.0	1.5	78.5	2.0	1.6	81.5	7.5	2.8	37.6
10	11.8	3.9	32.9	2.6	2.0	78.3	9.8	3.5	35.9
11	14.6	4.6	31.6	2.4	1.8	73.4	3.1	2.3	75.6	12.2	4.1	33.9
12	17.6	5.3	30.4	2.7	1.9	71.2	3.6	2.6	72.9	14.5	4.7	32.5
13	20.8	6.3	30.2	3.0	2.1	69.4	4.5	3.1	68.8	17.3	5.5	31.9
14	23.6	7.1	30.0	3.3	2.3	68.0	5.4	3.4	63.2	19.4	6.2	31.9
15	26.4	7.8	29.5	6.2	3.7	60.2
16	28.2	8.2	29.1	7.1	4.0	56.5

資料 『中国農村金融服務報告』各年版ほかを基に作成

(注) 1 15年末および16年末の各残高は中国人民銀行が公表した資料による。

2 11年末と13年末の残高②, ④, ⑥, ⑧は筆者が前年伸び率によって計算したものである。

低下している。また、農家貸出、農村貸出も同様の低下を示している。

さらに、第5表のとおり、07年までは系統金融機関の貸出総残高に占める農林畜産漁業貸出割合はほぼ4割を維持していたが、その後は徐々に低下し、14年末には21.5%となった。農林畜産漁業貸出残高は貸出総残高ほど伸びておらず、構成割合も低下している。

このように中国の農業・農村金融における系統金融機関の比重は高いものの、農村信用社の組織再編成が進むとともに、系統金融機関の貸出全体に占める農林畜産漁業貸出の地位は低下している。

(4) 農林畜産漁業貸出低迷の要因

農林畜産漁業貸出の伸び悩みの原因は何であろうか。資金の需要側と供給側に分けて検討する。

第5表 系統金融機関の貸出総残高における農林畜産漁業貸出残高等の状況

(単位 兆元, %)

	貸出 総残高	農業・農村 関連貸出 残高 (涉农貸出 残高) 割合	農林畜産 漁業貸出 残高 (農林牧漁業 貸出残高) 割合	農家貸出 残高割合	農村貸出 残高割合
07年末	3.1	66.5	45.6	37.1	60.3
08	3.7	65.8	34.2	35.7	59.7
09	4.7	65.8	32.6	34.9	59.8
10	5.9	65.6	...	34.5	59.5
11	6.7	68.9	26.8	35.1	61.6
12	7.8	68.1	24.8	33.7	60.3
14	10.6	66.9	21.5	32.0	58.7
16	13.4	61.2	...	29.9	...

資料 『中国金融年鑑』『中国農村金融服務報告』各年版ほかを基に作成

(注) 1 16年末の各残高は中国人民銀行が公表した資料による。

2 13年末と15年末の貸出総残高数値が不明であるため、割合の計算はできない。

3 割合は貸出総残高に占める比率。

(a) 需要側の要因の検討

中国全体では、農林畜産漁業資金の需要は増加している。個別零細農家は別としても、専業大規模農家(専業大戸)、家庭農場(The Family farm, 専業大規模農家より家族的経営を中心とする)、農民専業合作社、農業関連竜頭企業、(注12) アグリソーシャルサービスビジネス(行政の農業技術普及センターの

ほか、大学や企業などが農業の生産、加工、流通、販売などのサービスやビジネスを提供する)といった新たな農業経営主体や農業関連団体の農林畜産漁業資金ニーズは旺盛で(注13)ある。

また、農業生産のための運転資金、設備資金のほか、穀物生産から換金作物、畜産、漁業、林業、農産物加工や流通、農地集約化、農業構造調整の進展に伴い資金需要は増えていると考えられる。

さらに、農林畜産漁業貸出が低迷した要因は農業投資の低迷によるものではない。ここでの農業投資は農業・林業・畜産業・漁業のほか、農林畜産漁業関連団体向けの投資も含む。また投資内容には土地改良、建物、機械などの投資が含まれる。第6表のとおり、農業生産と農業投資の推移を見ると、農業総生産の対GDPの割合は低下したものの、投資全体である社会固定資産投資に占める農業投資割合は上昇傾向にある。

前年比を確認しても、農業投資は07～16年の平均で24%と、社会固定資産投資を上回っている。これらの動きから農業投資が低迷している状況ではないことが明らかである。

農業投資主体は、政府、農林漁家、企業など様々だが、政府系資金、農家や企業の自己資金と借入金によって農業投資を行っている。ここで第6表の農林畜産漁業貸出額を農家や企業の借入金とし、農林畜産漁業貸出額と農業投資の動きについて確認してみよう。10～14年の農業投資金額は徐々に増加したのに対して、農林畜産漁業貸出額は3,000億元前後で推移し、伸び悩んでいた。また、前年比でも農業投資金額は上昇傾向にあるに対して、農林畜産漁業貸出額は伸び悩んだ。さらに、同期間の農業投資金額に占める農林畜産漁業貸出額の割合も10年の44.9%から14年の18.5%へと低下している。

第6表 農業生産と農業投資と農林畜産漁業貸出の状況

(単位 兆元, %)

	国内総生産		農業総生産			社会固定資産投資		農業投資			農林畜産漁業貸出	
	金額①	前年比	金額②	前年比	割合②/①	金額③	前年比	金額④	前年比	割合④/③	金額⑤	割合⑤/④
07年	27.0	23.1	2.9	19.1	10.6	13.7	24.8	0.3	23.8	2.5
08	32.0	18.2	3.4	17.7	10.5	17.3	25.9	0.5	48.8	2.9	0.2	29.8
09	34.9	9.3	3.5	4.5	10.1	22.5	30.0	0.7	36.1	3.1	0.4	61.6
10	41.3	18.3	4.1	15.1	9.8	25.2	12.1	0.8	14.9	3.1	0.4	44.9
11	48.9	18.5	4.7	17.2	9.7	31.1	23.8	0.9	10.5	2.8	0.3	33.5
12	54.0	10.4	5.2	10.3	9.7	37.5	20.3	1.1	25.6	2.9	0.3	28.2
13	59.5	10.2	5.7	8.8	9.6	44.6	19.1	1.3	22.6	3.0	0.3	25.8
14	64.4	8.2	6.0	5.6	9.3	51.2	14.7	1.7	23.0	3.2	0.3	18.5
15	68.9	7.0	6.3	4.6	9.1	56.2	9.8	2.1	27.0	3.7
16	74.4	8.0	6.6	4.9	8.9	59.7	6.1	2.3	8.2	3.8
期間平均	50.5	13.1	4.8	10.8	9.7	35.9	18.7	1.2	24.0	3.1	0.3	34.6

資料 『中国統計年鑑2016』ほかを基に作成

- (注) 1 ここでの農業総生産と農業投資は農業・林業・畜産業・漁業のほか、農林畜産漁業関連団体の生産・投資も含む。
 2 未発表のため、16年の金額④には農家投資額が含まれていない数値を利用した。
 3 16年の数値は中国国家統計局ホームページによる。
 4 各金額は名目値である

この動きから、農業投資主体は農業投資を行う際、農村金融機関から農業投資資金を借り入れなくても、政府系資金もしくは自己資金でまかなうことができるが、それが近年の農業投資金額の高い伸びの要因であったと考えられる。もしくは、農業投資主体が農村金融機関から農業投資資金を借りることが難しく、政府系資金もしくは自己資金への依存度を高めざるをえなかったことも要因として考えられる。

これらを踏まえると、系統金融機関の農林畜産漁業貸出が低迷した背景に資金需要側の問題があるとしても比較的少ないのではないかと思われるが、この解明は今後の検討課題としたい。

(注12) 竜頭企業とは、農家が生産する農産物の加工販売などを行い、地域の農村経済の発展に寄与するとして認可された企業。国家級から各省級、市級レベルまで全国規模で認証し、財政、金融、税制上の各種優遇措置を講じられている。農村経済発展のリーダー（竜頭）的役割を果たすことから、このように呼ばれる。

(注13) 張ほか編著（2016）を参照。

(b) 供給側の要因の検討

前述のように、系統金融機関の貸出総残

高に占める農林畜産漁業貸出残高の割合は07年の45.6%から14年の21.5%へと低下してきている。第7表では、公表された14年末のデータを利用して系統金融機関別の貸出総残高に対する農林畜産漁業貸出残高、農業・農村関連貸出残高、農家貸出残高、農村貸出残高の割合を示した。この表から、農林畜産漁業貸出の貸出総残高に占める割合は、おおむね農村商業銀行で1割強、農村合作銀行で2割弱、農村信用社で3割強という傾向をつかむことができる。農村商業銀行の農林畜産漁業貸出残高は農村商業銀行数の増加に伴い大きく増えたものの、その貸出総残高に占める割合は14年末で12.3%にとどまっている。

組織再編成により誕生した農村商業銀行の農林畜産漁業貸出の貸出総残高に占める割合は低く、系統金融機関合計でも21.5%と低下したことから、系統金融機関にとって農林畜産漁業融資の意味は小さくなったといわざるをえない。系統金融機関の農林畜産漁業融資に対する姿勢が農林畜産漁業貸出のコスト高、農業経営の高リスクや低

第7表 系統金融機関別でみた農林畜産漁業貸出残高等の状況(2014年末)

(単位 兆元, %)

	系統金融機関		農村商業銀行		農村合作銀行		農村信用社	
	残高	割合	残高	割合	残高	割合	残高	割合
貸出総残高	10.6	100.0	5.8	100.0	0.6	100.0	4.2	100.0
農業・農村関連貸出残高 (涉农貸出残高)	7.1	66.9	3.2	56.0	0.4	69.4	3.5	81.2
農林畜産漁業貸出残高 (農林牧漁業貸出残高)	2.3	21.5	0.7	12.3	0.1	19.4	1.5	34.3
農家貸出残高	3.4	32.0	1.3	22.0	0.2	36.9	1.9	45.0
農村貸出残高	6.2	58.7	2.6	45.8	0.4	63.3	3.2	75.5

資料 『中国農村金融服務報告』各年版

(注) 1 割合は貸出総残高に対する比率。

2 農村合作銀行の貸出総残高は筆者が計算したものである。

収益といった特徴から後ろ向きになったと考えられる。

一方、農村信用社の貸出総残高に占める農林畜産漁業貸出残高割合は依然3割を維持している。県域にある農村信用社はまだまだ多く、農村商業銀行の貸出総残高が5.8兆元、農村信用社が4.2兆元と大きな差異がないなかで、農村信用社の農林畜産漁業貸出残高（1.5兆元）が農村商業銀行（0.7兆元）の2倍以上ある。これらのことを考慮すれば、農村信用社が依然農林畜産漁業資金の供給機能を担っていることが確認できる。

繰り返しとなるが、系統金融機関は農業・農家の資金需要に対応する主たる担い手ではあるが、その資金供給機能が組織再編成の進展に伴い、組織の合理化や収益性が重視され低下している。さらに、農村信用社に比べて農村商業銀行が農林畜産漁業資金をあまり供給していない実態から、農村信用社の商業銀行化の進行は農業金融サービスを提供することを難しくしている可能性がある。

もし、系統金融機関が農業資金需要に対応しきれていないとすれば、それは農家所得の向上、農村社会の持続的発展、マクロ経済ないしは社会の安定を損なうかもしれない重要な課題であろう。

3 事例に見る農村商業銀行の貸出実態

地方に目を移すと、地方経済の状況は様々であるため、地方ごとの農業・農村金融の

様相には違いがある。^(注14)したがって各省や各地区さらに各県（県級市）の実態を把握する必要がある。以下では、ヒアリングを行^(注15)った甲省の県レベルの農村商業銀行1行と乙省の系統金融機関全体、地区レベルの農村商業銀行1行が、農業や農家への資金をどの程度供給しているかを検証してみたい。

(注14) 中国の地方行政区画は①省レベル（省のほか、直轄市・自治区も含む）、②地区レベル（地区級市が多い）、③県レベル（県級市も含む）、④郷鎮レベル（約4万）、さらにその下に自治組織である村民委員会が管理する行政村が置かれている。県域とはこの③に該当する県（県級市）の管轄区域であり、そのなかには多くの農村地域が存在している。

(注15) この現地調査は、当総研が16年8月に実施した。

(1) 甲省の県級市の農村商業銀行

同行は12年に農村信用社から農村商業銀行となり、11の営業店舗、146名の役職員を擁している。ヒアリングによれば、16年7月末時点の預金残高は31億元、貸出残高は16億元、うち農業・農村関連貸出残高は13.7億元、農家貸出残高は9.1億元（うち小額貸出2.6億元、住宅ローン1.6億元、自動車ローン2.2億元）、農村企業貸出残高は4.5億元であった。

これらの数字から、同行の貸出残高に占める農業・農村関連貸出残高、農家貸出残高割合を計算すると、それぞれ86%、57%となる。前掲第7表の14年の農村商業銀行全体の数値はそれぞれ56%、22%であり、いずれも同行がそれを上回っていることが特徴的である。農林畜産漁業貸出の数字は不明であるが、この市が農業地帯に位置す

ることや前述の二つの割合が高いことから、同貸付の割合も農村商業銀行全体のそれより高いと推察される。

農業地帯にある同行の支店でヒアリングしたところ、同支店では5万元／戸を限度額とする農民向けの小額貸出に取り組んでおり、これが農家貸出の増加に貢献している。具体的には、村民委員会の協力で各戸の資産などを登録し、ABCなどに信用力をランク分けするシステムがあり、Aには5万元／戸、Bには3万元／戸、Cには2万元／戸の限度額が設けられている。その限度額内で農家は無担保で資金を借りることができる。

同支店の管内では専業大規模農家が増えた。一方、離農した零細農家は市内でスマートフォンビジネスを始めるための資金ニーズが旺盛だが、これにどう対応するかが問題となっている。

一方、同行は市内での営業には限りがあるので市外、省外に営業範囲を広げたく、新たな出資を募っており、加えて農村商業銀行という名称を農業科技銀行にすることも検討している。同行の市内中心部にある支店を訪問したところ、他業態との競合が激しくなり、金利面での優遇や審査時間の短縮を図るなど迅速に顧客のニーズに対応しているが、金利の自由化を受けて利ざやが縮小するなか、理財商品の販売や資産運用の手数料を増やすほか、企業の納税情報等を利用して、比較的優良な貸出先を見つけ出すことに積極的に取り組んでいる。これらの取組みは同行の経営に必要なことで

はあるが、今後の農林畜産漁業貸出の弱体化につながる可能性がある。

(2) 乙省の地区レベルの農村商業銀行

15年末時点の乙省の農村信用社系統は省連合社、13の市弁事処（事務所）、1つの審査センター、系統金融機関113行（社）、営業拠点5,126か所、役職員6.8万人で、省内最大の金融機関となっている。同系統金融機関の預金残高合計は1兆3,600億元、貸出残高合計は9,200億元、うち農業・農村関連貸出6,600億元であった。同年の貸出総額は711億元、うち農業・農村関連貸出額518億元であった。さらに専業大規模農家、農民専業合作社、農業関連の竜頭企業などの農業経営体への貸出額は28億元であった。

これらの数字から、同省の系統金融機関の貸出残高・金額に占める農業・農村関連貸出割合を計算すると、それぞれ72%、73%となる。これも14年の農村商業銀行全体の数値と比べ高い水準である。農林畜産漁業貸出のうち、農業経営体への28億元の貸出額である。これを農林畜産漁業貸出と見なせば、貸出総額に占める割合は3.9%と推計され、これは前述の金融機関全体の貸出総額に占める農林畜産漁業貸出額の割合である3%程度とほぼ同じ水準である。つまり、同省の系統金融機関は農林畜産漁業資金の供給機能において一般金融機関と変わらず、農村商業銀行に改組した結果、農林畜産漁業融資より第2次産業・3次産業向けの融資を重視するようになったのである。

次に、12年に設立された同省の某地区に

ある農村商業銀行の事例を示す。14年末時点でこの農村商業銀行の預金残高は1,201億元、貸出残高は862億元、農業・農村関連貸出残高は412億元、農家貸出残高は161億元であった。同行の貸出残高に占める農業・農村関連貸出残高、農家貸出残高割合を計算すると、それぞれ48%、19%であり、前掲第7表に示した農村商業銀行全体の14年数値より低いことが明らかである。同行の農林畜産漁業貸出の数字については不明であるが、この市が農業地帯でないことなどを踏まえると、同貸付の割合も農村商業銀行全体の数値より低いと思われる。

こうしたなか、農村信用社が農村商業銀行となった後の農林畜産漁業貸出について同行の職員に聞き取ったところ、野菜や畜産などを行う専業大規模農家、農業関係の竜頭企業、家庭農場向けの貸出は増加しているが、零細農家は担保となる資産が少なく、資金を借り入れることは難しく、これを解決するために、同行ではグループ連帯保証融資などの実施を通じて対応しているとのことであった。

このことから、大規模農家のような大規模経営体は信用へのアクセスが比較的容易であり、同行の貸出先となる要件を満たす一方、零細農家や貧困層は信用へのアクセスが困難な部分があることがうかがえる。

おわりに

農村信用社の組織再編成は農村信用社の内部改革にとどまらず、中国の金融システ

ムの構造やあり方に大きな影響を及ぼすため注目されている。これまでのデータの分析から、経営破たん寸前だった農村信用社は組織再編成等を行った後に経営が大きく改善した。また、農村商業銀行の経営状況は農村信用社より高いことが明らかとなった。

一方、系統金融機関の農業融資について、農林畜産漁業貸出に焦点を当てて分析したところ、中国の農業・農村金融における系統金融機関の比重は大きいものの、農村信用社の組織再編成などによって農林畜産漁業貸出の貸出全体のなかでの地位が低下していること、農村商業銀行は利益最大化のため、農村信用社に比べ農業融資への取り組みは弱いことが指摘できる。農村信用社の商業銀行化がさらに進められようとするなか、農業融資がいかに確保されるかが課題となる。

現地調査で得られた情報は、上記の結論と整合的であるが、県域の農村商業銀行が一定程度の農業融資をしているのに対して、地区レベルの農村商業銀行ではその重要度が比較的小さいことを示す事例があった。地方ごとに多様性があるため、全ての農村商業銀行の農業融資の重要度が県レベルで地区レベルより高いという結論を導くことはできないが、地区レベルの農村商業銀行は農村部で集められた大半の資金を農外で運用している可能性がある。

一方、農村金融機関は農業融資が一定の実績に達する場合について財政からの利子補助、税制措置優遇、優遇的な金融政策（他

業態より預金準備率が低いなど)といった支援を享受しているが、農業・農村金融基本統計の数値は曖昧で不明瞭なほか、監督も不十分であるため、支援策の効果があまり現れていない。さらに実態と統計数値にかい離があり、国は農村部の資金需要が満たされているか把握できていないものと思われる。

こうしたなか、今後農業・農村金融の改革が行われるならば、何をどう変えるべきなのかを考えてみたい。まず、分かりやすい集計項目の設定と実際の貸出用途別に明確に区分された集計結果が得られるような農業・農村金融統計の整備が求められる。このように統計の整備を進めるとともに、国から農業融資を行うために様々な優遇措置を受けた農村金融機関へのモニタリングも必要であろう。さらに、農村信用社の農業融資のプレゼンスは依然高く、農家が農業融資を受ける際の金融インフラとしての機能を果たしてきたことを考慮すれば、金融当局や省連合社が画一的に進めている農村商業銀行への組織再編成の是非をあらためて検討する時期にきているといえるだろう。

<参考文献>

- ・王雷軒(2013)「最近の中国における農村金融の現状と特徴」『農林金融』2月号
- ・王雷軒(2014)「中国の農村信用社連合組織の構造と機能——省農村信用社連合社を中心に——」『農林金融』2月号
- ・河原昌一郎(2008)『中国農村合作社制度の分析』農林水産省農林水産政策研究所
- ・中国銀行業監督管理委員会(銀監会)『銀監会年報』各年版
- ・中国人民銀行農村金融服務研究小組(2008)『中国農村金融服務報告』中国金融出版社
- ・中国人民銀行農村金融服務研究小組(2011)『中国農村金融服務報告』中国金融出版社
- ・中国人民銀行農村金融服務研究小組(2013)『中国農村金融服務報告』中国金融出版社
- ・中国人民銀行農村金融服務研究小組(2015)『中国農村金融服務報告』中国金融出版社
- ・中国人民銀行・銀監会(2007)『涉农貸款專項統計制度』
- ・中国人民銀行・中国金融学会『中国金融年鑑』各年版
- ・張曉慧ほか編著(2012)『農村信用社改革試点——資金支持政策的实践与思考』中国金融出版社
- ・張承慧ほか編著(2016)『中国農村金融發展報告2015』中国發展出版社
- ・阮蔚(2000)「中国農家の資金需要と農村金融の体制——農業生産資金の需要とフォーマル金融機関の問題を中心に——」『農林金融』11月号
- ・劉開宇・陳室霖・周立(2016)「涉农貸款如何真涉农——河南省農信社調研報告」『銀行家』第02期

(おう らいけん)



中国供銷合作社の総合改革に関する考察

陳 曉楠 (Chen Xiaonan) 〈西北農林科技大学經濟管理学院 講師〉
高屋和子 〈立命館大学経済学部国際経済学科 教授〉
若林剛志 〈主任研究員〉
余 勁 (Yu Jin) 〈西北農林科技大学經濟管理学院 教授〉

〔要 旨〕

農産物の販売や生産・生活資材の購買を主な事業とする中国最大の組合組織である供銷合作社は、農村社会において新しいタイプのサービス体系を構築する核心的な力を持っており、その総合改革の成果は中国の農業現代化の実現と密接に関わっている。本論文は2004年から16年の供銷合作社に関する統計データを利用するなどして、供銷合作社系統の評価を行い、システム方法論をベースとして供銷合作社系統の改革の道筋を考察した。

その結果、同系統の経済規模は巨大で、13年間の売上高は累計27.4兆元に達したが、一方で売上高に占める利益の割合（利益率）は低く、同期間の平均利益率は0.96%であったこと、涉农服务平台（農村・農業・農民関連サービスの提供主体）は基層供銷社を重点とし、サービス分野の事業が急速に拡張していること、合作金融（協同金融）の発展にも期待が持てることが明らかになった。一方で、従業員とガバナンスの問題が供銷合作社系統の長期的発展を制約するボトルネックとなっていることも示した。そしてシステム方法論の視点から、総合改革の実践の道筋として行政、社会、経済の3つの基軸に個々の要素が持つ機能を位置付け、そのうえで個々の要素が種々のタイプのセクターの一部を構成することにより、供銷合作社系統が持つ様々な機能を発揮させること、ネットワーク構造を持つ利益共同体を構築することにより、ガバナンス構造や財産権の改革を進める必要があることを提起した。

目 次

はじめに	(4) 合作金融（協同金融）の将来性
1 供銷合作社の概要	3 総合改革の道筋
(1) 供銷合作社の沿革	(1) これまでの改革案
(2) 供銷合作社の組織体系	(2) 供銷合作社系統を考察するためのセクター区分
(3) 供銷合作社の事業	(3) 3つの基軸と個々の要素が持つ機能の位置付け
2 供銷合作社の評価	(4) ネットワーク構造を持つ利益共同体の構築
(1) 経営の評価	4 今後の課題
(2) 農村・農業・農民関連サービスの評価	
(3) 従業員とガバナンス問題	

はじめに

都市と農村の所得格差に代表される農村・農業・農民に関する問題を総括した「三農」問題の改善は、これまで中国が最も力を入れてきた難題の1つである。共通認識となっている実行可能な解決策は、新技術の導入など農業の現代化をはかることで農民所得を増やし、農村を活性化させながら「三農」の総合的発展を促進することである。今日の中国の農業・農村を取り巻く環境の変化、例えば、情報化の波、国際農産物市場の動向、資源の賦存量や利用環境の制約、都市と農村の格差、人口高齢化等の状況を考慮すると、農業生産面の構造改革と農業現代化の展開が、「三農」問題を解決する重要な手がかりとなる。

世界の農業の産業化の過程を振り返ると、その過程は農民組織化の過程であることを示している。組織化により個々人が持つ力を足し合わせた以上の働きを持つようになるし、農業の産業化を1つのシステム（複雑な仕組み）とするならば、農業産業組織はこのシステムにとって不可欠なインフラである（楊・楊（1998））。しかしながら、1戸当たり耕地面積がわずか0.6haである小規模農家の経済状況は依然として厳しい。近年の中国の農業現代化の進展のなかで、多数設立された農民專業合作經濟組織（農業生産、農業資材の購買や販売等を行う組合組織）をより所に市場にアクセスすることは、小規模農家が市場との間の交渉力を獲

得するうえでの重要な選択肢の1つとなっている（黄・邓・徐（2010））。

また、諸外国の経験が示しているように、各種の農民組織は、そのメンバーによる農業生産資材の共同購買、農産物の共同販売、農産物の処理や加工施設の整備による付加価値の内部化、技術・情報のメンバーへの普及といったサービスを提供し、それが市場経済化進展のなかで小規模農家が直面する様々な問題に対応する一助となっている（Fock and Zachernuk（2006））。中国に目を移すと、農業生産のための資材供給、農産物加工、農業副産物販売等の活動に従事している組織として供銷合作社がある。そして、計画経済時代からこれまでの間、比較的大規模にこのような事業を行ってきた主体は、実は供銷合作社だけなのである。

本論文は、この供銷合作社が行ってきた改革の実績について評価を行うとともに、全体像を考慮しながら複雑な要素のなかのある対象に着目し、その問題を見極め、解決していくシステム方法論の視点から、総合改革の道筋と構想の提示を試みるものである。

1 供銷合作社の概要

(1) 供銷合作社の沿革

供銷合作社は、農産物の販売や生産・生活資材の購買を主な事業とする中国最大の組合組織である。供銷合作社は1.6億の農家世帯が社員（組合員）として加入し、その組織は全国段階から郷鎮段階にわたって系統立って組織されており、日本の農協に相当

する組織である。

1950年代中期、中国の「三大合作社体系」(合作社は協同組合に相当する組織のこと)と並び称された供銷合作社、生産合作社、信用合作社は、その後それぞれが異なる道を歩んだ。生産合作社は58年から合併によって人民公社となり、78年に至って解体し、家族営農請負制の導入に伴って農村における経済的な集団組織へと変遷していった。信用合作社は、都市信用社が90年代中期に、各地で株式形態の都市商業銀行に改変していった。農村信用社は改革開放後、中国農業銀行による代理管理の時代があったが、その後離脱した。そして、多くの農村信用社が県連合社との統合を経験し、8つの省が03年から、21の省が04年から県信用社等は省レベルの農村信用社連合社の指導の下(金(2008))、農業商業銀行化への組織改正を進めている。

これら2つの合作社と比べ、供銷合作社の改革の道は最も曲折している。供銷合作社はもともと農民を主体とした集団所有制の合作経済組織であり、農村の生産・生活面の需要を満たすために設立された。同組織は、生産資材や生活用品を販売し、農産物や副業生産物を買上げる商業組織であった。組織化された後、国営商業部門との「3回の統合と3回の分離」を経験し、所有形態は集団所有制、国有制、混合所有制の間を往来した。95年、09年および15年に、中央政府は『中共中央国务院关于深化供銷合作社改革的決定(中国共産党中央・国務院の供銷合作社改革を深化させることについて

の決定)』(中発〔1995〕5号)、『国务院关于加快供銷合作改革发展的若干意见(国務院の供銷合作社の改革発展を加速することについての若干の意見)』(国発〔2009〕40号)、『中共中央国务院关于深化供銷合作社综合改革的決定(中国共産党中央・国務院の供銷合作社の総合改革を深化させることについての決定)』(中発〔2015〕11号)により、3回にわたって供銷合作社の改革を打ち出し実施してきたが、その改革は困難なものであった。^(注1)

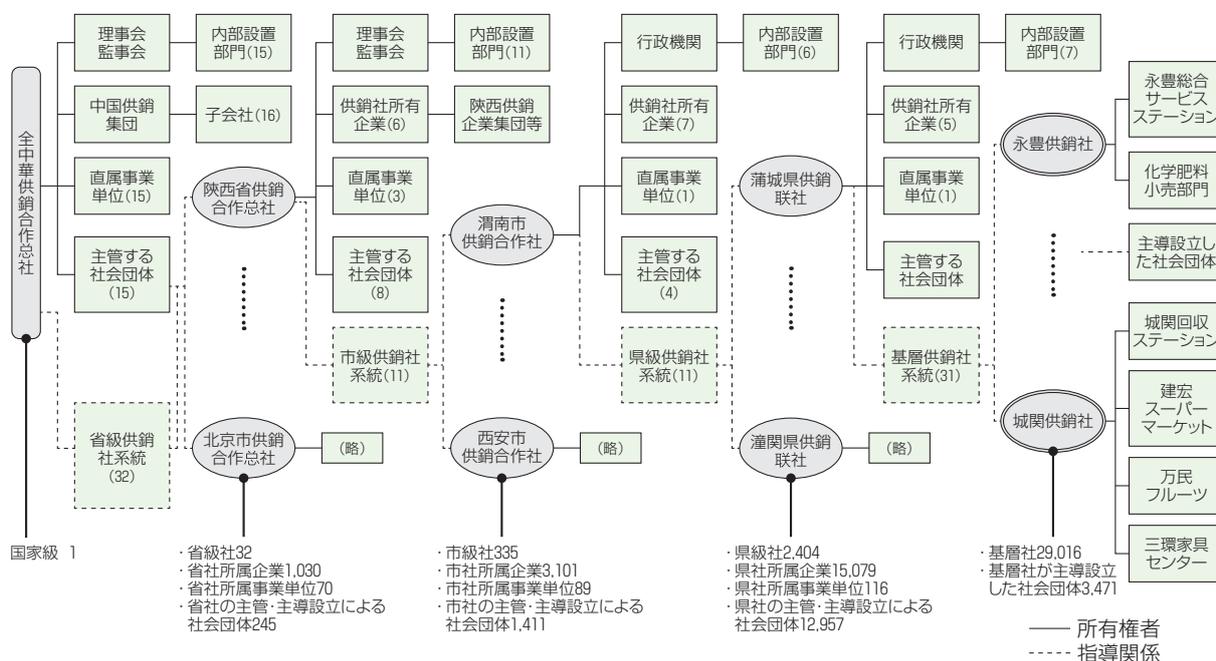
供銷合作社は、中国において最も体系が整備され、最も経済力の強い合作経済組織(郭(1999))であり、かつ最大の非政府経済組織(徐・黄(2006))である。この供銷合作社がいかにして自己改革を実現し、「三農」問題の解決と「全面的小康(=あらゆる側面でややゆとりのある)」社会の実現という目標をいかに達成するかは、現代中国の社会経済において極めて重要な問題である。

(注1) 後述する経営、農村・農業・農民関連のサービス、従業員等に関する問題等があり、政府は改革案を打ち出し指導してきた。

(2) 供銷合作社の組織体系

まず、供銷合作社系統の組織体系を見ておこう(第1図)。16年末現在、中国供銷合作社系統(以下「供銷社系統」または「全系統」という)には、全中華供銷合作总社(全国レベルの連合会。以下「中社」という)が1、省(区・市)供銷合作总社(省レベルの連合会。以下「省級社」という)が32、省管轄市(地・盟・州)供銷合作社(省が管轄している市にある合作社。以下「市級社」という)が335、県(区・市・旗)供銷合作联社

第1図 中国供銷合作社の構造説明図



出典 中国供銷合作网(中国供銷合作ネットワーク) <http://www.chinacoop.gov.cn>

(県レベルの合作社。以下「県級社」という)が2,404, 県管轄郷・鎮・区内の基層供銷社(郷鎮にある合作社で単位組合に相当。以下「基層社」という)が2.9万あり, さらに第1図に示された関連団体等によって構成されている。全系統合計で, 従業員数340万人, 各種法人企業4.9万, 経営拠点131万を擁し, 資産総額は1.38兆元(約22.5兆円)に達し, 16.9万の農民專業合作社(全国比率で約11.0%を占める)^(注2)を創設しており, 土地の管理受託面積は1億畝(約667万ha)に達している。供銷社系統組織は, 国家レベルから郷鎮レベルまで5つのレベルの供銷合作社と各レベルの供銷合作社を中核とする供銷合作社所属企業, 直属事業単位, 合作社が管理または設立を主導した社会団体組織, 出資・資本参加している農民專業合作社等からなる。

現行の供銷合作社系統は, 一般に一つひとつの供銷合作社を中核とし, 所属の企業・事業単位, 社会団体組織, 農民專業合作社等の要素が何らかの関係を持っており, 各々の要素がサブシステムを形成している。サブシステムとサブシステムの間で従業員または資産はめったに移動せず, サブシステム間の主な連係は業務の管理や指導を行うことにある。

このような巨大かつ複雑な体系に対しては, システム方法論によってシステムの要素や構造, 機能, 環境を分析し, そのうえで機能に基づいて経営や農村・農業・農民関連のサービスなど系統組織全体で総合的に評価することが供銷合作社系統の理解を深めることにつながると考えられる。

(注2)『農村百事通』16年09期によれば, 15年12月

未までの全国の登記済みの農民専門合作社は153.1万社に達している。

(3) 供銷合作社の事業

供銷合作社系統の全体目標は、農民とのより緊密な連係、農業サービス機能の整備、および経済環境に対応した効率的な合作経済組織体をとることである。供銷合作社系統の当初の機能は、穀類・綿花・油糧作物の統一買付・統一販売、農民への農業生産資材供給、農業副産物の買付け・販売を行うとともに農村市場および農産物流通をコントロールすることにあつた。経済体制改革と社会生産方式の変化に伴い、供銷合作社系統の機能は、従来の農業生産分野から農民・農村サービスへ、農業生産資材・綿花・日用品等商品の取扱いから、再生資源の回収、土地の売買、電子商取引、金融、教育訓練、コミュニティ総合サービス等のサービス事業へと拡大してきた。

第1表に示したとおり、供銷社系統の主要事業として、①農業資材購買、②生活資材購買、③農産物販売、④資源リサイクルがある。①は最も伝統的な業務であり、肥料、農薬、農機具、種苗、飼料などの購買

を行っているが、天候および自然災害の影響や生産資材市場における競争の激化によって近年の伸び率は低くなっている。③は綿花、食糧・食油、野菜、果実などの販売である。近年は綿花の価格変動が大きく、供銷社系統の綿花関連企業の経営に大きな影響を及ぼしている。一方で他の農産物販売が伸びているため、それが販売額の増加率を下支えしている。農産物と日用品はいずれも都市住民の生活に欠かせないものであり、最近ではeコマースも著しく伸びている。④については、供銷社系統は13年から資源再生・回収のネットワークを構築し始め、16年までに18万のリサイクル拠点を整備した。国内で環境保全への意識が高まっているため、この事業は有望視されている。

2 供銷合作社の評価

(1) 経営の評価

04年以来、全系統およびそのなかの基層社の経営指標は著しい伸びを示し(第2表)、全系統の16年の総売上高(名目)は04年の8.75倍で、毎年11~30%の伸び率を維持して

きた。年平均の伸び率は20.0%であり、利益総額の伸びも総売上高の状況に近似している。基層社の15年の総売上高は04年の6.2倍であり、年平均伸び率は18.3%で全系統の水準よりも低い。しかし、基層社は利益総額の伸びが際立ち、15年は04年の37.9倍、年間伸び率

第1表 中国供銷合作社系統の主要事業の推移(2010~2016年)

(単位 億元、%)

	農業資材購買		生活資材購買		農産物販売		資源リサイクル	
	金額	増加率	金額	増加率	金額	増加率	金額	増加率
10年	3,842	16.7	4,266	26.4	2,679	26.7	925	44.9
11	4,886	27.2	5,661	32.7	3,791	41.5	1,322	43.0
12	5,893	20.6	7,401	30.7	4,900	29.3	1,785	35.0
13	6,665	13.1	9,243	24.9	6,295	28.5	2,202	23.4
14	6,941	4.2	11,393	23.3	6,592	4.7	2,299	4.4
15	7,274	4.8	13,233	16.2	7,205	9.3	2,369	3.0
16	7,987	9.8	15,435	16.6	2,665	12.5
平均値	6,213	13.8	9,519	24.4	5,244	23.3	1,938	23.7

資料 10~16年「中国供銷合作社系統基本情況統計公報」
(注) 16年について、一部のデータは未取得。数値はいずれも名目値。

第2表 中国供銷合作社系統の売上高および利益の推移(2004~2016年)

(単位 億元, %)

	全系統					基層社				
	売上高(a)		利益額(b)		利益率	売上高(a)		利益額(b)		利益率
	金額	増加率	金額	増加率	(b/a)	金額	増加率	金額	増加率	(b/a)
04年	5,458	—	51	—	0.93	1,298	—	1.5	—	0.12
05	6,204	13.7	66	30.3	1.06	1,371	5.6	2.2	45.7	0.16
06	7,410	19.4	80	20.8	1.07	1,633	19.1	3.8	72.7	0.23
07	9,390	26.7	101	27.2	1.08	1,992	22.0	4.6	21.1	0.23
08	10,756	14.5	112	11.2	1.04	2,386	19.8	6.7	45.7	0.28
09	12,376	15.1	130	15.8	1.05	2,958	24.0	8.5	26.9	0.29
10	15,637	26.4	172	32.1	1.10	3,539	19.6	11.6	36.5	0.33
11	20,255	29.5	216	25.3	1.06	4,020	13.6	16.4	41.4	0.41
12	25,861	27.7	261	21.3	1.01	5,382	33.9	23.7	44.5	0.44
13	32,129	24.2	311	19.1	0.97	6,316	17.4	37.8	59.5	0.60
14	37,646	17.2	354	13.8	0.94	7,329	16.0	46.6	23.3	0.64
15	43,053	14.4	382	7.8	0.89	8,063	10.0	56.9	22.1	0.71
16	47,761	10.9	408	6.8	0.85
合計	273,935	20.0	2,644	19.3	0.96	46,286	18.3	220.3	39.9	0.47

資料 04~15年「中国供銷合作社年鑑」、16年「中国供銷合作社」ホームページ(<http://www.chinacoop.gov.cn>)

(注) 第1表に同じ。

の幅は21%~72%で、年平均伸び率は39.9%に達している。全系統の総売上高と利益総額が大きく伸びたのは10年から13年であり、その後は増加率は鈍化している。

90年代には、経済体制および市場環境の変革への対応が不十分だったため、全系統にわたって広範囲に欠損の問題が生じた。92年から毎年欠損が生じ、98年のピーク時には156.39億元の欠損が発生したがその後、00年になってようやく13.77億元の収益を実現するようになった(白(2001))。赤字が黒字に転じたのは、政府の財政支援と系統の制度改革の影響が大きい。98年から03年^(注3)まで政策性欠損を一旦棚上げし、全系統は従業員の入替え、資産による債務相殺、債務買戻し、債務返済の度合い拡大、既存資産活用、法律にのっとり破産、優遇政策の獲得、資産再編等の制度改革によって、累計760億元余りの債務削減・負担軽減を実現した。特に、より農民に身近な基層社

と、より市場に近い供銷合作社所有企業は、いずれもこのような改善を行ってきた。02年、全系統は「4項目の改造」、すなわち①農業産業化経営への参加により基層社を改造すること(市場を重視した自立経営を行う改革)、②財産権多元化の実施により供銷合作社所有企業を改造すること(事業の払下げ等による合作社改革)、③社企分離の実現と供銷合作社運営の開放により連合社を改造すること(合作社と企業を分離するとともに組織の透明性を高める改革)、④現代的経営方式の導入により経営拠点を改造すること(新しい経営方式を導入した経営拠点改革)を推し進めた。

07年、全系統は新農村現代流通ネットワーク工程建設(新農村現代流通ネットワーク工事建設)を契機として、系統内外の資源配置の最適化・整理統合を行い、無駄を省いた事業運営と各事業の一層の拡大を急速に進めた。具体的には「4項目の改造」にしたがって

企業集団を創設し、発展性のある企業の育成を全系統の戦略目標とした。11年、規模の最も大きい中国供銷集団（前掲第1図）は中国500強企業の83位となった。15年の全額出資・持ち株企業の総売上高が全系統に占める割合は52.6%、利益総額の割合は49.4%となり、年間営業収入100億元超の企業数は11社に達した。

農民・農村により身近である基層社も、供銷合作社所有企業の株式会社化等を進めてきた。基層社の総売上高が全系統に占める割合は緩やかな下降傾向を示しているものの、利益総額の経年的な上昇と利益率の成長傾向は、基層社が安定した経済的業績を実現していること、そしてそれを基盤として、次に述べるようにより良い農村・農業・農民関連サービスを提供し得ていること、改革が着実に効果を上げていることを示している。

（注3）政策性欠損とは、国の政策を実施したことによって経済主体に発生する欠損のことである。

一般に、売価が正常原価より低い製品を生産し、または取り扱うことによって引き起こされる。例えば、生産用農機具など一部の農業支援製品の製造原価が国の定める売価より高いことによって発生する（『財経大辞典』〔下巻〕）。

（2）農村・農業・農民関連サービスの評価

次に、農村・農業・農民関連サービスの評価を試みる。供銷合作社系統の農村・農業・農民関連サービスには、主に農業産業化経営への参加、農民との利益共同体の形成、新農村建設の促進の3つの側面が含まれており、サービスを提供する主体には、各級供銷合作社、竜頭企業、農産物の生産流通拠点、村級総合サービスステーション、農民專業合作社、各種の協会等の社会団体組織が含まれている。

04から16年にかけて、全系統が系統内の流通網を利用して直接買い付け、また農民のために行った農産物の販売は著しく増加し、累計5.5兆元に達した（第3表）。農民に

第3表 中国供銷合作社系統の涉农サービスの状況(2004~2016年)

	農産物 買上げ (億元)	農業生産 資材供給 (億元)	基層社 (組合)	村級 サービス ステーション (万軒)	農民專業 合作社 (組合)	農民專業 合作社 加入農家 (万戸)	受益農家 (万戸)	農民所得 援助 (億元)	技術訓練 (述べ・万戸)
04年	852	841	22,537	11.3	14,420	421.3	1,154.7	239	-
05	971	945	22,263	13.3	19,149	499.5	1,432.5	330	1,249.5
06	1,073	1,133	21,617	15.4	21,967	542.9	1,549.9	395	1,360.1
07	1,322	1,389	21,321	17.7	27,958	627.0	1,624.1	580	1,296.2
08	1,543	1,757	21,267	19.9	35,787	847.0	1,898.8	679	1,333.9
09	1,996	2,064	21,106	21.0	46,752	969.8	2,080.5	938	1,289.7
10	2,681	3,842	21,602	22.0	54,817	1,005.8	2,138.5	803	1,370.5
11	3,888	4,886	20,050	23.9	66,784	1,004.4	2,466.5	1,107	1,414.3
12	5,182	5,893	19,082	27.5	77,088	1,063.2	3,022.6	1,129	1,574.7
13	6,697	6,665	21,769	31.5	93,491	1,114.3	3,730.5	2,009	1,434.6
14	7,897	6,941	24,950	33.7	114,326	1,238.1	3,742.5	1,432	1,365.8
15	9,307	7,274	27,746	36.1	147,297	1,405.8	3,468.4	1,337	1,403.9
16	11,700	7,987	29,016	...	169,896	1,483.0
平均値	4,239	3,971	22,640	22.8	68,441	940.2	2,359.1	915	1,372.1

資料 第2表と同じ
（注） 第1表と同じ。

供給した農業生産資材は年平均で3,971億元に達し、全系統が持つ流通の優位性は農民專業合作社による市場への適正なアクセスの実現を助けた。

基層社は、農民專業合作社の創設を行うとともに、村級総合サービスステーションを管理、指導するのに適した組織であり、総合サービスステーションのある郷・鎮の割合は14年には80%に近づき、また同ステーションがある行政村の割合は60%に達した。基層社の総数は緩やかな減少から急速に増加する過程をたどったが、数が減少した原因は、行政区域内にある中心的町村の市街化および僻村数の削減、あるいは経営状態の悪い基層社の合併・買収・破産等にあったが、近年の数の急速な増加は、基層社が長年にわたる改革の取組み、柔軟な財産権構造の導入と良好な政策的支援によって、社会のそのほかの経済主体の加入を呼び込んだことに起因している。

基層社、竜頭企業、農民專業合作社、村級総合サービスステーションは、農村社会におけるサービス提供のための主要な拠点であり、農民の生産・生活ニーズに对应している。竜頭企業および農産物流通拠点は合計3,468.4万戸の農家を優位な流通に結び付け、1,336.8億元（農家1戸当たり約3,854元）の農家所得を生み出した（15年）。全系統が労働、資本、土地など様々な手段によって協同し発展させてきた農民專業合作社は16.9万社に、農民專業合作社加入農家は1,483万戸に達している。14年に新たに増えた農民專業合作社数は約1万に上り、全系統が創

設した農民專業合作社の平均社員数、栽培面積、売上高、利益率等指標は、いずれも全体平均を上回っている。^(注4)

農村の青壮年労働力の流失と耕地荒廃のすう勢に的を絞り、供銷合作社系統は14年から6つの省において土地委託管理サービスを試験的に展開している。現在は委託管理の品目が食糧作物から換金作物へと拡張され、サービス対象は一般農家から農民專業合作社や家庭農場等の新しいタイプの経営主体へと拡大しており、16年には全国28の省の土地委託管理サービス面積は1億畝^(注5)に達した。村級総合サービスステーションは農村社会の発展に寄与するために農業生産資材、農産物、消費物資の生産販売を基盤として、科学技術コンサルティング、娯楽・スポーツ活動、高齢者福祉・幼児教育、労働就業指導サービスを展開している。このほか、全系統はさらに農村合作金融、貧困削減のための開発、電子ビジネス、仲介など様々な分野において「三農」問題の解決のためにサービスを提供している。

全体の中で各システム要素の問題状況を的確に把握し、これらを改革の骨子としながら以上のような事業の展開をはかったことが、社員（組合員）へのサービス向上と供銷合作社系統の実績につながったと考えられる。

（注4）詳しくは『中国供銷合作社年鑑』（2014年巻）182頁、15年12月出版）を参照。

（注5）詳しくは『在中華全國供銷合作總社第六屆理事會第四次全體會議上的工作報告（全中華供銷合作總社第6期理事會第4回全體會議における事業報告）』17年1月19日を参照。

(3) 従業員とガバナンス問題

供銷合作社系統の従業員に関する問題は多く、そのことは主に従業員の数と質、従業員への誘引等の面に表れている。張（2001）は、供銷合作社の2つの問題のうちの1つとして、企業が社会的機能を担っているため、退職者の負担が重く、仕事に対して従業員が多すぎることを指摘した。

全系統の従業員は、実働実態のある従業員（以下「被雇用者」という）、退職者（すでに雇用関係はないが、国の社会保障システム上の関係から全系統より給付を受けている者）、元の単位を離れ労働関係のみを留保している者^(注6)という3つのカテゴリーに分かれる。第2図によれば、表面上の従業員総数は09年頃に増加があったものの、04年の398万人から減少傾向にあった。しかし、13年に上昇傾向に転じている。従業員の構成を確認すると、被雇用者は09年、10年に急速に増加し、年平均増加率は13.7%に達した。そのあと安定的増加の段階に入ったが、その転換点は国务院が09年に『国务院关于加强供

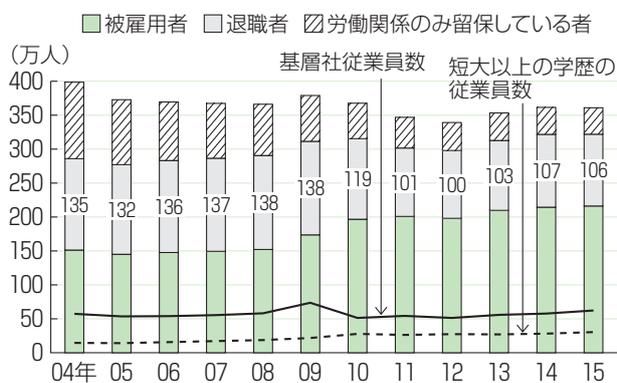
銷合作改革发展的若干意見（供銷合作社の改革發展を加速することについての若干の意見）』（国発〔2009〕40号）によって、全系統の改革を推し進めたことと関連している。

第2図を見てわかるように、退職者と労働関係のみを留保している者という2種類の従業員の合計数は一貫して減少しており、しかもその減少幅は被雇用者の増加幅を超えている。しかし、退職者の全体に占める割合は常に30%前後で、全系統におけるこの従業員の管理負担と人件費としてのしかかる財務負担は無視できない。被雇用者のうち短大を含む大学を卒業した者の割合は増加傾向にあるが、その割合が14%という水準は全系統の持続的な發展と經營管理の高度化への要請が強まっていることからすれば依然として不十分な割合である。

基層社の従業員数の変動は大きくないが、全系統の被雇用者に占める割合はすう勢的に低下しており、被雇用者の増加は主に県および県以上の供銷合作社系統で起きている。基層社において事業や機能の増大に合わせた被雇用者数の増加がないことは、基層社の持続的な發展に影響を及ぼしかねない。魏（2012）による陝西省供銷合作社系統についての研究は、基層社の被雇用者が著しく高齢化し、人材の受入れも内部人材を引き留めることも難しいこと、被雇用者の年齢構成および学歴構成に断層が生じ、いくつかの地方では基層社が行う事業を管理する職員がいないという状況すら生じていることを指摘している。

従業員の数と質が比較的短期間で改善可

第2図 供銷合作社系統の従業員構成の状況 (2004~2015年)



資料 「中国供銷合作社年鑑」(04~15年)

能な要素に属しているとしても、業績に大きな影響を与える被雇用者の意欲を引き出す誘引の改善には長期にわたる努力が必要とされる。供銷合作社は集団所有制であり、これは一種の共有財産権である。供銷合作社は、住民だけでなく従業員も社員となっており、合作社に対して持つ権利が不明瞭な部分があるため、所有はしているもののその権利への各人の意識は希薄で当事者意識が薄い(李・張(2016))。現実問題として、供銷合作社の中・高級管理職員は農民社員を供銷合作社の主たる構成員とは見なしておらず、一方でわずかな権利を保有しているにすぎない農民もまた、自分を供銷合作社の主体として認識していないようである(張(2001))。

そして、各級供銷合作社の資産は、供銷合作社の経営権は持っているが収益権を持たない一部の内部者(主として各級供銷合作社の中・高級管理職員)によってコントロールされており、彼らは往々にして経営の方法や経営権に濫用があった場合でもそれを改善しようという意識が薄い。県および県以上の供銷合作社の指導者は、県政府によって任命される。彼らのような内部者は任命した外部の指導者の指令を受けているため、上級指導者の満足度を最大化することが優先事項となりがちである。

さらに、事実上の委託者である外部の指導者は供銷合作社の所有者でないため、しかるべき委託者である社員に比べてモニタリングや誘引が不足している(徐・黄(2006))。基層社は主に「牽頭人」(旗振り役)となる

個人の個人的権威、人格的魅力に依存し、属人的な経営管理をしている傾向が見られる。また、大きな組織でありかつ多くの住民や従業員が社員となっており、組織内の利害関係は交錯しており、社員の参加の度合いも低く、組織が発展を遂げるための社員の参加や業績向上のためのメカニズムが欠けている部分がある。供銷合作社が主導して設立した経済組織である農民專業合作社の発起人の多数は「双肩挑」(両肩に荷物を担っているという意味で、董事長兼總經理[会長兼社長]として一人で農民專業合作社を切り盛りしている状態)と言われており、社員による監督メカニズムが失われ、社員の実際の真意を体现することができず、また全社員の利益を真に代表することもできていない(李・張(2016))。引き続きここには大きな問題が残されている。

(注6) 元の単位を離れ労働関係のみを留保している従業員とは、各種の原因によりすでに本人が仕事の持ち場を離れ、もはやその単位で業務に従事していないが、依然として雇用単位との間に労働関係を留保している従業員を指し、雇用単位は当該タイプの従業員に生活費を支払うことになっている。

(4) 合作金融(協同金融)の将来性

15年3月の『中共中央国务院关于深化供銷合作社綜合改革的決定(供銷合作社の綜合改革を深化させることについての決定)』は、供銷合作社系統に合作金融業務を展開するよう明確に求めている。^(注7)『中国供銷合作社系統基本情況統計公報(2016年)』によれば、年間貸出総額は1,011.9億元に達し、金融サービスは急速に発展している。供銷合作社

の合作金融業務はサービス対象と役割に基づき、普通金融業務と農業生産金融業務の2つのカテゴリーに分けることができる。

普通金融業務は供銷合作社系統が市場経済のなかで行う金融業務である。例えば、中社と中国建設銀行が提携しているインクルーシブ・ファイナンス（全ての人に金融アクセスの機会を提供すること）業務は、銀行が空白地区において供銷合作社系統の経営拠点を借りてインクルーシブ・ファイナンスのサービス拠点を設立し、銀行が持つ決済機能および銀行間ネットワークサービス等の金融インフラやより良い金融サービスを受けるための技術的サポート等を通じて、農村の顧客に様々な金融商品およびサービスを提供し、金融サービスのカバー率（金融サービスを受けられる環境にある地域の割合）を高めるといえるものである。例えば、中合聯投資有限公司が設立した供銷金融インターネット・プラットフォームは、主に供銷合作社系統の職員およびメンバー向けに資産運用、クラウド・ファンディング、保険等業務を含むインターネット金融総合サービスを提供しており、すでに30の省・市・自治区の158の区・県内の農村地域をカバーし、3,000余りのユーザーのために2.4億元超の融資および農村金融総合サービスを提供し、総計269件の融資申込みがある。

農業生産金融業務は、主に農民の資金需要に応えるものである。その運営モデルは、供銷合作社が独自にまたは地方財政との共同出資により、資金互助社、小額貸款公司（小額貸付会社）、農村信用担保公司（農村信

用担保会社）、農村商業銀行、およびそのほかのタイプの農業産業投資發展公司（農業産業投資發展会社）等の組織を設立し、農民の生産・生活面の金融ニーズに応えるものである。資金互助社の特徴は、社員制、閉鎖性、合作制の原則にあり、対外的に預金集め・貸付けを行わず、また固定リターン（預金利息）を支払わないことによって、運営リスクを減らしている。

例えば、陝西省にはすでに2013の資金互助社があり、省内10市96県をカバーし、互助資金の規模は6.19億元に達し、累計20.25億元を農民に貸し付け、24.17万戸の貧困世帯が互助資金の利用によって貧困からの脱出を果たしている。

資金互助者以外の組織は各級供銷合作社と各種組織との連携によって設立され、新しいタイプの農村合作金融サービス体系を構築している。例えば、河北省の「政銀企戸保」金融サービスは、政府・銀行・供銷合作社・農家・保険会社の5つの主体を緊密に結び付け、財政資金によって社会資本を整備するとともに民間の銀行資金を動かして農村の資金需要を満たしている。

その運営では、政府が「合作金融扶貧風險补偿基金（協同組合金融貧困削減リスク補償基金）」を設立し、供銷合作社が管理運営し、資金は市場から調達する方式をとっており、銀行に預けられた基金の繰越額は年々増加している。銀行は預金の10倍の貸出資金を農家に提供しているし、保険会社は貧困世帯のために融資契約履行責任保険を結び、ひとたび借入返済に問題が発生し

た場合は、保険会社と補償基金が賠償金支払いおよび代理弁済の責任を負っている。保険会社は債務残高の80%を負担し、合作金融扶貧リスク補償基金は20%を負担する。湖北省と陝西省にも類似の金融面からの貧困削減に向けた活動がある。

供銷合作社が新しいタイプの合作金融に参加することは、中国の農村金融の発展、農業経済の転換、農村経済の成長にとって意義が大きいだけでなく、供銷合作社の総合的転換および合作制実践の主要な分野の1つでもあり、巨大システムのなかでの機能の発揮が求められる。システム内の要素とシステム環境（システムの外部のことであり、ここでは全システムの外部）を有機的に結び付けた取組みの動向には今後も注視する必要がある。

(注7) 農村合作金融（農村協同金融）を発展させることは、農民の融資難の問題を解決する重要な手段であり、合作経済組織がサービス機能を強化し、サービス力を高めるために現実的に必要なことである。条件を満たした供銷合作社は社員制、閉鎖性という原則にしたがい、対外的には預金集め・貸付けをせず、固定リターンを支払わないという前提の下に、農村資金の互助合作を発展させなければならない。条件を満たした供銷合作社は、法律に基づいて農村互助合作保険組織を設立し、互助保険業務を展開することができる。条件に合致する供銷合作社系の企業は、法律の定める手続きにしたがい、中小型銀行を試験的に展開し、農村・農業・農民関連サービスの能力を強化することが許されている。条件を満たした供銷合作社は、ファイナンスリース公司、小額貸付公司、融資性担保公司を設立し、地方財政との共同出資により担保公司を設立するよう奨励されている。供銷合作社連合社、金融監督管理部門および地方政府は、職責分担にしたがって、監督管理職責およびリスク処理責任を負い、供銷合作社が行う金融業務の金融リスクを的確に防止し、取り除かなければならない。

3 総合改革の道筋

(1) これまでの改革案

これまで多くの学者および政策立案者が供銷合作社システムの総合改革について提案を行っている。例えば、張（2001）は、供銷合作社が主導して設立した農民專業合作社が大きく発展した後に、農民專業合作社が供銷合作社の資産または株式を買い取るとともに、供銷合作社の幹部職員を雇用し、農民專業合作社を主体として供銷合作社を改造し、ついには農民專業合作社に供銷合作社を融合して「吃掉」（飲み込んでしまうこと）を提起した。

徐・黄（2006）は、供銷合作社が「三農」問題に対応することが唯一の現実的な選択方向であることに立ち返り、供銷合作社の運営を開放することによって農村の專業合作組織を強力に発展させ、類似の大規模農家、農業企業等の農村・農業・農民関連主体を広く吸収して供銷合作社組織に加入させるとともに、彼らを新時代の新しい供銷合作社の組織基盤とし、適切な最終的所有者とすることを提起している。

胡・原（2010）は、供銷合作社の組織体系イノベーション（改革）には総合力が求められ、改革は多方面に波及する壮大な社会システム工学であり、全システムを通じた統一的プランを立て、それを段階別に順序立てて着実に推し進めなければならないと指摘し、さらにネットワーク組織理論の視点から山東省の実践を分析している。李・張

(2016)は、供銷合作社の体制メカニズムについて急進的改革を行い、市場型合作制(組合の要素を保ちつつ市場にも対応できる体制)を打ち立てなければならないと述べている。

これまでの政府による改革の道筋についての考え方には、実際に合作社が改革を押し進めるにあたって不十分な面があり、多くの提案が行われているものの、システム思考によって供銷合作社系統を最適なものとするという点が依然弱いと言えよう。

04年から17年まで、中国共産党中央の「一号文件」^(注8)は、14年間連続で「三農」をテーマにしてきた。11年の『关于加快改革水利发展的决定(水利改革の発展を加速することについての決定)』を除き、各年の「一号文件」は全て供銷合作社系統に言及している。そこからは、政府の供銷合作社のシステムが持つ機能の位置付けと重点の移り変わりが見て取れるが、その趣旨は、供銷合作社が持続的改革によって農産物流通および農業サービスの水準を引き上げる総合的合作組織であり続けることである。したがって、総合改革の道筋はガバナンス(関係者が主体的に関与し合意形成を行う等、組織がうまく機能していくための仕組み)、利益(生産性向上等による利益の獲得)、業務(事業目的を社員のニーズに合わせ、かつ暮らしの向上を見据えた機能を持つこと)等、多くの範ちゅうが同じ目的のために同一方向を向いた最適な選択によって示されなければならない。

(注8)「一号文件」とはもともと中国共産党中央が

毎年出す最初の文書を指していたが、現在ではすでに中国共産党中央が重視している農村問題の固有名詞となっている。

(2) 供銷合作社系統を考察するための セクター区分

供銷合作社系統は巨大であり、改革にあたっては同一種類または類似要素に絞って、それぞれ異なる戦略を立てなければならないため、それぞれ異なる基準によって全系統の分解を行い、再度組み合わせるセクターとすることが必要である。すなわちシステム方法論的な思考プロセスが必要である。

等級の高低に基づき、全系統を「基層社」と「非基層社」に分けると、基層社は数が多く、多様な役割を担うという点において優位を占め、非基層社は質(企業として専門分野で強みを発揮する等)と影響力(全国組織等規模が大きくなることで影響力を持つ等)の面で優位を占めていることがわかる。組織の存在形態に基づき、供銷合作社、企業・事業単位、社会団体組織、農民專業合作社、村級総合サービスステーションに分けることができるが、組織ごとの機能が大きく異なるため、改革の道筋を示すためには時々の情勢に応じて有利な方向へと導く判断が求められる。もちろん、全系統をさらに東部、中部、西部の地域セクターに分け、そのうえで等級と存在形態を組み合わせるなどの細分化も可能であるが、最終的目標は、同質性の比較的高いものを組み合わせ、明確に狙いを定めた改革を行うことで効果を上げることである。

(3) 3つの基軸と個々の要素を持つ

機能の位置付け

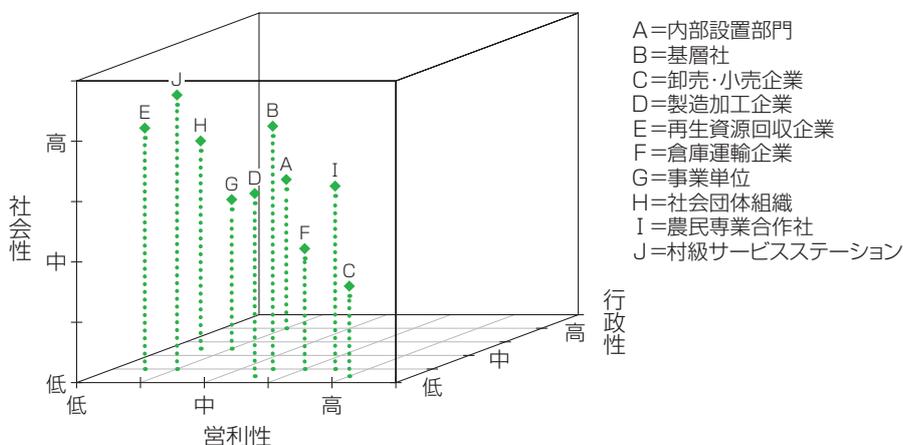
供銷合作社系統の多属性と多機能は、社員のニーズが事業範囲であることを考えると必然的なものである。供銷合作社は供銷合作社が持つ各機能の位置付けが明確でなく、方向付けが不十分で一面的であるという弱みがある。供銷合作社は「既有政府色彩、又有公益色彩、还有市场色彩^(注9)」(政府的色彩だけでなく、公益的色彩も有し、さらに市場的色彩も有する)と見なされているが、その本質は供銷合作社系統が、行政性、社会性、営利性の3つの基軸(性格)を複合的に持つことが政府から要求されていることにある。

この要求を満たすために、システムの各要素が持つ機能を行政性、社会性、営利性の3つの基軸に位置付けておくことが必要であろう。そこで各要素の業務活動が比較的単一であるという特性を利用して、各要素の行政性、社会性、営利性の位置付けと価値選好にしたがった序列化を行う。要素を他の要素との関係、すなわち全体像を考慮しながら位置付けの調整を行うが、調整は1つまたは複数の基本単位から成る要素が複合的機能を持っているとしても、各要素間の関係、すなわちシステム構造ははっきりしているため調整は可能である。要素がさらに連合してサブシステムとなる場合も同様である。

資源賦存量の制約により、個々の要素の機能に応じて位置付けられる各基軸への配置の違いは、行動の選好度(優先度)の差異を引き起こす。例えば、供銷合作社の内部設置部門の行動特徴は行政性の選好度が高く、社会性の選好度が中位で、営利性の選好度が低い(第3図内の個別要素A)。一方、企業の選好度は原則として営利性、社会性、行政性の順であるが、業種によって置かれている市場環境、産業成熟度、社会外

資源賦存量の制約により、個々の要素の機能に応じて位置付けられる各基軸への配置の違いは、行動の選好度(優先度)の差異を引き起こす。例えば、供銷合作社の内部設置部門の行動特徴は行政性の選好度が高く、社会性の選好度が中位で、営利性の選好度が低い(第3図内の個別要素A)。一方、企業の選好度は原則として営利性、社会性、行政性の順であるが、業種によって置かれている市場環境、産業成熟度、社会外

第3図 供銷合作社系統が持つ要素を3つの基軸に位置付けた改革説明図



資料 筆者作成

(注) 紙幅に限りがあるため、本論文は3つの基軸に対する各要素の高低についてのみ説明しているが、実践においては1組の指標体系を設定することにより、各要素を定量評価し、区分すればよい。

部効果はそれぞれ異なっており、位置付けを多少変更する必要がある（第3図内の個別要素CとEのように）。ある基層社が個別要素B, D, IおよびJを持っている場合、それらが発揮すべき機能として必ず行政性、社会性、営利性の全てを持っている。システム方法論の考え方を適用し、それぞれの要素の位置付けを明確にしながら中長期的ビジョンを示しておくことは、供銷合作社が優先すべき性格を考慮しながら臨機応変に環境変化に対応できる可能性が高まると考える。

（注9）中国國務院副總理汪洋の演説内容から抜粋。

（4） ネットワーク構造を持つ利益共同体の構築

供銷合作社系統の総合改革の核心は財産権改革にある。しかし、短期的には理想的な共有財産権に起因する問題をうまく解決できる方法に乏しい。このような状況下において、実践レベルでの満足度の高い解決策は、誘引メカニズムから手を付けて、国家レベル、省レベル等の段階構造よりもむしろ基層社間あるいは基層社や関連組織が持つ機能を有機的に結び付けるネットワーク構造の構築に重点を置くことであろう。

合作経済組織に固有のメリットの1つは、弱い立場の個人経営者の力を結集し、単独の個人経営者には興す力がないか、または興しても経済合理的でない事業を協同の力で興すことである。一方、固有のデメリットの1つは、集団行動の法則（規模が大きいと合意形成までに時間がかかるなど）に

よる制約の下での大規模な合作社経営は効率が良くないということである（董（2002））。

この矛盾を改善するには、要素に立脚点を置き、対内的には基本単位である要素に基づいて実績をモニタリングしながら誘引を与え、対外的には多方面にわたるチャネルを用いて資本経営と業務融合、特に電子商取引、合作金融、貧困削減のための開発など新しい分野に着手し、利用者の利便性を高めながらより多くの利益を獲得できる利益共同体を構築していく必要がある。

実践において、例えば34の省・市供銷合作社と企業が構成している全国的な「供銷社農村実体経済+互联网」農村電商合作联盟（「供銷合作社農村実体経済+インターネット」農村電子ビジネス合作連盟）、浙江省供銷合作社が構築した生産合作、供銷合作、信用合作が「三位一体」となった農村の新しいタイプの合作体系など、すでに様々な形態のネットワーク構造の利益共同体が出現している。陝西省は供銷企業集団を中心として、貧困県政府、県級供銷合作社、竜頭企業、農民專業合作社、貧困世帯等、様々な主体を結び付け、利益結合を実現し、現代的な農業の産業化推進による確実な貧困削減モデルに新機軸を打ち出した。北京供銷大数据集団（北京供銷ビッグデータ集団）と北京ビッグデータ研究院は戦略的提携を実現し、北京・天津・河北一体化の国家級ビッグデータ・センター・プロジェクトの共同建設を進めている。

4 今後の課題

農業現代化の発展モデルが多様にあることは、農業経営主体および農業サービス提供主体によって構成される供銷合作社やそれを取り巻く組織がとるべき形態の多様化につながっている。供銷合作社は、サービスの提供主体として重要な媒体であり、その総合改革の道筋は、合作社系統が持つシステム要素の異質性を十分に考慮しながら行政、社会、経済の3つの基軸に各要素を位置付けることから始め、供銷合作社内の社員の相互扶助関係および供銷合作社間の有機的結び付きを、ビジョンを示しながら地域ごとの事情に合わせて適宜強化し、持続可能な利益共同体の道を模索していくことである。

絶え間なく変化する外部環境のなかで60余年の歴史を持つ供銷合作社系統には、これまでも重要な転換点が何度となく生じ、システムの開放度（系統の透明性）は大きく向上し、巨大で複雑な系統構造と幅広い分野にわたる農村・農業・農民関連サービス機能が形成されてきた。供銷合作社系統は経済および農村・農業・農民関連サービスの面で一定の成果を収めてはきたが、向上と改善の余地は依然として大きい。特に従業員に関する改革ではさらに有効な措置をとることが求められる。供銷合作社という農業サービス合作経済組織の総合改革を実現するには、行政性、社会性、営利性の3つの基軸に供銷合作社の各要素が複合的に

持つ機能を明確に位置付けることが必要である。今後の重要な研究課題は、供銷合作社系統の合作金融および農村電子ビジネスの方面における進展と合作制経済組織の財産権改革およびガバナンス体系についてであろう。

供銷合作社系統の総合改革は、合作制経済および混合所有制を持つ組織に関する事例を提供し、また政府が国のガバナンス体系およびガバナンス能力の現代化を推進するための貴重なモデルである。中国最大の合作経済組織である供銷合作社系統の総合改革の実践は、中国における合作社の発展に極めて大きな影響を与え、合作による資源配分は政府主導または市場による資源配分という伝統的な二分法を超えた制度改革の模索であり、新常态の下における中国の「三農」問題の解決にとって極めて大きな影響を及ぼすと考えられる。

<参考文献>

- ・郭翔宇（1999）「中国供銷合作社改革：历史回顧与深化思路（中国の供銷合作社改革：歴史回顧と思考の深化）」『学习与探索』4月（32～38頁）
- ・魏巍（2012）「陕西省供銷合作社发展探索（陕西省の供銷合作社の発展についての探究）」『西北大学』
- ・金鹏辉（2008）「中国农村金融三十年改革发展的内在逻辑——以农村信用社改革为例（中国農村金融の三十年にわたる改革発展の内在的ロジック——農村信用社改革を例として）」『金融研究』10月（71～77頁）
- ・胡雅蓓・原小能（2010）「山东省供銷合作社组织体系创新研究——基于网络组织理论的视角（山東省の供銷合作社組織体系の刷新についての探索——ネットワーク組織理論に基づいた視点）」『农业经济问题』4月（46～52頁）
- ・黄季焜、邓衡山、徐志刚（2010）「中国农民专业合作经济组织的服务功能及其影响因素（中国の農民專業合作經濟組織のサービス機能及びその影響要因）」『管理世界』5月（75～81頁）
- ・徐旭初、黄祖辉（2006）「转型中的供销社——问题、

产权与演变趋势（転換中の供銷合作社—問題点、財産権と変遷の動向）『浙江大学学报（人文社会科学版）』3月（117～124頁）

- 张晓山（2001）「改造传统的组织资源——供销社近期改革措施的实证研究（傳統的組織資源を改造する——供銷合作社の短期的改革措置の実証研究）」『管理世界』4月（128～136頁）
- 董全海（2002）「一个农村基层供销社的改革（ある農村基層供銷合作社の改革）」『管理世界』7月（96～103頁）
- 白立忱（2001）「坚持不懈地进行体制创新 坚定不移地走有中国特色的供销社发展之路（倦まずたゆまず体制刷新を行い，中国的特色のある供銷合作社の発展の道を確認としてゆるぎなく歩む）」『中国供销社合作经济』2月（14～19頁）
- 杨欢进，杨洪进（1998）「组织支撑：农业产业化化的关键（組織の支柱：農業産業化の鍵）」『管理世界』4月（207～210頁）
- 李涛，张富春（2016）「体制机制改革：供销社综合改革的方向与实践路径选择（体制メカニズム改革：供銷合作社総合改革の方向と実践の道筋選択）」『经济问题』8月（30～34頁）
- Fock A, Zachernuk T. (2006) "China-Farmers' Professional Associations: Review and

Policy Recommendations", World Bank, Washington DC, USA.

※中国国家自然科学基金項目（71503202）の助成を受けており，本稿はその研究成果の一部である。

※本稿の執筆について，陳曉楠（チェン シャオナン）が第1執筆者として全体の執筆作業を行い，高屋和子（たかや かずこ），若林剛志（わかばやし たかし），余勁（ユー ジン）がそれぞれ必要な加筆修正を行った。本稿執筆のための枠組み設定，既存研究の確認，分析視角，供銷社系統の評価および改革の構想に関する検討は，陳曉楠を中心に高屋和子，若林剛志，余勁が行った。

※本稿は中国語で執筆された。17年3月13日に農林中金総合研究所が受け付けた中国語原稿を農林中金総合研究所の責任において加除修正し，日本語版を作成したものである。



談 話 室

「あと一步の後押し」としてのみらい基金 —開発営農組合とおうみ富士農業協同組合の 農育事業への助成を例に—

昨年から農林水産業みらい基金の運営に携わっている。申請案件の審査、既定案件のフォローアップなどで農山漁村に行く機会が俄然増えた。

農林水産業みらい基金は、2014年に農林中央金庫より200億円の基金拠出を受け設立された。支援対象となる事業は、直面している地域の課題の克服のために創意工夫にあふれた内発的な取組みを行っている農林水産業者に対してあと一步の後押しを行うものであり、最長3年間に支出する事業経費を最大9割まで助成することとしている。

設立して3年経過し様々な助成案件が積み上がってきた。その内容は一様ではないが、一つの事例をここで紹介したい。

紹介するのは、15年に助成が決定された滋賀県守山市に所在する農事組合法人開発(かいほつ)営農組合とおうみ富士農業協同組合の共同による農育事業である。助成事業のフォローアップのための会議は、公民館の広間に畳、長テーブル、座布団という仕様で両組合関係者、守山市役所の方々が出席した。みらい基金からの質問に対して出席者それぞれがその役割に応じて重複することなく自信を持って回答され、多様なテーマを網羅的にカバーしつつも、極めて無駄のない会議運営がなされたことに感心した。

おうみ富士農業協同組合(以下「JA」という)は、直売所「おうみんち」や農業体験事業「青空フィットネスクラブ」などで全国表彰を受けるなど有名な組合である。

今回の事業はJAエリア内にある開発営農組合(以下「営農組合」という)との共同事業である。営農組合は、06年に組合員52名で特定農業団体として発足し、11年に農事組合法人化された組合である。今回の事業予定地は営農組合の田畑を使うこととしているが、その一部は、63年にカーネーション栽培のために作られたガラスハウスが老朽化し、農家の高齢化・後継者不足により使われなくなってしまった土地で、それを整備し新しいハウスを設置して農育事業にも活用しようとしている。

今回のみらい基金の助成事業は、守山市の農地における農業体験事業について、ハード面では営農組合保有の農地にビニルハウス、農業体験のための交流ハ

ウスの建設，ソフト面ではJAによる農育事業の募集，営農組合による農育事業の実施である。

守山市は，琵琶湖の南に位置し京都への通勤が可能な距離にあることから人口が増加している地区であり，また最近龍谷大学農学部が近隣の津市に開校するなど，若い世代・家族の農業体験や就農についての関心が高い。守山市役所は，これまでも両組合の活動を支援してきたが，本件事業についても農地に交流ハウスを作ることにについて両組合とともに粘り強い交渉を関係省庁に対して行い許可を取り付けるなど，大いにサポートしている。

さて，農育事業はいくつかのコースを設けている。まずレベル1は収穫体験，レベル2は土・苗作りから収穫までの体験，レベル3はレベル2に加え出荷・販売まで，レベル4は独立就農を視野に入れた実践を行うこととしている。本件プロジェクトが開始して丸1年を経過したところで，レベル2までが具体化されており，JA直売所(おうみんち)の年間50万人に上るという圧倒的な利用者数と地元生協や龍谷大学との連携を背景として，周辺住民のみならず京都などの近隣都市から体験希望者を受け入れており，最近ではアジア諸国から旅行客の受入れまで打診を受けるまでになっている。

レベル4については，就農を希望する人に対してまずは就農に向けての試行期間を提供しようというものである。試行期間を終えて実際に就農ということになった場合には，市，両組合が協力し，農機具リースや空き家の紹介などを行うことにしている。

本件農育事業の教育・相談については，農業試験場専門員，県農業大学校副校長の経歴を持つ方が営農組合の事務局長となっており，この事務局長を中心として営農組合の農家，JAの営農スタッフが連携しながら実施されている。

みらい基金は，地域の課題への内発的なチャレンジに対してあと一步の後押し役を果たすことを目的としている。

行政，農協，農業法人それぞれが単独で地域の課題に取り組んでいるケースは多いが，守山市の農育事業は多くの関係者が協力することで，より広がりや深みのある事業につながっている。そうした事業の可能性に対して「あと一步の後押し」をすることがみらい基金の目的である。

(株)農林中金総合研究所 代表取締役社長 齋藤真一・さいとう しんいち)



2015年の農業経営の特徴 ——水田作経営と肉用牛経営を中心に——

研究員 山田祐樹久

はじめに

2016年12月に公表された「農業経営統計調査（第1報）」（農林水産省）を主に用いて、15年における農業個別経営の特徴を整理する。はじめに15年の農業経営を概観したうえで、特に大きな変化がみられた水田作経営と肉用牛経営を中心に分析を行う。

1 15年の農業所得は前年比で増加。農業粗収益の伸びが目立つ

(1) 農業個別経営体の総所得は、農業所得の回復により前年比増加

第1表のとおり、15年の農業個別経営体全体（以下「全体」という）の総所得は496

万円であり、前年比で8.7%上昇した。

総所得の前年比増加をけん引したのは、農業所得の回復である。全体の農業所得は前年比で28.7%上昇し、154万円となった。総所得の増加率を寄与度分解すると、農業所得の寄与度は7.5ポイントと、農外所得や年金等収入のそれを大きく上回る。

営農類型別にみても、農業所得の寄与度の高さが読み取れる。特に、総所得に占める農業所得の割合が高い酪農経営や肉用牛経営では、農業所得の寄与度はそれぞれ22.7ポイント、34.3ポイントと高い水準となった。また、その割合が低い水田作経営においても、農業所得の寄与度は6.3ポイントと、総所得の増加をけん引した。

第1表 2015年の農業個別経営体における総所得の前年比増減とその要因

(単位 万円, %)

	全体			営農類型別											
				水田作			野菜作			酪農			肉用牛		
	実額	増加率	寄与度	実額	増加率	寄与度	実額	増加率	寄与度	実額	増加率	寄与度	実額	増加率	寄与度
総所得	496	8.7		447	8.4		580	9.7		1,206	23.8		785	30.9	
農業所得	154	28.7	7.5	53	93.5	6.3	297	15.7	7.6	1,054	26.6	22.7	560	58.0	34.3
農外所得	147	1.2	0.4	169	2.7	1.1	141	4.0	1.0	81	14.7	1.1	107	△13.1	△2.7
年金等収入	195	1.9	0.8	225	2.0	1.0	141	3.9	1.0	71	0.0	0.0	119	△3.1	△0.6

資料 農林水産省「農業経営統計調査」
(注) 農業所得には、農業生産関連事業による所得を含む。

(2) 農業経営費は前年比で増加するも、
農業粗収益の増加がそれを上回る

農業所得の回復は、農業経営費が前年比で増加したものの、農業粗収益がそれを上回って増加したことに起因する。

第2表のとおり、農業粗収益の前年比増加率が8.7%、農業経営費は2.5%と、ともに増加した。また、農業所得の前年比増加率を寄与度分解すると、農業粗収益の寄与度が36.6ポイント、農業経営費は△7.8ポイントとなり、農業粗収益の増加が農業所得の回復をけん引したことが分かる。このような傾向は第2表中の営農類型において共通して観察されるが、とりわけ水田作経営や肉用牛経営では、農業粗収益の寄与度がそれぞれ114.9ポイント、76.9ポイントと高い。

以下では、農業所得の前年比増加率が高い水準となった水田作経営と肉用牛経営について、農業粗収益の増加要因を中心に分析する。

2 水田作経営の農業所得回復には、米価の持ち直しと大規模経営体を中心とする補助金増加が影響

(1) 水田作経営の農業所得はおおむね13年水準に回復

15年の水田作経営における農業所得の前年比増加率が高い水準となったのは、米価が大幅下落した14年の反動である。第1図のとおり、15年の農業所得は、前年比では25万円増加したが、13年比では△1万円と、おおむね13年と同水準であることが分かる。

前述のとおり、水田作経営における15年の農業所得の回復をけん引したのは農業粗収益の増加である。農業粗収益について第2表中の寄与度をみると、販売等収入が58.0ポイント、補助金は56.9ポイントと、ほぼ同水準となっている。農業粗収益に占める補助金の割合は22%と低いものの、販売等

第2表 2015年の農業個別経営体における農業所得の前年比増減とその要因

(単位 万円, %)

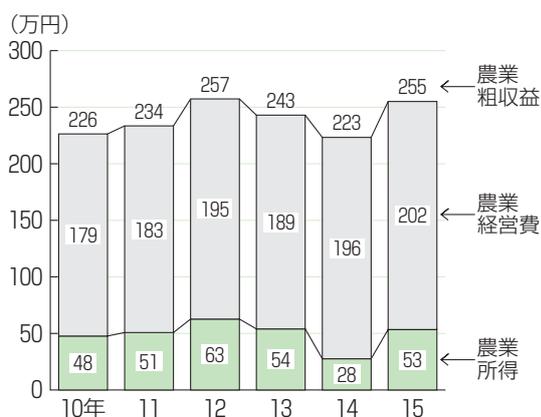
	全体			営農類型別											
				水田作			野菜作			酪農			肉用牛		
	実額	増加率	寄与度	実額	増加率	寄与度	実額	増加率	寄与度	実額	増加率	寄与度	実額	増加率	寄与度
農業所得 (a-b)	154	28.7		53	93.5		297	15.7		1,054	26.6		560	58.0	
農業粗収益 (a)	547	8.7	36.6	255	14.2	114.9	754	7.8	21.3	5,313	7.4	44.1	2,354	13.1	76.9
販売等収入	490	7.1	27.0	200	8.7	58.0	715	8.4	21.5	5,035	7.5	42.0	2,206	15.3	82.7
補助金	57	24.9	9.5	55	39.6	56.9	39	△1.0	△0.2	278	6.8	2.1	148	△12.3	△5.9
農業経営費 (b)	393	2.5	△7.8	202	3.0	△21.4	457	3.3	△5.6	4,259	3.5	△17.5	1,795	3.9	△18.8

資料 第1表と同じ

(注) 1 農業所得、農業粗収益、農業経営費には、農業生産関連事業による所得、収入、支出を含む。

2 補助金とは、「農業経営統計調査」における共済・補助金等受取金を指す。

第1図 水田作個別経営体の農業経営構造



資料 第1表に同じ
 (注) 農業生産関連事業の収入、支出を含む。

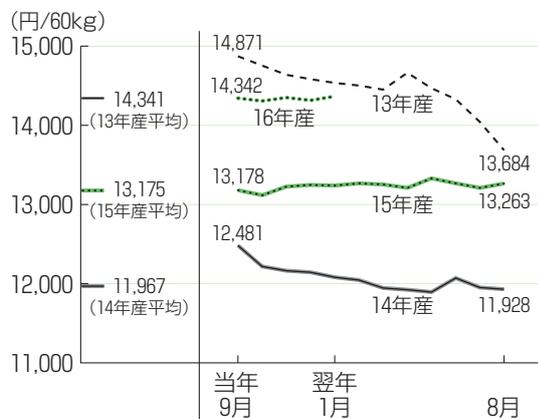
収入とともに、農業粗収益の増加に寄与した。

(2) 主食用米の需給改善による米価の持ち直しにより、販売収入が増加

販売等収入の前年比増加の要因について、米価の動向からみていきたい。

第2図のとおり、14年産米の60kgあたりの相対取引価格は、平均で11,967円と落ち込んだが、15年産米の平均は13,175円と10.1%上昇した。

第2図 米の相対取引価格(全銘柄平均)



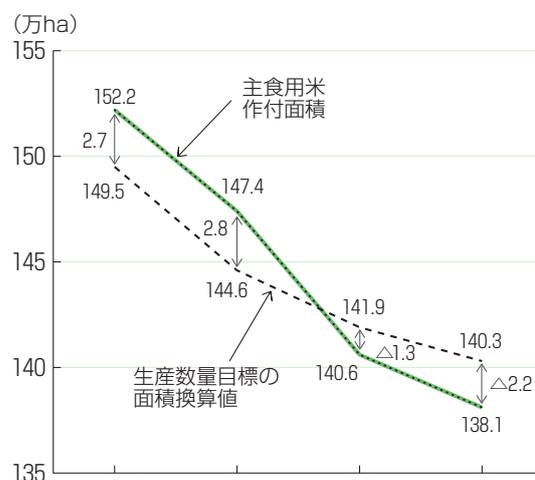
資料 農林水産省「米の相対取引価格・数量、契約・販売状況、民間在庫の推移等」

15年産米の価格がやや持ち直した背景には、超過作付けの解消による需給環境の改善が挙げられる。第3図のとおり、15年産の主食用米作付面積は前年産比で6.8万ha減少し、生産数量目標の面積換算値を1.3万ha下回った。

このような主食用米作付面積の減少は、飼料用米を中心とする作付転換によって進行したとみられる。第4図のとおり、14年(注)から15年にかけて、戦略作物の作付面積が6.2万ha増加し、42.6万haとなった。とりわけ飼料用米の作付面積が4.6万ha増加と際立っており、WCS用稲や大豆の作付面積についてもそれぞれ0.7万ha増加した。

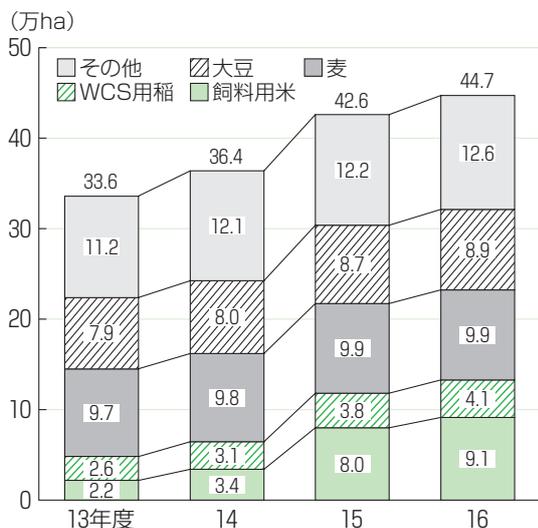
このような戦略作物作付の伸長と、それに伴う主食用米作付面積の縮小による米価上昇が、販売等収入の増加に影響したと言えよう。また、16年産米に関しても、さらなる戦略作物の作付面積拡大のもと、米価は13年水準付近まで回復した。

第3図 主食用米の超過作付けの動向



資料 農林水産省「米の作付動向」(各年産)

第4図 戦略作物の作付面積



資料 農林水産省「経営所得安定対策等の加入申請状況」(各年度)

(注) 水田活用の直接支払交付金における戦略作物(基幹作物)の作付計画面積を使用しており、13年度から15年度は各年度の翌年4月末時点での支払面積、16年度は作付計画面積を掲載。

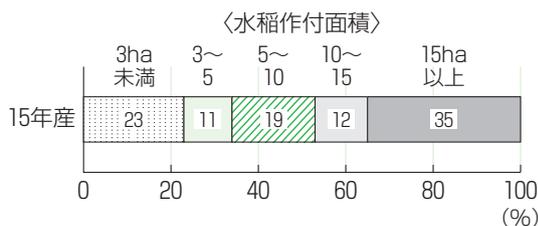
(注1) 戦略作物とは、経営所得安定対策において、直接支払交付金の対象として国が定めた作物を指す。

(3) 戦略作物の作付けは、大規模経営体を中心に伸長

戦略作物の作付面積拡大をけん引したのは、どのような経営体なのかについてみていきたい。

第5図のとおり、15年産の飼料用米生産者数のうち66%が、水稻の作付面積規模が

第5図 2015年産の飼料用米生産者数の水稻作付面積規模別分布状況



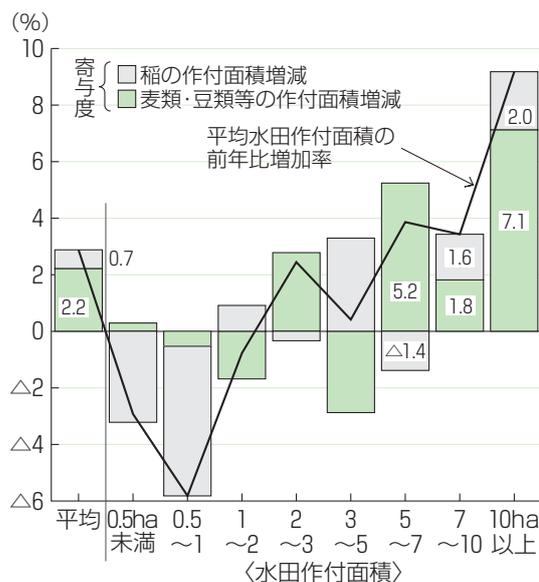
資料 農林水産省「飼料用米の推進について」(16年10月)

(注) 水稻作付面積には、飼料用米以外の米も含む。

5ha以上の経営体となっており、飼料用米の大部分が大規模経営体によって生産されていることが分かる。このことから前述した14年から15年にかけての飼料用米作付の拡大は、大規模経営体を中心に進行したと考えられる。

水田における稲以外の作付動向についてもみてみよう。第6図は、水田作付延べ面積(以下「水田作付面積」という)ごとに、14年から15年にかけての平均水田作付面積の増減と、それに対する稲と麦類・豆類等のそれぞれの作付面積増減の寄与度を示したものである。水田作付面積が5ha以上の経営体に着目すると、平均水田作付面積の前年比増加率の高さが目立つとともに、麦類・豆類等の作付面積増減の寄与度が稲のそれを上回っている。大規模経営体への経営耕地の集積が進むとともに、大規模経営

第6図 2015年における水田作付個別経営体の水田作付面積別、平均水田作付面積の前年比増減と要因



資料 第1表に同じ

体において稲以外の作物の作付けが拡大したことが読み取れる。

また、水田作付面積が7 ha以上の経営体では、稲の作付面積についても寄与度がプラスとなっていることから、稲の作付面積も前年比で増加したことが分かる。飼料用米が大規模経営体を中心に作付けされていることを鑑みれば、稲の作付面積の伸びには、飼料用米作付の増加分も含まれていると考えられる。

(4) 農業所得の回復には、大規模経営体における補助金増加も強く影響

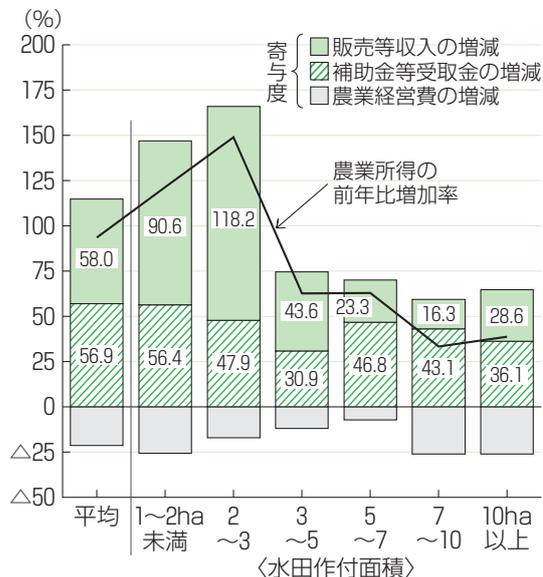
15年の農業所得の前年比増加には、補助金も寄与したことを先に述べたが、そこには大規模経営体による作付転換も関係している。

第7図の水田作付面積5 ha以上の経営体に着目すると、農業所得の前年比増加に対する補助金の寄与度が販売等収入のそれを上回っている。大規模経営体を中心に戦略作物の作付けが進んだことにより、「水田活用の直接支払交付金」の受取額が、主として5 ha以上の経営体において増加したと考えられる。

また、14年にかけての米価下落を受けた「米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）」の交付金についても、対象が認定農業者や認定新規就農者、集落営農に限定されていることから、作付面積の大きな経営体を中心に交付されたとみられる。

近年、水田作経営において規模拡大が進んでいるものの、その経営は依然として補

第7図 2015年における水田作個別経営体の水田作付面積別、農業所得の前年比増減と要因



資料 第1表に同じ
 (注) 1 1ha未満については、14年の農業所得が負の値であるため省略。
 2 各項目には、農業生産関連事業の収入や支出を含む。

助金政策に影響を受けやすいことがうかがえる。

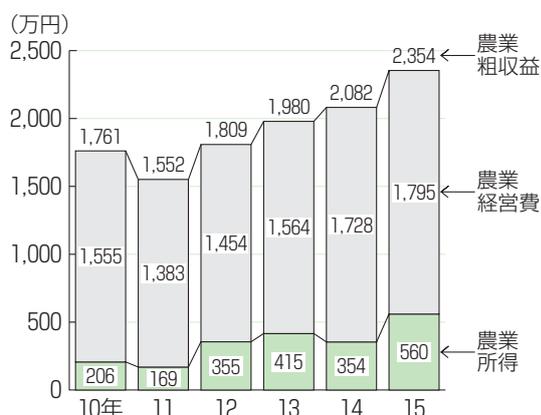
3 肉用牛経営では生産基盤の弱体化が進むとともに、経営費上昇の圧迫を強く受ける

(1) 肉用牛経営の農業所得は高水準となったが、経営費の上昇も目立つ

水田作経営に次いで農業所得の前年比増加率が高かった肉用牛経営についてみていきたい。

第8図から、15年の農業所得（560万円）は、近年ではとりわけ高い水準であったことが読み取れる。一方、12年以降の農業経営費の増加も目立っており、15年は11年比

第8図 肉用牛個別経営体の農業経営構造



資料 第1表に同じ
 (注) 農業生産関連事業の収入、支出を含む。

で412万円もの増加となっている。15年の農業粗収益は前年比で272万円、率にして13.1%と大きく伸びたことで、農業所得は高水準となったものの、農業経営費の上昇による圧迫を強く受けていることがうかがえる。

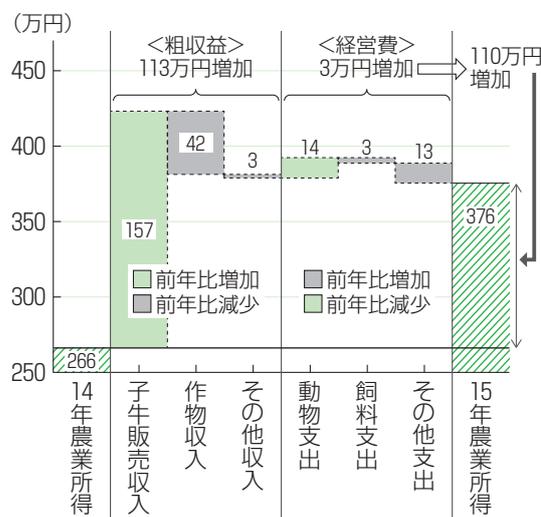
以下では、肉用牛経営における粗収益や経営費の増加要因を、繁殖牛経営と肥育牛経営のそれぞれについて検討する。

(2) 繁殖牛経営では、子牛価格の高騰を受けて粗収益が増加

第9図のとおり、15年の繁殖牛経営の農業所得は、前年比で110万円増加し376万円となった。子牛販売収入が前年比で157万円増加しており、農業所得の増加をけん引したことが分かる。

子牛販売収入の増加は、子牛価格の高騰に起因する。第10図のとおり、10年から12年にかけては1頭あたりおおむね40万円台で推移していた子牛価格が13年以降上昇し、16年には90.8万円と高騰した。子牛価格高

第9図 2015年における繁殖牛個別経営の農業所得の前年比増加の要因



資料 第1表に同じ
 (注) 子牛販売収入は、農業経営統計調査における粗収益項目の自家生産和牛を示す。

第10図 肉用子牛価格と繁殖牛飼養頭数



資料 農林水産省「畜産統計」「農作物価統計」
 (注) 16年の肉用子牛の生産者購入価格は第1報。

騰の背景には、繁殖牛飼養頭数の減少が挙げられる。12年から14年にかけて、繁殖牛飼養頭数の前年比増加率は△4%近く、急速な減少が続いていた(第10図)。子牛の育

第11図 1戸あたりの繁殖牛飼養頭数と繁殖牛飼養頭数規模別飼養戸数



資料 農林水産省「畜産統計」

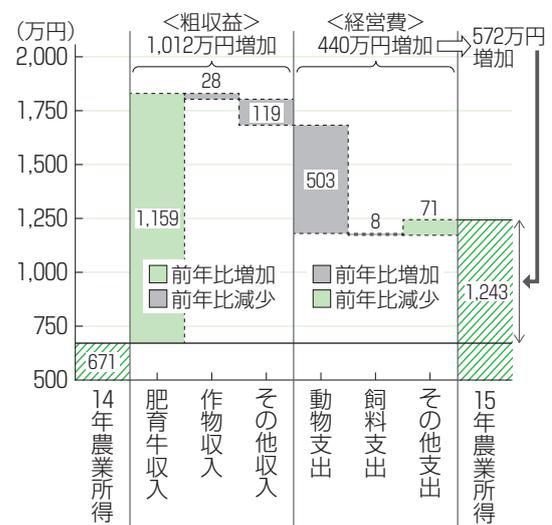
成期間が約10か月であることを考慮すると、12年以降の繁殖牛飼養頭数の急速な減少が、13年以降の子牛価格高騰につながったと考えられる。

また、繁殖牛飼養頭数の減少には、繁殖牛経営体の減少が影響している。第11図のとおり、1戸あたりの繁殖牛飼養頭数は微増しているものの、飼養戸数は年に約3千戸のペースで減少が続いており、生産基盤が弱体化していることがうかがえる。

(3) 肥育牛経営では子牛価格の高騰による圧迫を受けるも、肉用牛価格の上昇により15年の粗収益は増加

子牛価格の高騰は、肥育牛経営においては農業経営費の上昇につながる。第12図のとおり、15年の肥育牛経営では、動物支出が前年比で503万円もの増加となった。なお、

第12図 2015年における肉用牛個別経営体の農業所得の前年比増加の要因



資料 第1表に同じ

ここでの動物とは、肥育素牛（子牛）を指すと考えて良いだろう。

肥育素牛価格の高騰による経営費上昇の一方で、15年の農業所得は前年比で572万円増加し、1,243万円と高い水準となった。肥育牛収入が前年比で1,159万円増加しており、農業所得の増加をけん引したことが読み取れる。

肥育牛収入の増加要因について、第13図の肉用牛価格の動向からみていきたい。10年時点ではおおむね11,000円台で推移していた肉用牛の生産者販売価格（生体10kgあたり）が、いったん11年に落ち込んだもの^(注2)、以降は15年にかけて上昇し、15年12月には17,580円と高騰した。

肉用牛価格の高騰には、肥育牛飼養頭数の減少が影響している。特に、15年の肥育牛飼養頭数は前年比△3.4%と大きく落ち込み、同年の肉用牛価格は大幅に上昇した。肥育牛飼養頭数の減少には、子牛価格の高

第13図 肉用牛価格と肥育牛の飼養頭数



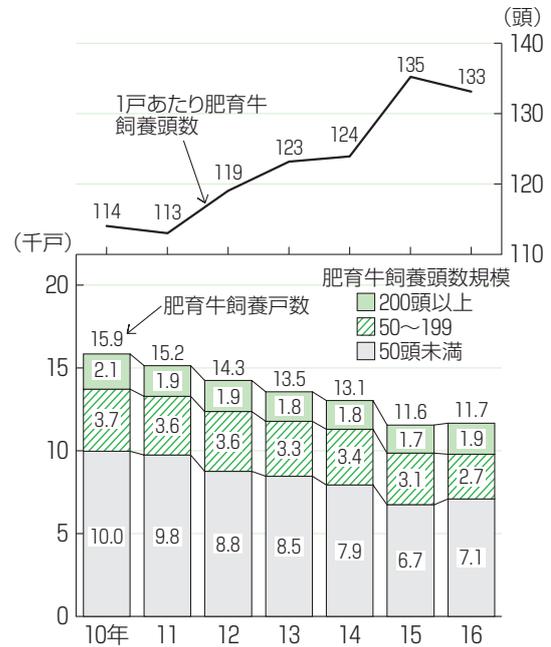
資料 第10図に同じ
 (注) 1 肥育牛飼養頭数は、肉用種の肥育用牛と乳用種の和。
 2 16年の肉用牛の生産者販売価格は第1報。

騰のもと、小規模肥育経営体を中心に、肥育素牛の購入を控えたケースが多かったことが挙げられる。第14図のとおり、15年の肥育牛飼養戸数は前年比で1,500戸減少しており、うち1,200戸は肥育牛飼養頭数が50頭未満の経営体が占める。これにより、1戸あたり飼養頭数は135頭と前年比で11頭増加したものの、その増加分は14年の肥育牛飼養頭数を維持する水準には達していなかったことが読み取れる。

このように、子牛価格高騰を受けた肉用牛供給の減少が、肉用牛価格高騰の主たる要因と言えよう。また、肥育牛の出荷時に、高騰する素牛（子牛）価格を肉用牛価格に転嫁しなければ経営が圧迫されることも想定され、このことも肉用牛価格の上昇に影響したと考えられる。

(注2) 11年における肉用牛価格の下落と肥育牛飼

第14図 1戸あたりの肥育牛飼養頭数と肥育牛の飼養頭数規模別飼養戸数



資料 第11図に同じ
 (注) 肥育牛飼養戸数は、肉用種の肥育用牛および乳用種を飼養している戸数。

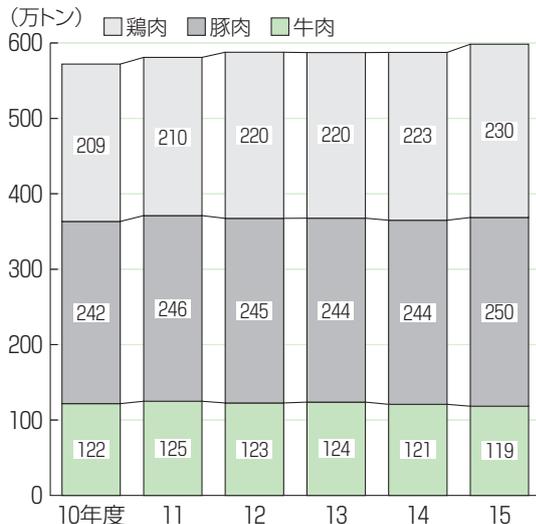
養頭数の減少は、東日本大震災や、原発事故の影響を受けたものである。

(4) 需要減少のもと、肉用牛価格は頭打ち。肉用牛経営の持続性が懸念される

15年の肉用牛経営では、子牛価格高騰の圧迫を受けつつも、肉用牛価格の上昇に伴う肥育牛収入の増加により、農業所得は前年比で大きく増加した。しかし、15年まで上昇基調にあった肉用牛価格が、16年については12月を除き横ばいで推移したこと注目したい（第13図）。

第15図から、主要肉類の需要の動向をみると、牛肉は14年度以降に減少し15年度は120万トンを超えたのに対し、鶏肉と豚肉の15年度の需要量は、それぞれ前年比で7万トン、6万トン増加した。牛肉価

第15図 主要肉類の需要量



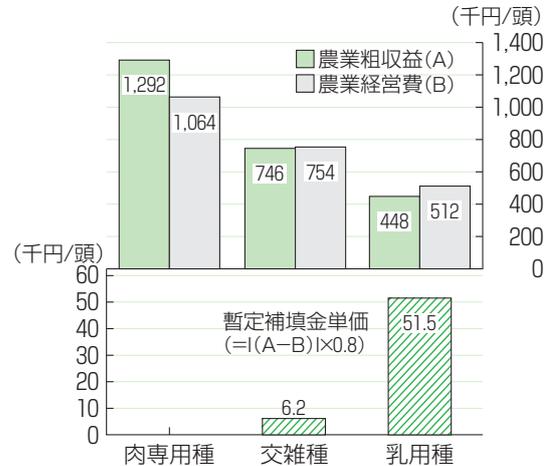
資料 農林水産省「食料需給表」
 (注) 1 需要量は、食料需給表における国内消費仕向け量に該当。
 2 15年度は概算。

格の高騰を受け、消費者が牛肉を買い控えるとともに、豚肉や鶏肉への代替消費が進んだことで、肉用牛価格の上昇に頭打ちの感が出てきたとみられる。

一方、子牛価格は16年も引き続き上昇した(前掲第10図)。ここで懸念されるのは、肉用牛価格の頭打ちにより、高騰する子牛価格を肉用牛価格に転嫁することでの農業所得の確保が難しくなることである。実際、経営環境の悪化を受け、肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)が、乳用種では16年7月以降に、交雑種についても同年11月に発動された(第16図)。

このようななか、繁殖牛飼養頭数の確保と拡大が焦眉の急となっている。16年の繁殖牛飼養頭数は、前年比で9千頭、率にして1.7%と僅かに増加した(前掲第10図)。繁殖牛飼養戸数は前年比で減少したものの、1戸あたりの繁殖牛飼養頭数が前年比で1

第16図 2016年11月の肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)補填金算定



資料 農畜産業振興機構「肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)の補填金単価(概算)について(平成28年11月分)」

頭増加しており、また、繁殖牛飼養頭数10頭以上の飼養戸数が100戸増加したといった経営規模の拡大が、繁殖牛飼養頭数の増加要因とみられる(前掲第11図)。

しかし、繁殖牛経営では、出産、哺育、育成における作業量の多さや技術対応の難しさから、経営規模の拡大は容易ではない。実際、第11図と第14図から、繁殖牛経営は肥育牛経営に比して小規模であることが分かる。こうした状況への対応を考えるにあたり、国や地方自治体からの補助のもと、農協等が繁殖牛や子牛の共同管理を行うキャトル・ステーションやキャトル・ブリーディング・ステーションといった事業の動きが、大いに注目される場所である。

おわりに

15年における水田作経営の農業所得の持ち直しには、主食用米からの作付転換が伸

長したことによる米価の回復に加え、大規模経営体における補助金増加も強く影響した。水田作経営における農業生産性の上昇には、経営規模の拡大が不可欠であるものの、大規模経営体の農業経営は、依然として補助金政策の影響を受けやすい構造となっている。18年の生産調整の見直しも視野に入れ、米の販路の安定的な確保が肝要であり、そこにおいてはJAグループも一層力を注いでいく必要がある。

畜産経営においては、近年の離農による供給減が肉用牛価格の上昇を惹起し、15年の農業所得は増加した。ただし、繁殖農家

の離農に伴う素牛供給の減少により、農業経営費は今後も上昇するとみられ、さらにそのことが生産基盤の一層の弱体化につながっている可能性もある。農業経営の持続性確保に向け、JAグループや行政が連携しつつ、経営支援に取り組んでいくことが強く求められる。

<参考文献>

- ・山田祐樹久(2016)「近年の農家経済の動向—経営規模に着目して—」『農林金融』8月号

(やまだ ゆきひさ)



統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(67)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(67)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(67)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(68)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(68)
6. 農業協同組合 主要勘定	(68)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(70)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(70)
9. 金融機関別預貯金残高	(71)
10. 金融機関別貸出金残高	(72)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部
TEL 03 (6362) 7755
FAX 03 (3351) 1153

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字 「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金 預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通 合計
2012. 1	42,245,041	5,165,517	20,168,893	3,956,935	41,574,741	14,435,029	7,612,746	67,579,451
2013. 1	45,711,285	4,705,493	28,210,135	2,987,588	49,846,043	16,301,876	9,491,406	78,626,913
2014. 1	48,848,635	4,126,079	25,360,648	5,963,766	50,289,756	16,322,488	5,759,352	78,335,362
2015. 1	52,505,391	3,648,885	31,060,309	6,034,814	55,907,620	19,274,363	5,997,788	87,214,585
2016. 1	55,525,225	3,246,569	34,846,624	13,301,386	57,764,062	18,115,386	4,437,584	93,618,418
2016. 8	61,204,037	2,837,329	29,646,304	24,529,057	52,913,635	11,895,381	4,349,597	93,687,670
9	61,372,988	2,778,263	35,054,450	25,762,771	54,657,306	11,815,424	6,970,200	99,205,701
10	61,068,170	2,719,058	31,731,749	24,966,767	53,911,953	11,765,775	4,874,482	95,518,977
11	62,156,444	2,660,005	34,258,363	23,239,736	59,147,171	11,493,785	5,194,120	99,074,812
12	63,158,916	2,601,504	43,463,382	24,734,173	62,111,397	11,188,920	11,189,312	109,223,802
2017. 1	61,512,023	2,542,440	43,818,796	23,439,749	62,102,940	11,049,629	11,280,941	107,873,259

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2017年1月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	52,118,398	-	2,275,860	63	5,336	-	54,399,658
水産団体	1,772,153	3,500	114,731	1	33	-	1,890,417
森林団体	1,583	-	6,237	2	106	-	7,928
その他会員	1,236	-	6,417	-	-	-	7,653
会員計	53,893,370	3,500	2,403,245	66	5,475	-	56,305,656
会員以外の者計	421,231	29,129	397,987	81,756	4,255,112	21,154	5,206,368
合計	54,314,601	32,629	2,801,232	81,822	4,260,587	21,154	61,512,024

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 290,752百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2017年1月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	549,849	107,686	106,728	-	764,262
	開拓団体	26	10	-	-	36
	水産団体	18,962	4,025	7,358	-	30,345
	森林団体	1,861	3,644	2,347	27	7,879
	その他会員	1,350	690	20	-	2,060
	会員小計	572,047	116,055	116,452	27	804,582
	その他系統団体等小計	84,596	13,027	35,425	-	133,047
計	656,643	129,082	151,877	27	937,629	
関連産業	2,979,292	38,920	794,260	2,476	3,814,948	
その他	6,159,905	2,782	134,365	-	6,297,053	
合計	9,795,840	170,784	1,080,502	2,503	11,049,630	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年月末	預 金			譲渡性預金	発行債券
	当 座 性	定 期 性	計		
2016. 8	7,145,995	54,058,042	61,204,037	-	2,837,329
9	7,214,602	54,158,386	61,372,988	-	2,778,263
10	6,759,845	54,308,325	61,068,170	-	2,719,058
11	7,762,485	54,393,959	62,156,444	-	2,660,005
12	8,889,717	54,269,199	63,158,916	10,000	2,601,504
2017. 1	7,181,012	54,331,011	61,512,023	-	2,542,440
2016. 1	5,242,637	50,282,588	55,525,225	-	3,246,569

(借 方)

年月末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2016. 8	49,335	24,479,722	52,913,635	13,292,503	15,614	-	197,380
9	93,925	25,668,846	54,657,306	13,639,886	510	-	158,834
10	65,970	24,900,796	53,911,953	13,278,738	504	-	168,290
11	101,515	23,138,221	59,147,171	13,278,738	1,105	-	167,458
12	61,066	24,673,107	62,111,397	13,023,521	2,508	-	161,426
2017. 1	90,853	23,348,895	62,102,940	13,023,521	2,488	-	170,784
2016. 1	56,108	13,245,278	57,764,062	13,071,749	12,170	-	179,659

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年月末	貯 金		譲渡性貯金	借 入 金	出 資 金
	計	うち定期性			
2016. 8	61,661,325	60,374,632	1,437,726	1,018,811	1,870,041
9	61,401,821	60,348,480	1,391,665	1,030,012	1,933,991
10	61,803,589	60,614,685	1,435,003	1,030,011	1,933,991
11	61,844,135	60,681,494	1,443,611	1,030,011	1,933,991
12	62,659,795	61,279,741	1,334,948	1,159,311	1,933,991
2017. 1	62,366,706	61,191,019	1,336,787	1,159,311	1,933,991
2016. 1	59,744,921	58,446,686	1,141,350	946,395	1,780,786

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年月末	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2016. 7	31,237,472	66,394,121	97,631,593	493,993	328,539
8	31,457,606	66,544,798	98,002,404	501,129	335,583
9	31,352,713	66,299,465	97,652,178	511,168	345,378
10	32,146,884	66,048,626	98,195,510	511,688	344,879
11	31,867,962	66,376,763	98,244,725	501,067	335,377
12	32,489,958	66,943,574	99,433,532	501,969	340,801
2015. 12	31,045,703	65,792,334	96,838,037	462,208	299,321

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
-	2,274,132	3,480,488	23,891,684	93,687,670
-	1,960,753	3,480,488	29,613,209	99,205,701
-	2,262,865	3,480,488	25,988,396	95,518,977
-	1,816,650	3,480,488	28,961,225	99,074,812
-	2,487,886	3,480,488	37,485,008	109,223,802
-	1,956,588	3,480,488	38,381,720	107,873,259
647,000	3,375,861	3,480,488	27,343,275	93,618,418

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
10,728,542	967,309	2,149	11,895,381	57,737	4,276,246	93,687,670
10,601,149	1,053,401	2,037	11,815,424	65,168	6,904,522	99,205,701
10,544,252	1,050,878	2,354	11,765,775	20,000	4,853,979	95,518,977
10,229,254	1,094,639	2,432	11,493,785	490,672	4,702,343	99,074,812
9,932,452	1,092,166	2,875	11,188,920	343,308	10,843,496	109,223,802
9,795,840	1,080,502	2,503	11,049,629	670,602	10,607,852	107,873,259
16,726,759	1,206,036	2,930	18,115,386	337,510	4,087,904	93,618,418

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	うち系統				計	うち金融 機関貸付金
64,227	41,769,879	41,715,938	5,000	670,968	16,650,830	6,619,216	1,600,427
59,553	41,438,080	41,387,408	20,000	681,904	16,778,729	6,662,822	1,631,017
57,546	41,604,528	41,550,333	10,000	688,988	16,945,540	6,770,324	1,625,578
61,854	41,435,327	41,379,469	10,000	710,529	17,311,725	6,795,120	1,639,196
85,318	41,793,488	41,743,399	20,000	721,318	17,505,345	6,880,275	1,692,887
66,839	41,376,531	41,326,697	20,000	731,262	17,668,544	6,902,034	1,685,332
61,695	38,982,466	38,940,581	43,000	594,823	16,833,561	6,809,467	1,627,751

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方							報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金			
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫 (農)貸付金		
425,212	72,317,580	72,095,546	4,008,531	1,616,686	22,055,703	176,464	661	
439,571	72,697,665	72,475,531	4,031,091	1,643,839	22,033,017	178,803	661	
414,244	72,580,163	72,362,235	4,015,202	1,634,939	21,838,539	179,106	657	
408,538	73,027,271	72,816,073	4,003,565	1,630,901	21,810,539	178,423	657	
430,103	73,039,309	72,829,766	4,035,743	1,664,095	21,774,449	168,612	657	
479,519	74,162,677	73,945,383	4,051,305	1,686,206	21,684,303	168,546	657	
481,781	70,844,612	70,587,587	4,189,614	1,707,272	22,346,836	175,395	681	

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2016. 10	2,437,031	1,731,115	18,071	54,939	15,927	1,901,165	1,881,254	83,551	489,101	
11	2,430,575	1,724,262	18,071	54,937	17,405	1,895,479	1,874,858	83,115	484,497	
12	2,429,116	1,732,925	19,371	54,944	17,135	1,910,698	1,887,331	82,292	473,778	
2017. 1	2,406,540	1,717,990	19,371	54,943	17,647	1,891,558	1,871,478	81,888	469,287	
2016. 1	2,309,718	1,630,123	12,922	53,894	16,652	1,755,330	1,736,436	93,002	490,930	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方							報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金			
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金		
2016. 8	777,164	422,916	93,826	66,749	107,034	6,426	774,398	766,279	400	158,454	8,362	80	
9	793,443	428,427	94,981	68,620	107,261	5,905	797,245	788,332	400	160,127	8,281	80	
10	829,724	455,960	93,759	67,849	107,336	5,867	834,231	826,385	400	159,154	8,223	80	
11	814,626	439,365	87,352	63,546	107,352	6,786	823,829	814,949	400	153,321	8,008	80	
2015. 11	807,547	434,454	90,612	66,410	109,827	6,032	809,229	798,618	400	161,930	9,114	90	

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
 3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残 高	2013. 3	896,929	553,388	2,856,615	2,282,459	600,247	1,248,763	182,678	
	2014. 3	915,079	556,085	2,942,030	2,356,986	615,005	1,280,602	186,716	
	2015. 3	936,872	580,945	3,067,377	2,432,306	632,560	1,319,433	192,063	
	2016. 1	963,310	597,449	3,052,490	2,436,352	639,473	1,348,519	195,377	
	2	964,074	599,237	3,131,890	2,437,704	638,096	1,353,247	196,107	
	3	959,187	597,361	3,235,087	2,482,863	642,280	1,347,476	195,607	
	4	963,679	603,491	3,252,802	2,491,246	644,282	1,362,524	196,956	
	5	961,952	603,745	3,289,342	2,487,350	642,154	1,358,855	196,306	
	6	974,332	616,724	3,247,987	2,495,612	648,712	1,371,890	198,759	
	7	976,316	613,422	3,227,988	2,486,818	645,594	1,370,332	198,254	
	8	980,024	616,613	3,247,046	2,481,037	645,164	1,374,288	198,843	
9	976,522	614,018	3,275,716	2,474,640	649,865	1,376,917	199,429		
10	981,955	618,036	3,300,066	2,477,725	648,016	1,378,867	199,049		
11	982,447	618,441	3,359,669	2,493,530	648,384	1,377,159	198,492		
12	994,335	626,598	3,325,910	2,519,581	657,649	1,388,857	200,514		
2017. 1	P 989,206	623,667	3,357,514	2,497,673	651,321	1,380,857	199,456		
前 年 同 月 比 増 減 率	2013. 3	1.7	3.7	3.6	3.4	0.6	1.9	2.8	
	2014. 3	2.0	0.5	3.0	3.3	2.5	2.5	2.2	
	2015. 3	2.4	4.5	4.3	3.2	2.9	3.0	2.9	
	2016. 1	2.3	2.6	3.4	2.5	1.9	2.3	1.8	
	2	2.3	2.7	5.8	1.9	1.2	2.1	1.6	
	3	2.4	2.8	5.5	2.1	1.5	2.1	1.8	
	4	2.5	3.1	7.1	2.4	2.0	2.3	2.0	
	5	2.3	3.4	7.1	2.0	1.4	2.1	1.9	
	6	2.1	3.7	6.4	1.9	1.3	2.0	2.0	
	7	2.5	3.0	6.3	2.7	1.8	2.4	2.0	
	8	2.4	2.9	7.2	2.2	1.7	2.2	2.1	
9	2.5	3.0	7.2	2.1	1.7	2.2	2.1		
10	2.6	3.2	9.1	2.3	1.9	2.4	2.1		
11	2.7	4.4	9.1	2.7	1.9	2.4	2.1		
12	2.7	4.2	9.5	2.8	1.9	2.3	2.1		
2017. 1	P 2.7	4.4	10.0	2.5	1.9	2.4	2.1		

- (注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
 2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
 3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
 4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残高	2013. 3	215,438	54,086	1,768,869	1,665,845	448,507	636,876	95,740	
	2014. 3	213,500	52,736	1,812,210	1,716,277	457,693	644,792	97,684	
	2015. 3	209,971	52,083	1,829,432	1,783,053	470,511	658,016	100,052	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	前年同月比増減率	2016. 1	206,725	51,817	1,848,781	1,829,384	479,679	668,944	101,861
		2	206,736	51,596	1,837,116	1,824,780	478,364	666,809	101,904
		3	206,362	51,472	1,853,179	1,846,204	487,054	673,202	102,887
		4	205,802	50,243	1,816,778	1,841,310	482,331	670,225	102,446
		5	205,953	49,778	1,816,351	1,844,351	481,966	669,311	102,382
		6	205,924	49,611	1,829,770	1,848,121	485,370	671,924	102,534
		7	206,116	49,756	1,816,742	1,859,532	486,625	675,311	103,079
		8	205,865	50,188	1,816,087	1,862,743	486,135	674,517	103,278
9		204,781	50,318	1,830,384	1,875,964	492,818	681,666	104,341	
10		204,530	51,447	1,822,662	1,874,640	490,452	679,045	104,240	
11		204,226	51,559	1,832,629	1,882,593	492,162	680,296	104,554	
12		203,263	51,874	1,839,588	1,903,627	499,129	689,067	105,481	
2017. 1 P	202,868	52,167	1,832,542	1,899,466	496,139	684,445	105,076		
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>									
前年同月比増減率	2013. 3	△2.0	1.2	1.6	3.3	0.9	△0.2	1.0	
	2014. 3	△0.9	△2.5	2.5	3.0	2.0	1.2	2.0	
	2015. 3	△1.7	△1.2	1.0	3.9	2.8	2.1	2.4	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	前年同月比増減率	2016. 1	△1.6	△1.1	2.5	3.7	3.4	2.6	2.5
		2	△1.6	△1.5	1.8	3.1	3.1	2.2	2.4
		3	△1.7	△1.2	1.3	3.5	3.5	2.3	2.8
		4	△1.6	△1.7	0.7	3.9	3.7	2.6	3.0
		5	△2.0	△2.9	0.4	3.6	3.1	2.1	2.7
		6	△1.9	△2.8	0.3	3.6	3.1	2.4	2.8
		7	△1.8	△2.4	△0.7	3.9	3.4	2.7	3.0
		8	△1.9	△2.0	△0.7	3.9	3.4	2.5	3.0
9		△2.0	△0.8	△0.5	4.0	3.4	2.5	3.1	
10		△2.0	△0.6	△0.4	3.9	3.4	2.2	3.1	
11		△1.9	△0.4	△0.6	4.1	3.7	2.5	3.4	
12		△1.8	△0.6	△0.6	3.9	3.5	2.5	3.2	
2017. 1 P	△1.9	0.7	△0.9	3.8	3.4	2.3	3.2		

(注) 1 表9 (注) に同じ。

2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。

3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取り組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取り組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取り組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取り組みに少しでも貢献できれば幸いです。

(2017年3月17日現在、掲載情報タイトル3,356件)

- 農中総研では、農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）の広報誌やホームページ等に公開されている、東日本大震災に関する情報を受け付けております。
冊子の保存期限の到来、ホームページの更改や公開データ保存容量等、何らかの理由で処分を検討されている情報がありましたら、ご相談ください。

The screenshot shows the homepage of the website. At the top, there is a search bar and navigation links. The main content area features a large heading and a brief introduction. Below this, there are four main categories: '被災状況' (Disaster Status), '支援活動' (Support Activities), '復旧・復興への取り組み' (Recovery and Revival Efforts), and '原発関連' (Nuclear Power Related). The bottom of the page includes a footer with contact information and social media links.

URL : <http://www.quake-coop-japan.org/>

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所
FAX 03-3351-1159
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2017年4月号第70巻第4号〈通巻854号〉4月1日発行

編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700

編集TEL 03-6362-7779 FAX 03-3351-1159

URL : <http://www.nochuri.co.jp/>

発行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所

永井印刷工業株式会社